

古代の郷土

東北地方北部では、イネづくりとはいっても、イネづくり農耕一色になるには、あまりにも気候上の制約がきびしいものであった。したがって、郷土の文化が「弥生文化」と名づけられるものに、一氣にたかまり発達したのではないことを前章で述べてある。

北海道では明確に続縄文文化という時代区分をしている。東北地方北部でも「続縄文文化の時代」として、古代初期を位置づけるべきではないだろうか。

もともと、縄文・続縄文文化の中味は、大変豊かなものであった。この地方の、山野河海には、ドングリ・クリ・ヤマイモが豊富でサケ・マスが海岸や河川にあふれる時期がある。人びとは安定した生活を営むようになり、定住するようになりつつあった。

しかし気候風土のうえで、リスクの大きいイネづくりを中心にした生活に切りかえてしまう訳にはいかなかった。縄文文化のよき伝統をうけつぎながら、弥生文化の波をあびるという時代に安住していたと思われる。

しかし歴史の流れは西日本方面に小国家を分立させ、やがて倭の奴の国が一世紀半ばには、後漢に朝貢する。さらに一九〇年頃、倭国大いに乱れ、ヒミコが王となって治めている。三〇〇年頃になると、大和地方に前方後円墳などの巨大古墳に王を葬るというような国が生まれ、朝鮮半島、中国との対外的関係も次第に複雑になってくる。

五三八年に仏教を伝えた百済が、五四七年新羅に攻撃されて劣勢になり、倭に救援をたのむなど、六世紀には朝鮮半島情勢にまきこまれるようになってくる。そのようなきびしい国際情勢をよそに、日本海岸にそって倭は勢力を北進させている。

大和朝廷（倭）の「北方開拓」の歴史については、具体的な史料が少なかったが、近年郷土五城目にも発掘調査や文献資料によって、明らかにになった部分がひろがっている。岩野山古墳群・石崎遺跡（大川柵跡）・中谷地遺跡・海防遺跡などで、古代の歴史が明らかにされる部分がひろがってきている。

巨大古墳

『日本書紀』には崇神朝（崇神一〇年）のときに「四道將軍」派遣の記事があり、『古事記』にも同様の記事がある。この記事で大和から東北地方に通じるルートは、日本海岸と太平洋岸と二本あったことがわかる。紀によると、大毘古（大彦）命と建沼河別（武淳川別）命の親子が行きあって、この大遠征がおわるが、そのあった所が「会津」であったという説話になっているのが面白い。

この地名説話から、そのころは朝廷勢力が及ぶ場所は、せいぜい東北地方南部までであったとわかる。それを説明するように、会津若松市の市街地に、三角縁神獣鏡が出土した大塚山古墳があり、これは東北地方最古の古墳である。前方後円墳で四世紀ころのものといわれ、畿内的特色をもっている。

大和朝廷の成立は三世紀末ごろとされているから、それからいくらしないうちに、巨大前方後円墳を築くほどの実力のある大きな豪族がいたことを物語っている。

山形県南部から岩手県中部にかけて、点々と稲荷森古墳（山形県南陽市）・雷神山古墳（宮城県名取市）・遠貝塚古墳（仙台市）と北につらなるように存在する。角塚古墳（岩手県胆沢町）は、この連なりの最北になり、五世紀半ば以後の古墳である。角塚古墳は、わが国最北の前方後円墳である。

わが郷土をふくむ東北地方北部にあらわれる群集墳は、さらにおくれ七世紀から八世紀にかけてのものである。古墳や群集墳が北進していることと、その時期が東北地方へのフロンティアが北進している状況を物語っている。

近年の研究では、邪馬台国は、奈良県桜井市のあたりにあり、全長二八〇メートルの巨大な前方後円墳の箸墓古墳に卑弥呼が葬られたという説が有力になっている。その結果、古墳時代のはじまりは一〇〇年ほど古くなり、紀元前約五〇年とみられる。このことから、弥生時代のはじまりも、五〇年は古くなるという結論になる。東北地方北部日本海側にイネづくりが到達したのも、そうした年代の見直しをしなければならなくなる。

『日本書紀』の斉明天皇四（六五八）年の記事に、越国（北陸地方一帯）の国守阿倍比羅夫が北征を行なったとある。

時代は七世紀の半ば、天皇を中心とした中央集権国家「律令国家」がはじまったところで、その勢力拡大のための遠征であったと思われる。その記事には、鰐田浦に一八〇艘の大船団が姿をあらわしたとある。

斉明天皇紀四年四月条を見よう。

阿倍臣^名率^調船師一百八十艘伐蝦夷、鰐田・淳代二郡蝦夷望怖乞降、於是勒^レ軍陳^レ船於鰐田浦、鰐田蝦夷恩荷進而誓曰、不^下為^二官軍^一故持^中弓矢、但奴等性食^レ肉故持、若為^二官軍^一以儲^二弓矢^一、鰐田浦神知矣、将清白心^二仕^二官朝^一矣、仍授^二恩荷^一以^二小乙上^一、定^二淳代・津輕二郡々領^一、遂於^二有間浜^一召^二聚渡嶋蝦夷等^一大饗而帰、

Ⅱ 阿倍臣が、船の軍隊一八〇艘をひきいて蝦夷を伐った。鰐（秋）田・淳（能）代の二郡の蝦夷が、この水軍の様子を望み見て恐怖を感じ降伏を願い出た。そこで軍を整えて船を鰐田の浦に勢ぞろいさせた。鰐田の蝦夷（の酋長）恩荷が進み出て誓約して言うには「官軍に手むかうために弓矢を持っているわけではない。われわれは肉を食べる習性なので、その狩猟のために持っている。もし官軍に対するために弓矢を用意しているのだとしたら、人を欺くことはできてもその真相を鰐田の浦の神は知っているであろう。きつと神罰をこうむるであろう。私どもは潔白な心をもって朝廷に仕えまっとう」と述べた。そこで、恩荷に小乙上の位を授け（鰐田郡《評造》の郡領《評造》に任じ）、さらに、淳代と津輕二郡の郡領を定めた。最後には有間の浜に渡嶋の蝦夷たちを呼び集めて、大いに饗応して帰還させた。（『出羽の国』）

これが、わが郷土も含んだ秋田地方が、日本の歴史に直接的に出てきた最初の文献である。そして恩荷は最初に名前が記録された秋田人ということになる。

この記事から、比羅夫が水軍を率いる武将であったとわかる。一八〇艘の艦隊の長官であったのだが、秋田の蝦夷か

らすると、これまでみたこともない巨大な戦力であった。しかし舟そのものは小さなもので、兵力としては大きくはなかったであろう。しかし、よく訓練された戦力は強い圧力を蝦夷に感じさせたと思われる。

船団は「鰐田浦」に停泊したが、その海はまだ潟を形成していなかった、本土（五城目側）と男鹿島との間で、森山や寒風山の山頂から見ると、ちようど口をあけたように本土側に湾入していて、鰐田といえる大きく口を開けているような地形をいったものと思われる。恩荷が誓ったことばで「秋田の浦神」というのは諸説があるが、この地形からも距離からも「森山の神」であったと思われる。

比羅夫に恭順を誓った恩荷は、その名の如く男鹿島の族長で、地名を名乗るところから男鹿島の土着豪族であったと思われる。恩荷は大きな勢力をもち、少くとも本土側の現在の湖東部をも支配していたものであろう。

恩荷の比羅夫への降伏の誓いのことばに、弓矢をもっているのは、狩りによって食料を得るためで、抵抗するためではないといっている。このことばによつて、コメ栽培はしていても、実際の食生活はまだ縄文的色彩が濃かったとわかる。

阿倍比羅夫は恩荷に小乙上の位を授け、鰐田郡（評）の郡領（評造）に任じて、郡を治める責任者にした。また、淳代（いまの能代地域・山本郡）と津輕の郡領も任じ、最後に有間の浜という所に渡島（本土に近い北海道と思われる）の蝦夷をよび集めて、盛大な宴会で歓待して帰してやった。と記録されている。比羅夫は郡領などを任命し、極く下位の位階を授けられるという一定の権限をもっていたものであろう。ちなみに、恩荷の小乙上というのは最下位から三番目である。比羅夫は翌五年に同様の軍事行動を起こした。斉明天皇紀五年三月条を見ることにしよう。

是月、阿倍臣を遣して、船師一百八十艘を率いて蝦夷国を討たしむ。阿倍臣、飽田・淳代二郡の蝦夷二百四十一人、其の虜卅一人津輕郡の蝦夷一百十二人、其の虜四人、胆振鉏の蝦夷廿人を一所に簡び集めて、大いに饗い禄を賜う。即ち船一隻と五色の綵帛とを以て、彼の地の神を祭る。肉入籠に至る時に、問^臺の蝦夷胆鹿島・薺穗名の二人進み

て曰く、後方羊蹄を以て政所と為すべしと。胆鹿島等が語に随いて、遂に郡領を置いて帰る。

第二回遠征は、北海道にまで進出してゐる。前年の有間の浜での饗応の意味が理解できる。そして渡島の蝦夷から肅慎の侵攻の訴えを聞き、その対応を彼らに約束したものと思われる。第三回の遠征は、渡島の蝦夷との約束を果たす形で行なわれた。肅慎討伐は斉明天皇紀六年三月条にある。

この時は二〇〇艘の大水軍の北征であつた。肅慎はツングース族であるともいわれるが、北海道に渡来した蝦夷とは別の種族である。最初、津軽あたりまでであつた比羅夫の北征が、回を重ねるに従いその距離がのび、三回目は北海道石狩川河口地域から、その以北にまで及び、激しい戦闘をしている。北征の本当の目的は、津軽地方までを律令国家の国郡（評）制に組み入れること、さらにその北方の諸族との交易をすすめることであつたと思われる。

しかし、阿倍比羅夫水軍の遠征は、中途半端な三回で終わってしまった。それは厳しい国際状況のためである。

朝鮮半島の友好国百済が唐・新羅連合軍に攻撃されると、倭は全力をあげて救援に当る。重祚した女帝斉明天皇は、自ら筑紫に移つて指揮をとるが、六六〇年「白村江の戦い」で唐・新羅連合軍に百済・倭連合軍は海と陸で完敗する。天皇は翌年に筑紫で没した。

白村江の大敗戦の後、阿倍比羅夫水軍は対島海峡の守備につき、本来の越国海域やそれ以北の海域に出動することが不可能になつた。

阿倍氏は大和国十字郡阿倍を本拠とした有力豪族で、比羅夫もその系譜の人物。越国守に任じられていた。阿倍引田臣比羅夫というのがフルネームである。六四九年に阿倍氏正系が途絶えてから、傍系出身の比羅夫が一族を代表する氏上の地位についたと言われている。

海岸線の長い越国に赴任してから、強力な水軍をつくりあげ、大きな存在感を示すようになった。その比羅夫の北征によって、郷土は律令国家に組みこまれていった。そうした意味で忘れてはならない人物である。

鰐田郡

阿倍比羅夫が置いた二郡のうちの淳代郡（評）は、今日に残る能代付近で米代川河口地域である。鰐田郡鰐田浦（は）は、現在の南秋田郡から秋田市高清水岡のあたりまでと思われる。

現在、「浦」の地名がこの地域に残っているのは、浦横町（五城目町）と浦大町（八郎潟町）で、以前は「浦」とよばれ、北に高岳山を背負つた場所である。縄文中期以来から集落があつた場所である。

浦地域の南側に広がる馬場目川の河跡湖もあつた沖積低地がある。「浦」を北限とする馬場目川下流域は、九・一〇世紀ころは「率浦（いさうら）郷」と呼ばれている。古い秋田郡とされるところで、「浦」地名が集中しているのは、馬場目川流域だけである。

浦地域のすぐ麓の平地に、今は埋め立てられて宅地になっているが河跡湖「真坂の堤」があつた。その南に接したあたりが「夷湊」であり、諏訪神社がある。現在の地名でいうと八郎潟町夜叉袋になる。五城目町大川東屋敷にある大福寺は、その昔この地にあつた。この寺に伝えられる什物に、

「出羽国秋田郡浦江・夷湊・大川・一向堂大福寺」（傍点筆者）と書いてあるものがある。

これによると、「夷湊」とされた場所が「大川」とよばれた、当時の馬場目川河口で、浦地域に近い真坂よりの河跡湖もその一部であつたかも知れない。さらに、「夷湊大川」は「浦江」という河口と海岸の地域に含まれているという意味が読みとれるのである。そして、この付近最大の港となつていたものであろう。

このような地名は、当時陸地に入りこんでいた静かな入江の海岸と海をイメージさせる。森山・高岳山は、海上からの良い目印になった。阿倍比羅夫もこれらを目標に、艦隊を進めたのであろう。この波静かな浦からは、男鹿・淳城はもちろんのこと、津軽との海上交通も盛んで、文字通り「夷の港」であつたろう。

比羅夫は恩荷たち土地の族長たちとともに鰐田の浦神とされる森山の頂上に立つたかも知れない。眼下の地形は、鰐田の浦（鰐田浦）という名前は、実際に男鹿島と森山側の平地の地形を鳥瞰した比

羅夫の命名かも知れない。

蝦夷

比羅夫は恩荷に小乙上を授けたが、前述のように下から三番目にあたり、上からは一五番目になる。辺境の郡司級の豪族としては、ちよūdōよい位置である。小乙上を授けられたことは、郡領に任じられたことを意味している。

淳代・津軽二郡にも、それぞれ郡領を任じている。淳代郡には大領に沙尼具奈、小領に宇婆左で、それぞれに小乙上と最下位の建武を授けた。津軽郡には大領大乙上に馬武、少領小乙下に青森が、それぞれ任じられた。

以上の郡は倭の律令制による国郡とは関係なく、比羅夫の一存によって臨時に設置された権郡で、越国に所属したものと思われる。蝦夷の地方のまった中に置かれた権郡は、比羅夫の年一回の「北征」と名づけられる三年つづきの巡検によって維持されただけで消えることになっただろうか。

比羅夫は淳代から肉入籠（現・鷹巣町綴子）まで入ったと記録されているが、基本的には停泊地（港）から停泊地というように、点をむすんだだけで、北の渡島以外に権郡をたてたのだから、阿倍水軍が来なくなると郡が消えてしまうのは、当然のなりゆきであった。

しかし、それぞれの地域には官位を贈られ郡領に任じられるだけの、力量をもった在地豪族がすでに育っていたのである。けれども、蝦夷とよばれていた彼らには族長連合などの組織をつくることはしなかった。そうした限界は、このあたもしばらくつづき、蝦夷と呼ばれ続けるのである。

蝦夷とはいったいなんだろうか。長い間、蝦夷はアイヌと考えられていた。それを証拠づけようとする研究や論文も数多く発表されている。特に地名の研究では、東北地方の大部分はアイヌ語に漢字を当てたものであるとされ、それは現在もかなり信じられている。また、恩荷をはじめとして蝦夷の人名は、畿内の人びとの名前とは相当へだたっており

奇妙でもある。人名からも、日本人とは異種の種族のように思われていた。古い記録には、異民族として記述されたりしている。

日本武尊の東征記事のある『日本書紀』の「景行天皇紀」から、その代表的なものをあげてみよう。

（二七年条） 其の国人男女並に椎結（かみをあげ）、身を文（もとろ）げて、人となり勇悍（いさみたけ）し。

（四〇年条） 其の東夷、讖性暴強（たましいあらびこわくて）、凌犯（しのぎおかす）を宗となす。村に長（ひとのかみ）なく、邑に首（おびと）なし、各封堺（さかい）を食りて並に相盜略（かす）む。亦、山に邪神（あしきかみ）あり、郊（の）に姦鬼（かたましきおに）あり、（略）東夷の中に蝦夷是れ尤も強し。男女交居て、父子別（わきため）なし。冬は則ち穴に宿、夏は則ち櫟に住む。毛を衣、血を飲みて、昆弟（あにおと）相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草を行（はし）ること走獸の如し。恩（めぐみ）を承けては則ち忘れ、怨（あだ）を見ては必ず報ゆ。是を以て、箭を頭髻（たぶさ）に藏（おさ）め、刀を衣の中に佩けり。或は党類を聚めて辺界（ほとり）を犯し、或は農桑（なりわいどき）を伺ひ、以て人民を略（かす）む。撃てば則ち草に隠れ、追へば則ち山に入る。故（か）れ往古以来（いにしえよりこのかた）未だ王化（みおもむけ）に染（したが）はず。

しかしまた、『神武紀』『統日本紀』の神亀元（七二四）年の条には、次のようにある。

（神武紀） 民心朴素（すなお）なり、巢に棲み穴に住む。習俗惟常（しわざつねとなれり）。

（統日本紀） 上古の淳朴、冬は穴にし夏は巢にす。

ごく最近まで以上の記録、表現の強烈でかつ偏見と誤解だらけの『紀』景行天皇紀の内容といくらも変わらない認識しか、蝦夷に対してわれわれはもっていなかった。問題なのは、蝦夷は東北地方人の祖先であるということである。もつとはっきり言うと、われわれは蝦夷の裔だということである。自分たちは蝦夷の子孫であり、したがってアイヌの血が流れていると信じている人さえ、今日でもないわけではない。そこまでは実は問題はないのだが、問題なのはだから

われわれは普通の日本人から見ると、上等ではないと思っていることである。

このような考え方は、蝦夷やアイヌ民族に対して非常に失礼である。そして、われわれにとっては深い劣等感に苛まれる原因にしかない。この考えは、間違いであるだけでなく、有害でさえある。われわれはそうした意味で、長い間被征服民意識をもってきたばかりでなく、文化の面でも劣等感をもちつづけてきた。恩荷の帰順と『紀』記事が、その出発点となっているのではないか。

景行天皇紀には、蝦夷を異民族と見ただけでなく、野蠻未開の民族として記している。野蠻未開とすればアイヌであろうし、それが夷狄としてふさわしいと考えられるようになった。郷土のわれわれは蝦夷の子孫ではあっても、かつてはアイヌで、混血によって現在の東北人になったというのではない。

蝦夷の俘囚の長といわれた平泉藤原氏のミイラが、中尊寺金色堂に収められている。これを学術調査した結果が発表されているが、それによると蝦夷といわれた藤原氏三代は畿内の日本人と変わるところがなかったという。このことから、蝦夷は異民族ではなく政治的・律令的という「化外の民」にすぎない。

王化にしたがわず激しく抵抗した「まつろわぬもの」として朝廷勢力の外に立つ、敵対関係にある地方の部族を「蝦夷」と呼ぶが、律令国家となつてからは、「化外の地」は東北地方だけとなった。この時代になると、中国の制度・文物・思想の流入と影響が強くなり、その模倣があらわれてくる。中華思想もそのひとつである。陸奥の蝦夷を「夷」とよび、出羽の蝦夷を「狄」とよんで区別しているのも、中国の東夷・北狄の分類によつたものである。

われわれの郷土は、中華思想によつてつくられた律令政府からみたとき、「化外の民」の棲む遠い夷狄の土地であつた。

蝦夷のくらしは

恩荷が帰順を申し入れたとき、「わたしたちが弓矢をもっているのは、肉食をもとの習性としているので、狩猟のためにもっているのです」といつているが、これはあやまりのない事実と思わ

れる。

弥生時代後期の『魏志倭人伝』に「木弓は下を短く上を長くし、竹の矢あるいは鉄の鏃あるいは骨製の鏃を使つている」という。これは一応北九州辺の様子で、蝦夷とは相当文化的へだたりをもっている、進んだ地方であるが、多分六、七世紀の蝦夷の弓矢はこでいう木弓のようなものであり、鏃にはトリカブトのような毒を塗つて、大きな獣をねらつたものであろう。中山遺跡出土の弓といくらも違つていないようである。

シカやイノシシが、彼らのねらつた獣で、山野にたくさんいた。彼らが主に食用としたのはシカやイノシシであつた。各地に伝承される民俗芸能に「鹿踊り」が多い。大切な食料であつたシカやカモシカの習性をよく観察して踊りとしている。その繁殖を願う気持ちと鎮魂が、古代からつづいてるように思われてならない。

だが、狩猟による獲物が彼らの主食であつたとは、にわかに断定できない。すでに東北地方北部にも弥生文化が及んでおり、イネづくりが行なわれていた事実から、郷土ではよりいっそう農耕が行なわれるようになり、イネづくりがひろまっていたであろう。しかし、気候の上から他の温暖な地方にくらべ、その生産性は相当低かつたであろうし、冷害に悩まされつづけたであろう。また、天水利用であろうから、一部の低地や沼沢地の周辺に限られていたものと想像される。この点でも、「斑」状文化であつた。

すでに三内丸山などで縄文中期ころからしていたクリ林などの造成と管理などのほかに、低湿地に稲づくりが普及していたとすれば、悪土や飽田とよばれた「浦」の地方である郷土は、一中心であつたと思われる。しかし、定着して農耕をはじめたとしても、まだ縄文文化的伝統からぬけ出すにはむずかしい状態であつた。「斑」状に稲作地域が形成されていた。そのような地帯に、比羅夫が新しい種籾を与え、新しい農耕具や技術をもたらしたのであろうと容易に想像できる。族長を集めて、位を授け饗応しただけでは鎮撫の目的を達成できないからである。こうした方式は、この後の鎮撫開拓の基本となつていく。

だが、コメが主食たりえない状況であったとすれば、縄文時代晩期とそう大きく変わるものではなかったのではない。やはり主食的位置を占めるものとして、ドングリやヤマイモをあげなければならぬ。「照葉樹林文化あるいは落葉樹林文化と根栽文化の複合」といい、「さらす文化」というべき生活が考えられる。「さらす」方法はアイヌにはない。トチ・ドングリ・ヒガンバナ・ユリネ・クズ・クリなどから「さらす」方法によって採ったでんぷんに、ヤマノイモのでんぷんは「つなぎ」としても重要であった。

信濃あたりでは縄文中期に、この地方では後期にははじめられたと思われる原始農耕によるヤマノイモの栽培は、この時代は焼畑などでさかんになっていたと考えてよい。蝦夷の農耕は、イネづくりが中心ではなく、ヤマノイモづくりが中心であったのではないか。

さらに、郷土の人びとにはサケ・マスの川漁があつた。海でのニシン漁もさかんに行なわれたであろう。大化の改新ころの古文書に「越後国三面川の鮭」が朝貢されていた。三面川は新潟県村上市を流れる。「晩秋、鮭のそ上する季節には川ごとく鮭で埋まり、川はそのため色が変わった」という。これより北の秋田地方の河川のサケ漁の豊かさが想像されよう。サケは鼻の先から尾びれ、骨まで余すところなく食べられ、しかも保存が簡単である。縄文時代のサケやニシンの文化は、そのまま古代にも引きつがれていた。漁撈は重要な食料獲得の手段であつた。魚はタンパク源としても高カロリー級の食料としても重要であつた。

郷土の古代人は、縄文時代以来の採集・狩猟・漁撈を核に、原始的なイモづくり農耕とイネづくり農耕を組みあわせながら、農業を次第に拡大していくという歩みをしてきたと考えられる。冬の長いこの地方では、蓄えのきくドングリも重要である。農耕は休みとなり、漁にもサケ・マスなど季節の巡りを無視できない。こうなると山野に獣を追う狩猟も重要な仕事となる。コンスタントに食料を得て生活を安定させるには、合理的な方法の組みあわせが必要であつた。郷土は、そうした条件が都合よくそろっていた住みやすい場所であつた。したがって、秋田郡は蝦夷の楽天地であつた。

た訳で、それがあとで述べるように、九世紀・一〇世紀の中央政府への抵抗の基地となるのである。

蝦夷の習俗については、「景行紀」の内容は偏見にみちいて、あらゆる異種族として描写されている。ただ、男女とも頭髪をもどりのように頭上にあげているところ、身体の入墨については『倭人伝』の中の説明や縄文時代の土偶頭部や胴部文様などから想像できるところもある。

住居と雑居のさまは、「四〇年条」の記録に残っているが、かなり大げさではあつても当時の一般民衆の生活と大差はない。奈良時代の山上憶良の「貧窮問答歌」には、そんなに変わらない民衆の生活がリアルに表現されている。大和国の中心でさえそうした状態にとどまっていたのである。

出羽国

出羽郡から出羽国へ

六五五（斉明天皇一年）年ごろに都岐沙羅柵が、越国の北の境界をこえて荘内平野に設けられた。その後、さらに北に進み大山柵、城輪柵、出羽柵が設けられている。七世紀末から八世紀初めの律令国家の開拓線北進のテンポは、急に活発になったようにみえる。

七世紀後半の阿倍比羅夫の遠征が刺激になったこと。さらに倭の朝鮮半島放棄によって、唐の侵攻から防衛するため天智天皇六（六六七）年都を近江大津宮に移したことなどから、広い東北地方に大きな関心をもつようになったからである。

そして速やかに律令国家に組み入れようとして、出羽郡を建てる。これ以前に、長すぎたといおうか、広すぎたといふべきか越国を、越前・越中・越後の三つの国に分割している。それは、大陸から直接に渡航してくる勢力への備えで

もあった。そういう観点からいうと、さらに北に防衛線を延ばしたことになる。

『続日本紀』和銅元（七〇八）年九月二八日条「越後国言、新建出羽郡、許之」とあり、越後国の最北の郡として新設されたのである。天武天皇紀一一（六八三）年四月条には、越後狄伊高岐那らが俘人七〇戸で、新しく郡を建てたいと願ひ出て許されたという記事がある。出願者が「狄」である。狄は日本海側の蝦夷をさすことばで本来は抵抗勢力であるのに、建郡申請した人びとは律令国家に組みこまれていた人びとである。

この時点では許されても権郡で、正式には和銅元年に出羽郡となったものであろう。山形県酒田市・東田川郡のあたりである。その後、延喜五（九〇五）年から編さんされた「延喜式」では、出羽郡・飽海郡・田川郡に三分される。

「出羽」という郡名は、デワとかイデワとかと読むのだと思われるが、現在でも物の突端、山や岡の平地に突き出たはずれの部分をデワという。出羽郡は越国の北の境から突き出た、はずれの部分であるから、文字通りデワ郡だったというのが秋田県人わたしたちの自然な読み方だ。

しかし『続日本紀』の記事には「伊氏波（いでは）」と読みが記されている。

行政的な郡を設けるのは、同時に蝦夷の土地の開拓をより強力に進めることになるから、当然軍事的に安定していなければならぬ。そのために出羽柵が設けられている。『続日本紀』和銅二（七〇九）年七月条に「諸国から蝦夷を征するために兵器を出羽柵に送った。越前・越中・越後・佐渡の四国に命じて、舟百艘を征狄所に送った」という記事がある。このころ、佐伯宿禰石湯が征越後蝦夷將軍に任じられている。

いろいろと手だてをしても、蝦夷の抵抗をおさえられなかった。陸奥国側も出羽郡方面もフロンティアラインが北に進むほど抵抗は強くなった。律令政府が考えている安定を確保するには、行政と軍事を充実させる必要があった。和銅五（七一二）年九月二三日、出羽国が建てられたのは、そのためである。

『続日本紀』和銅五年九月二三日条

太政官議奏して曰く。「国を建て境をひらくは武功の貴ぶ所なり。官を設け民を撫ずるは文教の崇ぶ所なり。其の北道の蝦狄、遠く阻險を憑み、まことに狂心を縦にし、しばしば辺境を驚かす。官軍、雷撃してより凶賊霧消し狄部晏然にして、皇民擾しきことなし。誠に望むらくは便ち時機に乗じて、ついに一国を置き式を樹て永く百姓を鎮めんことを」と。奏可す。ここにおいて始めて出羽国を置く。（このときは、「でわのくに」としている。）

このとき出羽郡一郡だけで発足するが、和銅五（七一二）年一〇月一日に陸奥国の最上郡・置賜郡を編入して基盤を整備、強化している。さらに和銅七年には、尾張、上野、信濃、越後の四国の民を出羽国の柵戸として移住させ、靈龜二（七二六）年に信濃、上野国からおのの百姓を移住させるなど、その基盤を強化している。

国府はそれまで郡衙が置かれていたと思われる出羽柵に置かれたであろう。当然であるが出羽守以下の介や掾や目なども任命されたであろう。郡ができて五年も経っていたから、大きな混乱はなかったと思われる。例えば、一年あまり後の和銅六年一月、大風被害が大きかったので調と庸を免除するという告示が出ているところを見ると、速やかな報告と願ひが国府からされていたであろう。最北辺の国の行政が律令体制の中で正しくスムーズに機能していたのである。

こうして日本海側は新しいフロンティアの時代をむかえた。二年前の和銅三（七一〇）年には、平城京に都を移した律令政府も新時代をむかえていたから、遠い新しい国出羽国の開拓の新展開は平城京・奈良の都に、明るい希望のように伝えられた。

開拓のありさま

八世紀になると蝦夷を区分して呼ぶようになってくる。村夷・田夷・山夷などで、生活様式や生産様式によって、呼び方を変えたものと思われる。このことから、この時代蝦夷が同じ生活を同じ生産をしていなかったと想像される。

恩荷のように弓矢をたずさえて、山夷は狩獵、採集中心の生活を営み、山野を走りまわっていたのだろう。田夷と呼

ばれた人びとは、出羽国へ新しく移ってきた人びとからイネづくりを習ったりしながら農耕生活を中心に生活を営むようになった蝦夷を呼んだことばであろう。村夷は田夷を呼ぶことばでもあるかもしれない。イネづくりは集団になって村をつくるのが効果的だからだが、山夷もこのころになると村をつくっていたかも知れない。

いずれにしろ、村夷、山夷、田夷という呼び名は、文化の差を示しているのではない。それは生活のあり方を示しているだけである。

出羽 柵 出羽国への移住や植民は、養老三（七一九）年まで毎年のように続けられるが、天平宝字元（七五七）年からは諸国の不孝不恭の者、殺人犯もふくむ犯罪人、素性よからぬ者などを、出羽国の柵戸に配属したり

蝦夷反乱 配流したりするようになる。

都から遠いはずれの国出羽国を、流刑地にしたのである。当然、出羽国の治安が悪くなる。このことは陸奥国側も同様で、このころから蝦夷の反乱が多くなっている。養老三（七一九）年、陸奥按察使が初めて置かれた。按察使は陸奥、出羽二国の国司の上に位置し、二国を軍管区とした司令官である。

ところが、初代按察使上野広人は就任の次の年養老四年に反乱蝦夷によつて殺されている。『続日本紀』に「海道の蝦夷反す」と記されている「神亀の反乱」では、藤原宇合が持節大將軍に任じられ牡鹿、桃生の海道へ、小野牛養が鎮狄將軍に任じられて出羽国に派遣されていた。この陸奥、出羽二国征討の成果は不明だが、鎮狄將軍の部隊は秋田浦のあたりまで達したのではないだろうか。

この時、出羽国府は出羽柵の中にあつたと思われる。出羽柵は「城輪柵」とも呼ばれ、庄内平野北はずれに近い平地にあつた。城輪柵跡に立つと、あたりは広い水田で北に近く鳥海山（大物忌神）が雄大にそびえている。昭和六（一九三二）年に発見され発掘調査をしたが、外郭は角材列で囲い一辺七二〇メートルの方形、各辺中央に門がある。政庁は一五メー

トルの方形の規模で、材木の堀や築地で区画されている。一一世紀頃まで存続していたらしい。

現在は東大門、南大門が復原され、官衙の所在の標示もたっている。国史跡に指定されているが、国道七号から東に入る場所なので見学者は少ないようだ。

出羽柵（城輪跡）からさらに北に由利（由理）柵方面に進むには、鳥海山が日本海に落ち込む海岸の難所小砂川を通らなければならない。それを逆にいえば、反乱した蝦夷が国府へ向う場合も、この難所を通らなければならない。

由利（理）柵の設置が何時なのかはつきりしないが、このときすでに子吉川河口（本莊市古雪）のあたりに置かれていたと思われる。そのような北方に突出した足場があつたから、小野牛養は秋田浦（雄物川河口から郷土のあたり）まで北上して、不安定な蝦夷を「鎮撫」したものと思われる。

奥羽地方の反乱したり抵抗したりする蝦夷に対して、律令政府は軍事的な方法で解決しようとするようになる。しかし軍事的といっても、それはゆるやかなものであつた。牛養が鎮狄將軍に任じられたように、軍司令官は鎮狄・鎮守・鎮東などがついていて、蝦夷を「鎮める」のが本務になっている。戦つて平定するのではなく「鎮める」のが目的であつた。

開拓線が北に上がっていくに従い、蝦夷の抵抗が特に陸奥国側で強くなり、延暦三（七八四）年になると征東將軍や征東大使が任命される。延暦一三（七九四）年桓武天皇が平安京に遷都して三年後の延暦一六（七九七）年八世紀の終わりに、坂上田村麻呂が征夷大將軍に任じられた。

ところが田村麻呂は、出羽国で軍事行動をしていない。陸奥国だけで手一杯であつたし、陸奥国の蝦夷と出羽国の蝦夷が連携して抵抗したり反乱するということが、なかったからでもある。

このことは、陸奥国の蝦夷を夷、出羽国の蝦夷を狄と政府では区別して呼んでいるのを、中国のいう東夷・北狄をまねて名づけたものであらうと前述している。しかし単純に夷・狄の区別が中華思想の模倣と言いつてよいのだろうか。新野直吉氏は『古代東北の覇者』で、奥羽山脈を隔てた陸奥と出羽では、蝦夷という均一的種族とは考えられず、近い

同族関係にあるという程度の、しかもはつきりとした違いがあったのではないか、といっているのが注目される。

陸奥国胆沢地方の土着豪族阿弓流^{あてりい}為は魔王ともおそれられる蝦夷の指導者で、政府軍は連戦連敗であった。さすがの坂上田村麻呂も征夷大將軍に任じられてから、胆沢城を造ったりして五年もかかって、阿弓流為を降伏させた。

延暦二一（八〇二年）七月、都に送られ田村麻呂の助命嘆願もかいなく、八月一三日河内国杜山で斬首された。最近、「反骨の英雄」などと評価され東北人の代表のようにいわれるが、これほどの阿弓流為の戦いに対して出羽国の蝦夷が呼応して行動するということはなかった。新野説を裏づけるひとつの例である。

秋田城

出羽柵北進

荘内にあった出羽柵が、秋田村高清水岡に突然のように進出したのは、天平五（七三三）年一二月二六日である。出羽国が置かれて二〇年余り、荘内から北へ百キロ、厳冬の季節に北進したのには相当な理由があるはずである。

このときから、わが郷土を含めた秋田郡は名実ともに郡となり、完全に律令国家に組み込まれたと言ってよいであろう。その意味で、「出羽柵を秋田村高清水岡に遷置す。雄勝村に郡を建てて民を居らしむ」と『続日本紀』にある天平五年一二月二六日は、郷土の地方にとって新しい時代が開かれた日であった。このときから、この地方の開拓は急速にすすめられる。

出羽柵北進以前に『続日本紀』に注目すべき記事がある。「養老二（七一八）年八月一四日、出羽ならびに渡島の蝦夷、八七人来朝し、馬千疋を貢ぐ。則ち位と禄を授く」というのが、そのひとつである。当時、北方の馬は政府高官や

貴族たちの垂涎^{すいゑん}の的であった。この記録の数に誤りがあるとも言われるが、多数の馬が貢物であったことは確かであろう。

次の記事には、ただ瞠目^{どうもく}するばかりだ。「養老四（七二〇）年正月二三日、渡島・津軽の津司^{つつかさ}從七位上諸君^{もろのきみらお}鞍男等六人を靺鞨^{まっかく}国に遣し、其の風俗を觀せしむ」というもので、靺鞨は七世紀末に現在の中国東北部あたりに渤海国をつくっている。しかしアムール川流域や沿海州に散居している部族も多い。

そのどこを諸君鞍男が視察したかは分からない。鞍男の官位が低いのは、出羽国現地の豪族の一人だからだ。出羽国からさらに北の、津軽方面から渡島（北海道南部）までに所在する港を管理する役所の長官が諸君である。

諸君自身も、海上を往復して交易に従事していたものと想像できるが、津司の役所は律令国家の権力が及び、しかも津軽方面に近い場所であろうから秋田浦にあったと思われる。

秋田村高清水岡に出羽柵が移ってくる前に、すでに「津司」という貿易と外交と海上交通を司る役所があったのである。

すでに述べたが『続日本紀』神龜元年の条に小野牛養が鎮狄將軍に任じられたとあるが、その三年後の神龜四（七二七）年九月二一日条に、「渤海郡王の使いの首領高齊德^{かうせいとく}ら八人出羽国に来着す。使を遣わして存問し、兼ねて時服^{たまわ}を賜しむ」とある。渤海使が初めて来航した記事である。

来着した場所が漠然としているが、到着した所が秋田浦にある津司のところが想像するのは、不自然ではない。

このような状況からいうと、秋田浦は七世紀・八世紀のころ、北方の渡島や対岸大陸との海みちの重要な港湾となっていたのである。秋田浦には、郷土の海辺も含まれている。渤海使初来航などの衝撃的ハプニングによって、律令政府は対外的な対応から急いで出羽柵を北進させなければならなかった。

『続日本紀』天平五（七三三）年一二月二六日条には「出羽柵を秋田村の高清水岡^{たかしみずのおか}に遷し置く。又、雄勝村^{おかし}に郡を建て、

民を居く。」とある。

一二月二六日である。一二月といっても、陰暦による月日であるから、冬のまった中、北西季節風が吹き荒れる季節である。海上を移動するのは大変危険といわなければならない。積雪があるので、陸上を櫓そりで移動した方が無難であろう。しかし陸路が整備されていたかどうか。

悪条件下を一〇〇キロ北進して高清水岡に到着しても、そこは寒風が吹きつけ、降雪がある。そこに役所にする建物やたくさんの住居があったのだろうか。

秋田村がすでに存在し、渡島・津軽津司の役所があったであろう。それでも条件はきびしいものがある。このような悪条件をおかしてまで高清水岡に移す必要があったのか。

『続日本紀』の記事は、続けて雄勝村に郡を建てるといふ。出羽柵北進と雄物川上流の雄勝郡の建郡は、ワンセットになっている。「高清水岡」について『出羽国』には次のようにある。

高清水の岡は、現在秋田市寺内にある丘陵地帯で、日本海にそぐ雄物川の河口の北側に位置している。古代には、河道は丘陵の北側を流れていたという説もあるが、そういう事実はあつたにしても時代的にはるかに古い地質時代のことで、奈良時代などにはまったく関係のないことである。だから当時この岡に出羽柵を営んだのは、陸路北進してきた場合に由理（現在は由利と表記する）から雄物川を利用して水路到達するのに便利なこと、海上を最上川河口から北進してきた場合も雄物川の河口部で舟着に便利なのが、北の開拓基地としての機能を、より充分に発揮できる適性に恵まれていると考えたからであろう。

実際この辺の独立丘陵として、この岡以上にそうした施設をおくのに適性の豊かな場所はないであろう。東西千数百メートル、南北一一〇メートルで南東に広がった不整扇形で、面積は六七ヘクタールほど、標高は最高点で五〇メートルたらずで、平均三〇メートル程度の安定した台地で、河や海からの昇降に不便でなく、いま「空素沼」

とよばれている山沢の閉塞湖沼があり、この水が施設の用水として、重要な働きをすることなどが、評価されたものであろう。

また、この沼の水源のほかにも、この岡には湧水が多く、高清水の名もそれらによっているものと認められるが、これが人々の居住に役立ったことも疑いがない。（新野直吉『出羽の国』）

この北進出羽柵を内陸から支え、多賀城・陸奥国府との連絡路を確保するためにも、雄勝郡は重要な拠点である。その連絡ルートは、西に向って子吉川上流からその河口の由理柵に至り、主として舟航によって秋田浦に至るものと、秋田・雄勝川を下って河口・秋田浦に至るといふ二本が考えられるが、後には秋田川ルート一本になったらしい。

約三〇年足らずで、出羽国府も移って秋田城も建置されたとするが、異説もある。

秋田城

長くつづけられた城跡の発掘調査によって、秋田城の特別な性格・役割りなどもわかってきている。正殿は護国神社の南側広場にあり、それは六回も建替えたり改装されたりしていることが判明。鵜ノ木地区には、古代の沼跡や井戸跡も発見された。

血液型B型の男性の胞衣壺や和同開珎銀銭や水洗便所などの珍しい発見もあった。特に水洗便所の発掘調査によって、秋田城が外交機関であることが判明したことが、大きな意味をもっている。

古代としては大変立派なトイレで、排泄物の中から豚を常食にしている人間に寄生する寄生虫卵の遺物が発見された。当時の日本人は豚を常食としていないから、この立派な便所を使った人が大陸から秋田浦・秋田城にやってきた特別な人物であつたと思われる。

秋田城・出羽国府がどうして秋田浦を臨む場所に移ってきたかということが、この発見によってもはっきりする。ここは、外交機関としても働いていたのである。岡の上にある堂々たる国府などの建物は、秋田浦から望まれ、北方や大

陸からやってきた人々に「日本国」への畏敬の念を生じさせたに違いない。

石崎遺跡・発掘

出羽柵に後方連絡路や防備施設が整って、出羽国府が移された。その時期は、天平宝字五（七六二）年ごろに出羽柵を秋田城と呼ぶようになるので、そのころであろうと考えられている。

秋田城は出羽国の施政と軍事の一大拠点として、陸奥国多賀城と連携して北方の蝦夷などににらみをきかすことになる。

秋田城は多賀城と比べると、はるかに北に進んだ場所にある。しかし出羽国の北に孤立していたのではない。背後に天平五（七三三）年雄勝郡が建てられ天平宝字二（七五八）年雄勝城も設けられた。そして出羽国の北端に、いわば国境を守る形でひとつの軍事的施設がおかれた。

それは、郷土の大川に昭和四二（一九六七）年に発見された石崎遺跡である。

秋田城・出羽国府が清水岡にあつて、その行政圏・支配圏は、わが郷土馬場目川ライン、森山・高岳山・三倉鼻ラインまで及んでいたのである。郷土は律令国家の行政圏に組みこまれていて、秋田城跡・羽白目烽遺跡・石崎遺跡・能代営跡の北に向う連なりも、大きな意味をもっている。

森山・高岳山ラインが、天平一〇（七三八）年ごろの「国境」であつた。秋田城の北二五キロのこのラインの北側は、律令政府の行政がストリートに及ばぬ蝦夷の地域であつた。そうした位置にある石崎遺跡は、天平のころの軍事的施設であつたろうと思われる。

大川の石崎地区の田圃の中から、耕地整理のときに多くの丸柱の列が出土したという話は、以前からあつた。その一本は、用水路の中にまだ露出したままにされているともいわれていた。昭和四一年七月、昭和町羽白目遺跡調査にきていた高橋富雄・加藤孝両氏は、門間光夫氏の案内で石崎の現地を視察し、柵列遺跡と認めその発掘の計画をたてた。

第一次調査は、昭和四二（一九六七）年一月三日から一一日までの八日間、第二次調査は、四七（一九七二）年一月五日から一四日までの一〇日間、それぞれ行なわれている。最終の第三次調査は、四八年一〇月二七日から一月一五日までの二〇日間行なわれた。いずれも、高橋富雄氏を調査団長とした五城目町教育委員会発掘調査事業として行なわれたものである。

そのたびに「発掘調査概報」としてその成果が明らかにされている。最終調査の概報を中心にして、石崎遺跡の規模と内容とその古代史上の意義をみたい。



石崎遺跡 発掘された逆茂木

秋田県五城目町石崎遺跡発掘調査概報

所在地 五城目町大川石崎字石田・サミ地区

調査責任者 五城目町長 加賀谷力司

調査担当者 東北大学教授高橋富雄 東北学院大学教授加藤孝 秋田大学

教授新野直吉

東北大学助教授坂田泉 秋田県文化課門間光夫

調査結果

第一次調査 本調査員たちによる調査が行なわれ、用水路（大樋堰）に露出している柱脚を手がかりに、三本の丸柱を中心とする建物（烽櫓と推定）二組と東西を結ぶ柵列線を発見した。それは、およそ一辺四〇〇×五〇〇mの方形にめぐる柵列の南辺に当ると推定。これは新しく古代城柵址を発見した調査になること。この城柵は、古代秋田郡衙遺跡と推定され、創建期の秋田城をうけた遺構にもなりうる可能性も指摘しておいた。

第二次調査 南辺柵列上の西端の烽櫓中心柱のまわりには一六木の小円柱（一部角柱）が円形にめぐり、同様その東三五mの第二烽櫓址でも中心柱のまわりを一二本の柱がめぐることを確認した。中心柱は第一櫓では直径八五・七五・七〇cm、第二櫓では、七〇・六五・六〇cm、円周上の小柱は直径二〇〜三〇cm。柵木は大部分抜き取られていたが、南辺上に確認した柵木は三本、直径は各四〇cm前後、すべて礎板をとまなう。その間隔はおよそ五mと推定された。南辺ではこのほか逆茂木・糸車のようなものも発見した。

西辺と思われるところでは、南辺隅から北二三mの位置に直径四〇cmの柱が礎坂の上に、またさらに北五mのところには四枚の板を十字に重ねた礎板を発見したが、この柱の性格は確認できなかった。

第三次調査

遺跡の規模 南辺は西端を第一烽櫓址とし、東端は「たたら川」を越えて東進、柵木が出土したと伝えられている湿田中において礎板と推定できるものが三個、西端烽櫓と同じ配置を示すところから南列東端と推定、実測の結果四四六m（約千五百尺）の柵列と決定した。これに直交する東辺・西辺もほぼ同一の長さで推定、西辺の北端は公民館分館横、集落鎮守神明社近くにいたることを推定した。その結果、北辺は石崎集落の裏側を通り、集落のほとんどすべてが遺跡の郭内北側面より包含される見通しとなった。

外局の構築 大きく第一次、第二次に分かれる。

第一次外周Ⅱ柵木の列線によって構築される。それは東よりの深いところで地表下およそ二・五m、西よりのやや浅いところでおおよそ一・八mの深さに粘土の層をつきかため、その上におおよそ五m間隔に直径三〇cmほどの柵木を土中、礎板の上に建て並べている。その中間は小柱を板でつないでいたと考えられる。ただし、湿地帯なので、諸所に雑木等を積み重ね、逆茂木様ものをそこに配するようなこともあったと考えられた。その年代は、以下にのべる出土土器の年代により、奈良時代末期ごろより平安初期ごろ、つまり八世紀後期ごろから九世紀末期ごろまでに

及ぶ。おそらく元慶二年（八七八）の元慶の乱までがこの期に属す。

第二次外周Ⅱ第一次外周柵が廃滅したのち、その上に新たに青粘土の層をおおよそ四〇cmの厚さに積み、築地塀にしたものである。その築地の幅は両端の寄柱の位置を示す礎石の距離により二・五mと推定できる。ただし、寄柱の礎石には同一地点で内側、外側の二個並んでいるところもあり、内側で測ると一・七mになる。築地にも二期があったことになる。もっともこの位置は列線のほぼ中央に当るので、あるいは門にかかわるものであるかもしれない。築地の中央には、土中のほぼ中央にやはり小さな礎板を置いて心柱を立てていたことがわかった。その中心線は第一次柵列線に乗る。したがって第二次外周も第一次と同じである。その年代は、出土土器の年代推定を基準に平安中期以降、おそらく元慶の乱以降の平安時代に当る。

南柵および西柵の確認

南柵列Ⅱ第一次・第二次調査で南柵の列線はほぼ確認されていたが、今回あらたに東よりにトレンチをのびし、さらにツボ掘りによって、第一次柵木一・礎板一・第二次築地心柱礎板一・寄柱礎石五個・築地線等を確認して、列線を確定した。

西柵列Ⅱ第二次調査でその性格を確認できなかった南柵西端北方の二本の柱については、これと組になるもう一個の柱（直径四〇cm）を発見、これも烽櫓になることを確認した。南列では、隅よりに二組の櫓が列線上に並ぶことから、この櫓も列線を形成することは明白であり、そのことから南列第一櫓とこれを結ぶ線が、外周西柵列になることを確定した。

こうして外周柵列は、全長四四六×四一・一七八mということになる。

出土物

須恵器Ⅱ出土土器の中では、土師器よりも須恵器の多いのがこの遺跡の特徴である。ただし、今回は完形品は出土

しなかった。平安中期に属するものが中心をなすが、青海波文のカメなどは奈良後期・末期に属するものである。土師器Ⅱ完形品も六点出土した。ここでも平安中期が主体をなすが、刷毛目文やヘラ切底部の土師器坏、それに黒色土師器などは、奈良時代後期末期に属する。

須恵器・土師器を通じ、奈良後末期・平安初期・同中期・同末期と、およそ四期に分けることができ、前二者が第一次地層、後二者は第二次地層と出土層を画然と別になっている。それによって、第一次、第二次遺構の年代の幅もおさえることができる。その境界は元慶の乱（八七八年）であろう。なお、文字のある土器もある。文字は「七」「上」「午」などと読めるが、これらも年代によって相違があり、「七」は平安初期、「上」は同中期、「午」は同後期に当る。その他Ⅱ木器としては曲物、朱塗漆器の断片が出土し、文字は確認できなかったが、木簡風木器も二〇点ほど出土している。

石器としては、砥石が各種出土し、石鏃も出ている。なお、今回の出土ではないが、風字硯、墨皿などもすでに出ている。

郭外西南施設跡 柵外西南隅からおよそ五〇mの位置におびただしく器材を出土する地点がある。その器材は大小さまざまであるが、すべて加工し、ある種の企画性を持っている。柵を六尺（一・八m）間隔で四本一直線に土中にしていて、何らかの施設であることは確かであるが、これを一つの建物として確認することはできなかった。また、その土中柵列の方位も柵列の向きと異なるから、時代も平安中期以降にくだるものである。平安末期ごろの器材集積所のようなものと考えられる。

遺跡の性格（歴史的考察）

（イ）新しい城柵の発見 柵列が方形にめぐる施設は城柵である。このような城柵は古代のものである。これほどの規模、体裁を備えた新城柵の発見は、昭和五年の払田柵（仙北郡仙北村）、同六年の城輪柵（山形県酒田市）以

来のもの。規模もこれに次ぐものである。

（ロ）官衙的城柵 これは整然と方形に施設されていること、年代も数世紀にわたり存続していること、さらに須恵器のような高級土器をおもに使用していること、硯のような記録用具も用いていること、などからいつて、一時の単なる軍事的城ではない。官衙的性格を主とする城柵である。

（ハ）奈良平安四〇〇年にわたる施設 出土土器の年代から、この遺跡は奈良時代後期ないし末期には確実にさかのぼり、平安後期ないし末期までは持続している。中心は一〇世紀ごろの平安中期である。出羽北部の秋田方面で重要な軍事的・政治的役割をはたした恒久的施設の一つである。

（ニ）古代国家最北の城柵 従来、出羽国最北の古代城柵は秋田城で、その位置は秋田市寺内高清水岡と定まっていた。この石崎遺跡は、それからさらに二五キロも北方に古代国家の北方経営の基地が進められていたことを示す城柵である。そして、これまで秋田城が独占していた「最北の鎮城」としての役割を大幅に置きかえるか、すくなくともこれと分かち合う最北の城柵としての性格を持つものである。

（ホ）古代秋田郡衙遺跡 この城は古代の秋田郡衙（郡役所）であったと、まずいうことができる。古代の正史の一つ「三代実録」の元慶二年の記事に、秋田城下の蝦夷が反乱をおこし秋田城が失陥したことを報じたくだりで、その時には秋田城とともに秋田郡院（郡衙）も焼けたとある。そして「城北郡南の公私の舎宅がみな焼きはらわれた」とあるが、「城北」は秋田城の北、「郡南」は秋田郡衙の南ということである。すなわち秋田郡衙は秋田城の北にあった。秋田城の北にあって、秋田城と並んで問題になる秋田地域の政治の二中心というふうなものとしては、この石崎遺跡しか考えようがない。

（ヘ）創建期秋田城遺跡の可能性 秋田郡衙は、延暦二三（八〇四）年それまでの秋田城を廃止、これを当時「河辺府」と呼ばれていたところに移し、そのあとの施設を秋田郡衙に編成し直したものであることが、これも古代正史の一

つ「日本後紀」の記事によつてはつきりしている。とすれば、秋田郡衙の位置は創設期秋田城の後身という可能性も出てくる。

これまで秋田城をはじめから清水岡にあったものとするのには、いろいろ問題があり、石崎遺跡はその疑問を新しく展開する上の重要な力ギとなるものであろう。

(ト)「烽櫓」というものの事例 南辺、西辺の西南隅よりの三本一組の大きな柱を「烽櫓」と推定しているが、研究史上、烽の櫓のこのような構造はこれまで全く知られていないものである。

三本の太い柱を正三角形に組まないで、ゆるい三角形に配し、しかも一つ一つ向きも違う。そのまわりを円形に小型の柱群がめぐるといふような構造物は、これまで知られていない。

小型の柱群は、おそらく柵列の高さ(三m前後)に立ち、中心柱の中間に中二階のような板敷をなしていた。そこに常時敵の来襲を見張る番兵が勤務する。ゆるい三角形の高い柱は、さらに二mも上にのびる。その背後には板が張られ、中央の柱の頂上より「のろし(烽)」の施設が取りつけられた。

ハネツルベで火もしくは煙が高くあげられても、風によつてそれが横に流れないように板がこいがそれを防ぐ。向きが違っているのは合図をする方向に対応する——そのようなことについても、この遺跡は全く新しい知見を開いている。

五城目町教育委員会『石崎遺跡発掘調査概報』昭和四八年一月

ここに調査概報をとりあげたのは、秋田郡衙跡あるいは創建期秋田城跡と推定される、秋田の古代史上の重要遺跡だからということからばかりではない。この概報をよむと、わが郷土に所在した古代城柵のありさまが彷彿ほうふつとするからである。

開拓最前線の軍事的・行政的基地のたたずまいが、具体的にイメージさせるからである。郷土の風景やそこに生きる

人びとの様子まで、目に浮かんでくるからである。

しかし石崎遺跡の発掘調査は、二五年前の第三次の昭和四八(一九七三)年一月・十一月を最後に調査は今日まで行なわれていない。

高橋論文——石崎遺跡は初めの「秋田城」

この発掘後、高橋氏は日本歴史学会編集『日本歴史』(昭和四六(一九七二)年)一〇月号に「秋田城をめぐる諸問題」と題する論文を発表した。

「天平五年二月二六日、秋田村清水岡に遷された出羽柵が、その後改称されて秋田城となり、さらに出羽国府も併置されたが、宝龜年間に旧府河辺府に移った、と理解されていた。延暦二三(八〇四)年には秋田城を廃するとあるが、それは計画だけで実行には移されなかっただろうというのが、通説になっていた」といふ。そして次のように問題四点を提示している。

(1)出羽柵と秋田城とは密接な関係があり、最終的には延暦二三年以降は一つのものになるが、出羽柵がその現在する位置において、そのまま秋田城と改称したのではない。両者は、名称を異にしたように、本来場所も施設もまったく異なる二つのものであった。

(2)秋田城は、出羽柵の秋田清水岡北遷以後およそ三〇年ほどして、天平宝字年間に建てられた。それは、秋田県南秋田郡五城目町の地であつたと考えられる。同地発見の石崎遺跡は、その創建期秋田城に由来する城柵址である。

(3)秋田城に出羽国府が併置された事実はない。秋田城に北進せしめられていた出羽国府を、再度南遷するに際し、移転先の旧府と考えられてきた「河辺府」というのは、出羽郡の旧国府をさすのではなしに、清水岡所在の旧出羽柵府をさしたのである。

(4)延暦二三年、建置以来四〇余年を経た秋田城は、実際に廃止された。そのあと秋田郡に改組され、城の施設は秋田郡衙に移行した。石崎遺跡は、その秋田城をうけた秋田郡衙址である。そして、秋田城の治府は、旧出羽柵府つまり河辺府に移され、以後河辺旧府が秋田城の名称を踏襲することになる。

示された問題点によると、秋田城は出羽柵が清水岡に移ってから約三〇年後の天平宝字年間に五城目町石崎遺跡(大川柵)の場所に建てられた。石崎遺跡は創建期秋田城の跡である。

出羽国府を南の河辺府に移したというのは、清水岡にあった旧出羽柵府をさす。延暦二三年四〇余年も経た石崎の秋田城は廃止され、秋田郡に改組、城施設は秋田郡衙に移行した、という遺跡であるという。

さらに、『日本後紀』延暦二三年一月二二日条をこの論文でとりあげている。

出羽国言す、秋田城は、建置以来四十余年なり。土地境^{こまか}境にして、五穀に宜しからず。しかのみならず、北隅に孤居して、相救うに隣なし。伏して望むらくは、永く停廢に從い、河辺府を保たん、者^{てえ}り。宜しく城を停めて郡と為し、土人・浪人を論ぜず、彼の城に住む者を以て編附すべし。

はつきりしているのは、秋田城創建の時期である。延暦二十三年(八〇四)から四十余年前というのは、天平宝字八年(七六四)以前の、おそらく宝字後半年間(七六〇年代前半)ごろと理解してよい。

「四十年」という基本の数には、異論の余地がないと考えるべきなのである。そうすると、秋田城の創建は天平宝字年間ごろ、ということに決まる。これは、どのように操作してみても、天平五年(七三三)遷置の出羽柵の創建年代とは結びつかない。出羽柵遷置と秋田城建置との間には、三十年のへだたりがある。そこで、そのための説明としては、出羽柵が秋田城と改称されてから延暦二十三年まで四十余年とか、秋田城が本格的に整備されてから延暦二十三年まで四十余年とかいうようなことがいわれてきた。延暦二十三年紀は、北辺鎮守の施設としての歴史を問題にして、「秋田城は建置以来四十余年なり」としているのであるから、もし、秋田城というのが、出羽柵施

設の呼称替えであるならば、その「建置」というのは、当然、出羽柵建置の意味でなければならぬ。「秋田城改称以後四十余年」を「秋田城建置以来四十余年」といったのでないことは、文意から明白であろう。

延暦二十三年紀の正しい解釈からは、秋田城というのは、出羽柵とは別個に建てられた城という理解しか出てこない。

次に延暦二十三年紀ではつきりしていることは、延暦二十三年十一月二十二日段階で、秋田城の廃止、その秋田郡制への移行、秋田城府の河辺府移転が確定した、ということである。これも、国府側が「永く停廢に從い、河辺府を保たん」と申請し、太政官が「宜しく城を停めて郡を為せ」と裁定していることで明らかである。

ここで取り誤っていけないのは、その「停城」の意味である。これは、城の施設そのものを廃棄することではなしに、城による特別軍政を廃止するという意味である。そのことは、城の停廢にともない、「土人・浪人を論ぜず、彼の城に住む者を以て編附す」という措置がとられていることでもわかる。「土人・浪人の住む城」というのが、いわゆる城柵内であることはありえないので、それは、行政単位の城域の意味である。したがって、城治の軍政が、文治の郡制に移行するにともない、従来の軍府がそのまま郡衙に移行するというのも、ほとんど疑いがないといつてよい。

さて、延暦二十三年紀で、第三に問題になるのは、秋田城と河辺府との関係である。当面、河辺府がどこにあり、どういう性格のものであったかは問わない。たゞいえることは、秋田城の機能が河辺府に移転した、という事実である。普通、この移転は秋田城に移されていた出羽国府機能の河辺府移転であると理解され、だから河辺府は、出羽旧国府の意味だとされていた。これは明らかに誤解か、いわれのない読み替えである。秋田城の移転は、城そのものの維持が困難なことによるものである。国府が維持できないからこれを移すというようなことは、何もいわれていないのである。だから、河辺府に移って保持されることになる秋田城機能は、鎮城としての秋田城機能である。

そこで、もし、国府機能がこの時河辺府に移されたとすれば、それは秋田城そのものの移転にもなったもので、国府移転そのものを目的とした移転ではなかったのである。

その結果として、この河辺府が新しい秋田城機能の移転先として、新秋田城ということになる。延暦二十三年以降の秋田城というのは、この移転後の秋田城と考えねばならぬ。延暦二十三年後も秋田城が存続するから、秋田城は廃止されなかったという読みかたは、延暦二十三年紀からは出てこない。また、河辺府はそうにして、延暦二十三年以降は秋田城となり、おそらく最終的な秋田城の位置となる。

河辺府に移るのが、秋田城そのものであることを認めるならば、河辺府をもって出羽旧国府と考えることができなくなることは明らかである。秋田城が最上河辺まで移ったと考える人はいないからである。

延暦二十三年紀を、文章通りに解釈しないで、ことさらにわかりにくい解釈にしていたのは、秋田城は出羽柵の改称であって、両者は同一地点における前後の関係として推移したという前提理解にあうように、この記事を読もうとしていた態度にある。(略)

さらに七四年後の秋田郡衙について、秋田城下の夷俘の反乱を報ずる『三代実録』元慶二年(八七八)の記事は、次のようになっていいる。

夷俘叛乱す。今月十五日、秋田城併びに郡院の屋舎、城辺の民家を焼損す。(三月二十九日)

秋田郡城邑官舎民家、凶賊の焼亡する所となる。(中略)夷党日に加わり、彼衆く、我寡し。城北郡南公私の舎宅、皆悉く焼残す。(四月四日)

この元慶二年紀により、秋田郡のなかに、秋田城と秋田郡院(郡衙)の二つが別々にあったこと、しかも、秋田城は南、郡院は北に位置したことも、明らかである。城北郡南というのは、「秋田城の北、秋田郡院の南」であって、秋田城下の反乱というのは、具体的には、この城北郡南の公私の舎宅を焼きはらう形で、開始されたのである。

ところで、この時の秋田城の位置が、現在秋田城址とされている秋田市寺内高清水岡であることは、ほとんど疑いない。元慶二年七月十日紀には、失陥した秋田城の故地を回復した政府軍は、「秋田河の南に屯して、賊を河北に拒い」だとのあるから、秋田河つまり雄物川の河口近く南に城が位置していたことがわかる。

秋田河南の位置は、元慶二年以前からのものである。『類聚国史』天長七年(八三〇)正月二十八日条によると、この正月三日、秋田城下に大地震があつて、城郭官舎・四天王寺などが倒壊したのであるが、その時、「城辺の大河、秋田河」の水が涸れつくしてしまった、ともある。当時、秋田城が秋田河辺にあったことがわかるが、その位置が、元慶期における秋田河南の秋田城の位置であろうことも、間違いないところである。また、天長七年の秋田河辺の城の位置が、それより何代か前にさかのぼるものであることも「歴代以来、未だ曾て聞くことあらず」とあることから推察できる。

天長・元慶の秋田城というのは、当然のこととして、九世紀初頭までさかのぼることになって、延暦二十三年に移転した秋田城だろうということになる。ところでその秋田城は河辺府に移転した。したがって、九世紀秋田城の前身は河辺府であるということになる。

さてこのようにして、秋田市寺内の秋田城は、延暦二十三年に移転してきたもの、という見通しになってきた。それなら移転前の秋田城はどこにあったか。五城目町などとする根拠は何か。延暦二十三年紀には「城を停めて郡と為す」とあったから、もし秋田郡院と認めうるものを、秋田城のほかに指摘できるなら、それをもって、移転前の秋田城の故地とみなしてよいわけである。

秋田城の北に、郡院があつたということを、文献以外に確認できる手があるだろうか。筆者は、昭和四十一年、五城目町石崎の地において、用水路の水中に、一本の柱脚が露出しているのを発見した。住民の話によれば、戦後の耕地整理においては、このような柱はさらにたくさん出土したが、それらはみな整理され、太くて抜き取る

このできないような柱だけは、何本か土中に埋められたままになっている、ということであった。わたくしは、それは、古代の城柵風施設になる見通しを立てた。翌昭和四十二年、発掘調査を行なった。それは、直径八〇センチメートル×六〇センチメートルの丸柱を三本一組の中心柱として、そのまわりに円形に直径三〇センチメートル前後の柱を配して櫓状に建物を組み立て、このような櫓を結んでその間を柵木がつらねる柵列施設であることがわかった。北柵は東西に一八〇メートル以上続くことを確認し、その西端では、巨大な隅櫓から直角に、西柵列を南へおこしていることもつきとめた。この遺跡は、櫓を柵列の中心施設とし方形に周柵をめぐらす城柵址になることが確実となった。柵列は一辺四〇〇×五〇〇メートルは続くと思定された。

まったく新しい城柵址の発見である。出土の土器の年代推定では、十世紀ごろを中心とするかと判断されたが、それはこの遺跡の下限に近い時期を示すもので、遺跡のはじまりは、さらにさかのぼることは間違いないと考えられたのである。その位置は、八郎潟の東、秋田城からは北およそ二五キロメートルの地点である。自然の地形が南秋田郡の平野部の北を限る位置にあつて、おそらく古代の秋田郡の北辺に近い。秋田城の北にこのように本格的に構えられた古代城柵としては、元慶二年紀に「秋田城の北」と示されている秋田郡院のほか、考えようがない。これを即座に古代秋田郡衙址と推定した。

さらにさかのぼって、それは創建期の秋田城をうけた施設、という見通しにもなるのであつて、ここに、秋田城はもと清水岡とは別なところにあつて、のちになって、清水岡に移つて、新秋田城をおこした、ということが、遺跡の実際によつても証明されたことになる。

問題は河辺府の解釈で、高橋氏は次のようにいつている。

秋田城解釈のつまずきとなつたのは、「河辺府」のうけとめかたであつた。通説では、最上河辺の出羽旧国府と考えた。それだからこそまた、それまでは国府は秋田城になければならぬという理解にもなつていたのである。

(略) これは根本的な誤りである。「河辺」は、最上河辺ではなしに、秋田河辺の意味である。そして旧出羽柵府の新呼称であらうと思う。(略)

天平五年、秋田清水岡に移つた出羽柵は、それから三十年ほどして、秋田城をその北に分置し、柵の機能を大半、これに移した。そして、旧柵は、後詰のための城のように改組されたが、親城としての機能は残していたものであろう。鎮守の主城たる機能は大半譲り、新城に対する後詰の親城のようになった段階での出羽柵旧府の通称が「河辺府」だつたと思われる。それは「秋田河辺の旧府」という程度のことばの使いかたであつて、それじしん独立した城柵施設のようなものに対する呼び名とは考えられない。秋田城を本体として、それに対する旧府というような使いかたのように思われる。(略)

河辺郡の位置は、正確には推定困難であるが、今日の秋田市の東南内陸部に局限された河辺郡とはちがつて、さらに西方にひろくのびていたろうという点では、意見がほぼ一致している。すなわち、鳥海山より北、雄物川より南の海岸部は、すべて河辺郡を形成していたと考えられている。この郡がいつ建てられたかは不明である。文献的には、この郡の初見は、承和十年(八四三)十二月一日紀であるので、河辺府が問題になる宝龜・延暦のころ、はたして河辺郡があつたかどうかは明らかでない。建郡をみていなかったのではないかと思う。しかし、河辺郡の領域が以上のものであつたとすれば、その地名が秋田河(雄物川)に由来することは、ほとんど疑いないであろう。そしてほかならぬ秋田河南に、出羽柵も、後には秋田城も位置することになるのであるから、河辺郡が成立する以前から、秋田河辺が、北羽統治の基地所在地として問題になつていただろうことは、推測にかたくないのである。とすれば、「河辺府」をもつて、最上河辺とするのにおとらず、秋田河辺と考えることも、十分根拠がある。

理論的には、最上河辺・秋田河辺、どちらもありうるが、これを歴史的に問題にすると、最上河辺の妥当性はほとんどなく、それはおそらく間違いなく秋田河辺の意味になるべきものと思われる。(略)

秋田城を永く停廃して、河辺府を保つ、という場合、もし、河辺府が最上河辺、つまり出羽旧国府であるとすると、それは、ひとり秋田城だけを放棄することを意味するだけでなく、秋田地区全域の放棄ということになって、天平五年、出羽柵を秋田にすすめた時点までさかのぼって、北羽一帯からの撤退を覚悟したことになる。人によつては、河辺府に移そうとしたのは、国府だけである、と考えることもあるが、すくなくとも延暦二十三年紀のように「城を停む」とある以上は、そうは解釈できない。それは計画であつて実施にならなかつたという考えもなされているが、しかし、国府側も政府側も、秋田地区全面放棄案をとつていた点では同じである。

いったい、そのような後退案はありえたであろうか。とくに延暦二十三年段階の案は、坂上田村麻呂が、征夷大將軍陸奥出羽按察使の任にあつたときの申請ということになる。この積極経営主義者のもとで、北辺七十年の経営を無にし、出羽国の存立そのものを危くするような提案がなされたとは思われない。しかも、当時、この方面で、城が賊の攻撃にさらされて重大な危機におちいつたというのでもない。それなのに、国府側がそういう提案をする理由はどこにあつたか。(略)

出羽国鎮狄將軍安倍朝臣麻呂ら言す、狄志良須・俘囚宇奈古ら歎いて曰く、己ら、官威に拠憑して、久しく城下に住む。今此の秋田城は、遂に永く棄てられんか。番をなして旧により、還りて保たんか、者り。報を下して曰く、それ秋田城は、前代将相、僉議して建つところなり。敵を禦ぎ民を保ち、久しく歳序を経たり。一旦にして挙げて之を棄つるは、甚だ善計にあらざるなり。宜しく且つは多少の軍士を遣し、之が鎮守となすべし。かの帰服の情を翫かしむるなかれ。よつて即ち、使もしくは国司一人を差し、以て専当となせ。又、由利柵は、賊の要害に居り、秋田の道を承く。亦、宜しく兵を遣し、相助け防禦せしむべし。但しおもえらく、宝龜の初め、国司言す、秋田は保ち難く、河辺は治め易し、者り。当時の議、河辺に治するに依う。然るに今積むに歳月を以てするも、尚

未だ移徙せず。此れを以て之を言えば、百姓、遷を重るや明かなり。宜しく比の情を存し、狄俘并びに百姓らを歴問し、具さに彼此の利害を言うべし。

(『続日本紀』宝龜十一年八月二三日)

鎮狄將軍というのは、是が非でも秋田城の死守ということが看板でないと勤まらない役目である。その人が、「秋田城は放棄になるだろうが、そうなつたら、われわれが代りに守備しようかと、蝦夷のものが言っている。どうしましようか」——よそ事のように、太政官にそう取り次いでいるのである。

太政官は、それをどう戒めているか。「秋田城は、前代に將軍・大臣たちが議して建てたものである。それをまったく放棄するのは良策ではない。多少の軍士を派遣して、とにかく守ることにしたらよからう」。絶対だめだなんてことは、ひとことも出てこない。守備兵だけ残せ——ただそれだけである。それもそのはずで、宝龜のはじめに、すでに国府と政府とでは、秋田放棄・河辺移転を内定していた。ただ、城下人民の反対があつたので見送つていただけである。国も政府も、むしろ、河辺治府が有利であることを城下の民に説得して、その移転を実現するという立場をとつていた。

(略) 宝龜十一年案では、河辺移転後の秋田城の守備に不安を残していた。現地側では完全放棄を考えていた。政府案は、それを守備隊を残し、主力撤退という案に修正した。(略) しかし、「多少の軍士」による守備程度では、城下の安全は保障されなかつたのである。「百姓、遷を重る」とされたのは、そのためであつた。

延暦二十三年案では、移転後の旧秋田城下は、秋田郡として、正規の行政組織に編成される。旧城は郡府として、組織的な行政の中心となる。城下に住む者は、土人・浪人を論ぜず、みな編付する、というのは、その「遷を重る」民情に、事後の保障を与え、いっきよに懸案を解決する政策であつた。

これは、秋田城の停廃、河辺府への移転ということが、北辺の安定・防備という点で、特別に重大な問題でないと

いう考えが根底にあって、はじめて可能なことである。

だとすれば、河辺府が最上河辺府であつたりすることは、とうていありえない。秋田の守りの放棄が、北辺経営にとって何を意味するかは、元慶の乱がはつきり物語っているのである。(以下略)

論文の高橋説をまとめてみると、

①天平五年に清水岡に進出した出羽柵が、今まで考えられていたように、そのまま秋田城になったのではない。

②秋田城が最初に「建置」された土地は、五城目町大川石崎であり、現在も城柵遺跡がみられる。天平宝字年間の建置である。

③石崎に秋田城ができて、清水の出羽柵は「河辺府」とよばれるようになった。

④延暦年間、「秋田城は永く停廃し、河辺府を保たん」というのは、石崎の軍事施設を撤収し、清水の施設に後退したということである。

⑤旧城となつた石崎の施設は、秋田郡の郡衙(院)となり、行政の中心となつた。

以上のようになる。なお、新しい秋田城には鎮守専当の国司(介に当る二等官)を置くことにしたが、この軍事担当こそ「秋田城介」である。この名は、後代になつても武門の名譽の官名とされた。

たとえば、越後国の城氏はもともと桓武平氏であるが、繁成が秋田城介に任じられ、その子貞成が城太郎を称して、「城氏」を名のるようになった。また中世安東氏が出羽国秋田に入つて「秋田城介」を代々称するようになり、その後湊城に入つて「秋田氏」を名のるようになったことも、秋田城と城介が後代の武門にとってシンボリックな權威であつたことを示している。

遺跡の意味 石崎遺跡の発掘から三十七年、論文発表から三三年になる。その間、秋田城跡の発掘が続けられ、「天平六(七三四)年」と線刻した木簡が発見されたりしているし、建築年代を証明する史料も出土した。

東門が復原されている。また、「河辺府」を最上河辺とか秋田河辺などという人はいなくなつた。払田柵を河辺府とする説が有力というが、謎の部分も小さくない。調査と学問は確実に進んでいるのである。

しかし高橋論文を読んでいると、郷土の低平な水田の下にある石崎遺跡が、秋田の古代史の最重要遺跡だが、ひしひしと迫ってくる。わが郷土に律令国家最北のフロンティアらしく、重要な秋田城あるいは秋田郡衙の巨大遺跡が存在するのに感激する。

現在、石崎字石田の農業用水路中に太い柱脚部分が水面すれすれにみえる。そのそばに、町教育委員会がたてた標柱がある。その場所まで、道路から農道に入り、七、八分は歩かなければならない。石崎集落の農道入口に近い道路ばたに石崎遺跡説明板がある。

説明板には「高橋論文」にあつたような、センセーショナルなことはなにも書いていない。石崎地内に柵が設けられていたことははつきりしているが、奈良時代末の出土土器は発見されているが、創建期の天平宝字年間をはつきりさせるものは見つからない。また、官衙が存在した地域は集落と重なっているらしく発掘が不可能であつたことなどもあつて、高橋論文の内容全部の信頼性は高いともいえないのは心残りである。前述したように清水岡の秋田城跡や払田柵遺跡の発掘調査が進んだことなどもあつたからである。

今は、石崎遺跡はその城柵としての規模の大きさからみて、「秋田郡衙跡」に落ち着いている。

水路中の柱脚のところに立つて北を向くと、馬場目川を背にした石崎集落の向うに、森山・高岳山ラインが壁のように秋田平野の北を限っている。山の向うは見えないが、山本郡である。東は馬場目川の源流出羽山地が見え、西はすぐ近くを国道七号が走っていて、そこが古代の海の汀のあたりと思われ、はるか向うに寒風山とそのさらに向うに男鹿島

(半島)の真山・本山が見える。

南は秋田平野が広がり、よく見ると羽白目の丘(昭和町)が見えるのではないか。意外に近く秋田火力発電所の煙突も見えらるだろう。そこは秋田川の河口のあたりになる。

この城柵には秋田郡衙があつたが、周囲には俘囚ふしゅうと呼ばれる律令国家に服属した蝦夷えみしが集落をつくつていた。俘囚は五城目の蝦夷とは限らず、他の土地から開拓民として移住させられた俘囚も多かったかも知れない。

俘囚は開拓して米作りなどを仕事とする農民のくらしをしているので、「田夷」とよばれている。以前と同じ生活や仕事をまもり、かつて恩荷がいったように土着の蝦夷は狩猟中心の生活をするものも多かった。近くの山に住んで狩りをする生活をしていたので「山夷」と呼ばれていた。

烽通信

律令国家最北の郡の秋田郡。その郡中の最北の石崎に所在する重要な役所である秋田郡衙であるだけに、きびしい防衛施設が必要で、巨大・広大な城柵で守るようにしているだけでなく、後方の秋田城・国府へ連絡するための烽櫓が柵列に組みこまれていた。

石崎遺跡で、柵列の角に三本の丸柱を組んだ櫓状構造物が発見され、高橋富雄氏はこれを「烽櫓」としている。

「烽」は「ほう」とか「とぶひ」とかと読み、煙火による緊急の連絡の手段、またはその施設をいう。律令には四〇里(当時の距離単位、現在の約二〇キロ)ごとに烽をおくとされ、烽長が管理すると決められている。後には狼煙ろうえんというようになるが、緊急の際の通信手段として軍事的用途を中心に後々まで使われている。

石崎から清水岡までは、直線距離にして約二五キロあるが、その中間点ともいえる昭和町豊川羽白目にも烽施設が発見された。昭和四一(一九六六)年、四二年の調査で、羽白目遺跡からは、秋田城跡から出土したものと同じ「秋田城瓦」が出ていて、秋田城と関連する「軍防令」火炬条による烽施設であることがはっきりしているのである。

すなわち、石崎所在の秋田郡衙とその城柵の烽の通信を、その中間の羽白目の烽が中継して秋田城に届け、秋田城からの烽通信を石崎の郡衙に伝えるという仕事を羽白目烽施設は担っていたのである。石崎の城柵にあつた烽櫓は、このような律令国家のしくみの一施設であつたのである。そこから、秋田郡衙は律令国家の重要な北端の施設だったのであることがはっきりする。

石崎の城柵にある烽櫓には、中二階状のフロアがあつたと高橋氏は報告書で述べる。烽の仕事をするとき、烽長とその部下の活動するフロアであるが、普段は監視活動や馬場目川河口やそこから城柵へ出入りする舟への合図や目印する施設にもなっていたのではないだろうか。石崎遺跡には馬場目川に流入して運河にもなる「タタラ川」という小川があることをつけ加えておきたい。

清水岡の秋田城跡北端からは烽址が発見されているが、ここで北の秋田郡衙からの通信を羽白目中継で受け、ここから北の方へ烽で通信を送っていたのである。

太平山は古来から煙ヶ岡とよばれている。一定の高さの場所に烽施設があつて、由理柵方面と河辺府(弘田柵)方面へ通信を送受していたものであろう。太平山・煙ヶ岡と似た山に、湖東平野の北端にそびえる森山がある。森山はその頂上に烽施設がある「火守山」「火盛山」であろうと高橋富雄氏は推測している。森山頂上からの煙の通信は、さらに北方三〇キロ蝦夷の勢力圏に突出孤立している能代営のしんたむらと連絡をとるのを任務としていたのであろう。

能代営にも、烽の遺跡が確認されている。

砦のくらし 養老令の「軍防令」に、次のようにある。

凡そ東辺北辺西辺によれる諸郡の人居は、皆城堡の内において安置せよ、それ営田のところには唯し庄舎を置き、農の時に至つて営作に堪らば出て庄田に就け、収斂し訖なば勅して還せ、それ城堡崩れおちたらば当処の居戸を役

して閑に随って修理せよ。

辺境の開拓の拠点では、軍防令によると開拓民である柵戸などの住居は、すべて城柵内にあった。石崎柵も令に定められたとおりであったであろう。しかし、これでは開墾も営田もできない。農地の近くには、庄舎という田小屋を設け、農耕時の住居としていた。今日も、大川石崎付近の地名に「田屋」とか「田屋下」というのが残っているのは、当時の柵戸による田作りを物語っているよう。田屋の地名は、昭和町豊川にもあるが、石崎柵よりも、近くの羽白目の烽施設との関係が考えられよう。

城柵を拠点とした開拓民は、農耕時は柵を出て農地の中に住んでいるか、所により時期により、とりでの中に帰ったものらしい。そしてまた、蝦夷が反乱を起したときは、柵戸たちは武器をもって軍団の兵士となった。城柵というとりでを中心とした開拓は、ちょうど屯田兵の制度と似ている。

また、城柵の周辺には、農耕を習得した蝦夷が定住するようになったであろう。いわゆる、夷俘とか俘囚とかと呼ばれたり、田夷と呼ばれた蝦夷である。こうした順化した蝦夷は、危急のときには城柵内に収容され、軍団の兵士に編成される者もあつたであろう。『続日本紀』宝亀一一（七八〇）年八月二三日条にある、秋田城が停廃されようとしたとき順番に城柵を守ろうと申し出たという、城下の狄志良須・俘囚宇奈古も順化した蝦夷の族長であつたろう。

志良須・宇奈古については、郷土の蝦夷の酋長であるとする説（分銅志静「シラスの館」「オナゴの館」秋田ミニ百科12・13、「秋田魁新報」昭和47）がある。砂沢城跡（前平山）と山内城跡を、土地の人びとは「シラス館」「オナゴ館」と呼んでいる。両方とも中世の館跡であるが、その以前は古代豪族の館跡であつたことが土師器などの出土によってわかる。シラス館は「志良須館」であり、オナゴ館は「宇奈古館」であろう。江戸時代末に菅江真澄もこの点を指摘している。秋田城下の族長宇奈古・志良須が馬場目川と森山の線の間に館をかまえていたとすれば、五城目に秋田城がなければならず、それは柵列の規模からしても石崎柵でなければならない。石崎柵Ⅱ秋田城とするひとつの証拠にならない

だろうか。

天長大地震

天長七（八三〇）年一月三日、秋田城が大いに揺れにゆれた。城内の国府の庁舎・官舎・防衛施設ばかりでなく、付属寺院四天王寺の仏像・堂舎すべて倒れこわれてしまった。推定マグニチュード七・五ほどの大地震だったという。死者一人、負傷者百人余りと伝えられている。

地震は七度八度とゆりもどしがあつた。そのうえ、前からの雪が風雪となって、いよいよはげしく、こわれた官舎など雪に埋つたという。岡のすぐ下の秋田河は、川底が割れて水がもれ、枯れて細流になった。

「天長大地震」と名づけられた地震の震源は、五城目から秋田までつづく大断層線の中にポイントがあるといわれていた。近年の研究によると、大断層線の北端のあたりが震源であるという。

五城目辺が震源地だとすれば、直下型地震で郡衙、城柵に大きな被害をうけていたに違いない。しかし、これまでの発掘調査に、それを証拠づけるものはみつからない。

この断層線では、二〇年後の嘉祥三（八五〇）年一〇月一六日にも大地震をおこしている。『文徳天皇実録』にある「出羽国地震」というのがそれで、国府周辺被害甚大、城柵傾き倒れると書かれているが、秋田郡衙については記述がない。それよりも、現在この二つの地震から一二〇〇年ほど経過しているから、近いうちに大きな地震に襲われるのではないかと心配する向きがある。

経過年数からして、相当のエネルギーが蓄積しているのではないかというのである。そうすると、五城目は直下型になるおそれがあるから心配なのである。

『続日本紀』『類聚国史』には、天長大地震発生を記録しているが、さらに一月二八日条には、秋田城再興のために援兵五〇〇人の配遣。四月二五日条には、大地震の救恤を命じたという記事がある。住民への救援が遅れているのが、特

に目につく。

『扶桑略記』養老二（七一八）年八月一四日条に、「出羽国衙へ出羽並びに渡嶋の蝦夷八七人が来、馬千疋を貢じた。それで位と禄を授ける」とある。『続日本紀』にも同様の記録がある。その貢馬の多いのにおどろき、書き誤りという説さえある。

『延喜式』主税帳には、出羽国の各工業製品は大変高値とある。絹一疋（このころは四丈Ⅱ約一二メートル）が稲一五〇束（畿内の絹は三〇束）という。また出羽馬は最高値の陸奥馬に次ぐ、ともある。

また「民部式」や「典藥式」には、出羽国の上納物には、熊皮や羚羊角（カモシカの角）などが記録され狩猟の獲物が多くみられる。

「美濃国解^げ」には、東山道を上る諸使のうち出羽国献納の「御鷹」は四度使（国司から毎年政府に政治の成績報告のために派遣した四種の使）と同格とある。

『大宝令』の「廐牧令」に「秋田二十七牧」が見える。その二十七牧の中に「沢内」がある。この地名は馬場目の古代の地名という説がある。近代・現代に馬産地として有名であった馬場目地域の馬産はすでに古代から注目され、名馬を産出していたとも言える。ちなみに、岩野山古墳からは鉄製轡^{くわ}が出土している。

『新古今集』には、「みちのくの秋田の山は秋霧の立野の駒も近つきぬらし」という和歌が集録されている。秋田は秋田郡であり、立野は郡内の村の名である。秋田郡の立野は馬産地として、名が知られていたであろう。「立野」というのは馬場目を指しているのかも知れない。

いずれにしろ、蝦夷の代表たちが出羽国府に多くの馬を献じているのは事実である。日本では北方の馬は良馬で、武士の世の中になるとますますその名声は高くなる。馬に限らず、出羽国・渡嶋の蝦夷から、いろいろな貢物があり、出羽国府がその重要な窓口になっていた。

蝦夷の朝貢は、貢物の形式をとった交易であった。このような事例は、比羅夫北征でも物々交換の形をとった交易の場面がある。また、渤海使の来航も同様である。その渤海使が出羽国に最初に着いたのは皮肉といえば、皮肉であるが。渤海国からの貢物に対して、律令政府はそれに見合う物資を与えて、送渤海使をつけて帰国している。

あとになると、馬だけでなく人間が取引きの対象になったり、熊・羆^{ひま}の毛皮が蝦夷の貢物が目立つようになる。

『類聚三代格』延暦六（七八七）年正月二日付の「太政官符」に、王臣・国司等が争って狄馬や俘奴婢を買っているところあり、『日本後紀』弘仁六（八一五）年三月二〇日条に、権貴の家、富豪の輩、夷狄の馬を求めるとある。

『藤原保則伝』では、商人的な連中や王臣貴族の「使」や「子」が集ってきて、盛んに商業的な活動をしたことが、蝦夷反乱（元慶の乱）の原因になったとしている。

延喜五（九〇五）年編さん開始、康保四（九六七）年施行の『延喜式』には、陸奥・出羽国の交易の記述が多い。もちろん相手は、蝦夷・渡嶋蝦夷である。その記述中に、熊皮に関するものが多く見られ、そこから特に出羽国が渡嶋蝦夷との交易の窓口になっていた様子がうかがえるのである。付け加えておくと、昆布の交易も多かった。

渡嶋（北海道）方面からは、海流や風向だけでなく岩木山・白神の山々・男鹿島・森山と目あてが次々とあつて船路がとりやすいことも交易の有利な条件になっているし、船着場でも出羽国側が陸奥国側よりも河口の港や後背地など好条件だったからであろう。

出羽国府が、交易業務を取りしきるのであるが、北からの船がつけやすかったのは秋田郡衙であつたからであろう。また潟が形成されず男鹿島との間はおだやかな海峡であり、馬場目川河口から郡衙まで行けた。石崎はイソサキという交易港であつたであろう。

以上のように対蝦夷交易という視点からいうと、蝦夷勢力圏内に突出している能代営も軍事的施設であるとともに、蝦夷との交易の拠点でもあつたのではないか。

秋田郡衙・出羽国府が出羽国の山夷や北の蝦夷と交易を仕切っていたが、能代営のような位置が交易出張所的なものであれば、利便性は大きい。能代営も律令国家最北端の秋田郡衙の管轄になっていたであろう。

延暦二一（八〇二）年六月二四日付の太政官符が『類聚三代格』に残っている。

（出羽国司に）太政官が命令を下しているが、その内容は次のようなものであった。

蝦夷の地の物品を私的交易することを禁じる事——渡嶋の蝦夷らが朝貢する際に献上特産物はさまざまな動物の皮だが、王臣たちが品質のよい皮を争って買うので、悪い物を政府に納めようとする。ずっと前に禁止したことであった。ところが出羽国司はこの命令に従おうとしない。官にある者としてあつてはならない。以後、そのようなことは厳禁する。この命令に違反すれば重罪にする。これは天皇の命令である。再び違反してはならない。

皮は鞍や太刀の装飾用として都の貴族間で珍重され、当時大変な流行になっていた。それだけでなく、高級で珍貴な毛皮を身につけることも流行していて、暑い京の真夏でさえも汗みどろで身にまとっていたという話も伝えられている。その様子を想像すると滑稽というしかないが、そうした高級毛皮がわが郷土の辺りで都の貴族が遣わした人びとによって求められたものも少なくなかったのである。太政官の禁令があつても、地方にいる国司などの高官たちはそれに従いはしなかった。

都の貴族たちが、使の者を出羽国までよこし高級な毛皮を買いあさらせている。それを仕切るのは国司たちで、地方に赴き在任中にひと財産を築いて京へ帰っていった。うま味のある任地での「朝貢」の物資を取り扱うことは、太政官符の禁制などは一片の紙でしかなかったであろう。

出羽国緊張

奥羽山脈に隔てられた陸奥・出羽両国の蝦夷は、律令国家のフロンティアが北進するにしたがい抵抗を強めていった。特に陸奥国側が激しく、律令政府・国府が手こずっている。坂上田村麻呂が征夷大将

軍に就任して、ようやく盛岡市付近まで国府の勢力圏が広がった。

ところが、陸奥国側・出羽国側の蝦夷が共同戦線組んで抵抗・反乱することは、ほとんどしていない。はじめ政府は共同戦線を警戒したが、杞憂であつた。新野直吉氏は、陸奥と出羽では蝦夷は均一的種族と考えられず、近い同族関係という程度の、しかもはつきりした違いがあつたのではといっている。夷と狄、このような関係の稀薄さが共同戦線を組んで戦うのを妨げていたのであろう。

ここで、陸奥国での蝦夷の抵抗・反乱に関する事項を挙げておこう。

七二〇年（養老4） 陸奥国の蝦夷反乱し、按察使上毛野広人を殺す。多治比県守を持節征夷將軍とし、阿倍駿河を持節鎮狄將軍に任ずる。

七二四年（神龜元） 陸奥国の海道の蝦夷反乱し、大掾佐伯兒屋麻呂を殺す。持節大將軍藤原宇合を派遣する。

七七〇年（宝龜元） 蝦夷族長宇漢迷公宇屈波宇が同族を伴って賊地に引き挙げる。反乱の兆が明らかになる。

七七四年（宝龜5） 陸奥国海道の蝦夷反乱し、桃生城を侵す。

七七六年（宝龜7） 陸奥国二万の軍を發し山海二道の賊を伐つこととし、出羽国も呼応して四千の軍を雄勝から送る。出羽軍志波村の賊の反抗に敗れ、陸奥軍三千胆沢の賊を伐つ。

七八〇年（宝龜11） 陸奥国胆沢族大反乱をおこす。胆沢族の南下を防ぐべく覺鑿城を造ろうとする。伊治咎麻呂が、按察使紀広純を伊治城に叛き殺し、ついで多賀城を攻め落とす。

藤原繼縄を征東大使、大伴益立・紀古佐美を副使として征討軍をおこし、安倍家麻呂を出羽鎮狄將軍に任じて出羽の動揺に対処する。

七八一年（天応元） 替えて持節征東大使となった藤原小黒麻呂の征討は七〇の首級を斬っただけでおわる。

七八二年（延暦元） 大伴家持、按察使・鎮守將軍となる。

七八四年（延暦3） 大伴家持、持節征東將軍となる。

七八八年（延暦7） 紀古佐美、征東大使となる。

七八九年（延暦8） 征東軍多賀城を陥し賊地に入るが、衣川宮に停滯。賊の首領阿弖流為と戦い大敗する。

七九一年（延暦10） 大伴弟麻呂が征夷大使、坂上田村麻呂らが副使となる。

坂上田村麻呂は、父菟田麻呂三二歳の時に二男として生まれた。祖父犬養は七七歳でまだ存命だった。平城京内田村里で出生したので、それを名前にしたという。帰化人の後裔であるが菟田麻呂は武人として名をあげ、宝亀元（七七〇）年閏三月菟田麻呂は陸奥国鎮守將軍に任命され任地に下っている。この時から坂上氏と東北地方との関係がつく。

それがあって、田村麻呂も武人として、危機的状況ともいえる陸奥国に赴くことになった。陸奥・出羽二国の開拓と安定を最重要政策にしていた桓武天皇の切札として、田村麻呂が派遣されたのである。

それに応えて、陸奥国最強の反乱勢力を、ついに平定した坂上田村麻呂は、いつの間にか出羽国側の反乱蝦夷も平定したという「伝説」が信じられるようになった。秋田県内には、田村麻呂伝説が各地にあり、そうした土地には田村麻呂創建と伝えられる八幡神社が多い。

郷土でも延暦年間創建という馬川神社が、そのひとつである。桓武天皇の親任篤かった田村麻呂は、初め征夷副使として目覚ましい戦果をあげ、延暦一五（七九六）年陸奥出羽按察使・陸奥守・鎮守將軍を兼帯する。延暦一六年に征夷大將軍になり、延暦二〇（八〇二）年蝦夷征討開始、族長阿弖流為を降伏させた。しかし阿弖流為の助命は果せなかった。などは前に述べてある。

陸奥出羽按察使だったから、両国の軍事・警察権をもっていたが、出羽側には一步も入らなかった。陸奥国側だけで手一杯だったのであろう。

この時代になると、陸奥国側の軍事行動は、出羽国側にも対応する軍事力動員などの動きがとられる。その最高司令

官が坂上田村麻呂であつたから、強烈にその名前が記憶され神社創建伝説となつたものであろう。石崎柵という軍事基地のおひざもとにあつて、常に柵の軍団の動きを見、動員にに応じていた郷土の人びとにとっては、畏敬すべき司令官の名前として田村麻呂が記憶されたものと考えられる。

ちようど馬川神社が創祀されたという延暦年間は、七八〇年秋田城放棄論が出されて以来、不安定な状態にあつた石崎柵（推定第一次秋田城）が、やがて秋田郡衙に改組されるところに追い込まれていくところである。赫々の武勲の田村麻呂將軍の名前でも欲しいといった、切ない気持が強かつたであらう。

神社は広ヶ野に八幡社として創建され、そのまま明治四五（一九一二）年二月六日に現在地に移転するまで鎮座している。その間、明治五（一八七二）年一〇月に村社八幡神社となるまで高崎村の鎮守となっていたが、すぐその隣に山内村の鎮守八幡社があり、二社が境内を接して並んでいるという珍しいケースとなっている。

現在地に移転後は、その地にあつた神明社も含めて村社馬川神社と改称している。馬川神社の例を見るまでもなく、わが郷土には八幡社が多い。八幡社は、田村麻呂と胆沢の八幡宮の例のとおりの関係が深い。神社のあつた広ヶ野にも、岩野山・雀館・中山のあたりのように、石崎柵の城下の村があつたものであろう。集落は広ヶ野の舌状台地にあり、これを守るために空濠を掘り、その土を盛って大きな土塁をつくった。土塁の遺構は、今もはつきり残っており、保存されている。

郷土の古代の村は、原始時代と異なり稲作りが農業生産の中心になりつつある流れの中で、平地集落が多くなっていた。蝦夷は律令国家に組みこまれて、いわゆる田夷になつていき、石崎に平地城柵の周辺に集落を形成、天水田的な圃場を広げていったものと思われる。

しかし北方的きびしい気候と、生産性の低い米作りは、狩猟・採集の生活を捨てさせなかった。そこで平地に臨む、以前縄文時代の村があつたところに、たとえば中山・広ヶ野・岡本などに集落を形成したグループも少なくなかった。

いわゆる田夷ではあるが、山夷の仕事や生活も捨てられないという部族である。

このような「石崎城柵城下」の村々をたばねていたのが、志良須と宇奈古と思われる。彼らは、いくつかの村々をたばねていて、やや高い丘のような場所に住んでいたらしい。「シラス館」と呼ばれている前平山、「ウナコ（オナゴ）館」と呼ばれている山内城跡の丘がそれだといわれている。二つの丘の上からは、石崎柵（秋田城・秋田郡衙）がよく見える。彼らは、いざという時には、手薄な国府の律令政府軍を助けるため、俘軍を率いて城柵・郡衙を防衛などに当たっている。ところが、秋田城を放棄しようという動きが出てきた。志良須と宇奈古は、秋田城放棄に反対し、俘軍を率いてこれまで以上に秋田城を守りたいと申し入れをした。鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂等は（略）夫れ秋田城は前代の将、相餼議して建つる所、敵を禦ぎ民を保つて久しく歳序を経たるに、一旦に挙げて棄てんこと甚だ善訂に非ざるなり。宜しくまさに多少の軍士を遣して鎮守を為すべし。（略）仍つて即ち使若しくは国司の一人を差して以て専当と為せ。又由理柵は賊の要害を居め、秋田の道を承く。亦宜しく兵を遣して相助け防禦せしむべし。但し以みるに宝亀の初め、国司『秋田は保ち難く河辺は治め易し』と言へり。当時の議は河辺治まるに依る。然るに今積むに歳月を以てするも尚未だ移徙せず。此を以て言はば、百姓遷すことを重かること明らけし。宜しく此の情を存して、狄俘並びに百姓等歴問し、具さに彼此の利害を言すべし」（『続日本紀』宝亀一一（七八〇）年八月二三日条）

さらにまた、秋田城を廃して郡にするという重要な史料もある。

『日本後紀』延暦二三年一月二二日条がそれで、出羽国から「秋田城は建置してから四〇年余りになる。しかし土地は瘦せていて米などの五穀は稔らず、しかも北方に孤立しているから、救援を求めたり送ったりするのが困難である。そこで秋田城を停廃して河辺府に拠ることにしたい」という申請があったので、政府は「秋田城を停廃して秋田郡と為し、秋田城の支配地に住む者は全て秋田郡に編成せよ」と命じた。といっている。

この条から、高橋富雄氏は石崎遺跡が最初の秋田城で、「石崎柵列」はその後「秋田郡衙」になったというのである。

秋田城は初め大川石崎にあったのである。そしてその後の延暦二三（八〇四）年から秋田郡役所がおかれたのであった。この郡衙は、元慶の乱の時にまた当時の国史に登場する。

以上の『続日本紀』の条を読むと、高橋富雄氏の「石崎遺跡初期秋田城説」が、現実味を帯びて立ち上がってくる。石崎の城柵は秋田城が後方に移ると秋田郡の郡役所（郡衙、郡院、郡家とも）になるが、以前から志良須や宇奈古という蝦夷の族長が周辺にいて、律令国家の末端に組みこまれていたのである。

ところが、それから二〇年余り後の『日本後紀』延暦二三（八〇四）年一月二二日条に、秋田城移転の記事がある。『出羽国言す』。『秋田城は建置以来四十余年なり。土地は境塹にして五穀宜しからず。しかのみならず北隅に孤居して相救うに隣り無し。伏して望むらくは、永く停廃に従い河辺府を保たん』てえり。宜しく城を停めて郡と為し、土人浪人を論ぜず、かの城に住む者をもつて編附すべし」

出羽柵が秋田に移り、秋田城に改められたのは天平宝字年間（七六〇年頃）で、「阿支太城」と書いていた。いずれにしろ、最初の秋田城がどこにあったか、どこに移ったのか、いつ廃止されたのかなど不明の点が多い。また河辺府の所在地も弘田柵説もからんで、なぞが深まる。近年のそれぞれの地の発掘調査によって、なぞが明かされつつある。

秋田城がどこにあるにしろ、その城の軍事力について『三代実録』に、次のようにある。

秋田城 校尉七・旅帥一六・火長二四、以上上級幹部、列士三〇三・鎮兵四五〇・兵士三五〇、以上一般部。

これを雄勝城と比較すると、上級幹部で約一・六倍、一般部で約一・七倍の兵力になる。しかし『類聚三代格』にある陸奥国胆沢城の一般兵士と秋田城一般部と比べると、秋田城の方が四〇〇人も少ない。

元慶の乱おきる

出羽国の稲作は、当時の最北の国であるから当然といえば当然であるが、しばしば不作に襲われた。無理なところでの米作りであるから、冷害は近・現代まで襲ってきている。

古代の状況を、律令政府の記録からいくつか拾ってみよう。

天平宝字七年（七六三）	出羽国飢饉。（続日本紀）
宝龜元年（七七〇）	出羽国七月に降雹。（続日本紀）
同 四年（七七三）	出羽国大風、人飢える。前年も大暴風雨。（続日本紀）
延暦二年（七八三）	雄勝、平鹿二郡戦乱、疲弊。
同 四年（七八五）	出羽国飢饉。（続日本紀）
弘仁四年（八一三）	不作への対応策。（日本後紀）
承和八年（八四一）	出羽国飢饉。（続日本後紀）
同一三年（八四六）	出羽国飢饉。（続日本後紀）
斉衡二年（八五五）	出羽国百姓困窮。（文徳実録）
貞観元年（八五九）	出羽国四月霜と雹。（三代実録）

遠い都の政府の記録のいくつかである。しかし出羽国では、不作や飢饉と思われる事例はもつと多かっただろうし、出羽国という広域では把握できない地域的なものは、枚挙にいとまないものだったに違いない。少々の不作は、採集、狩猟によって現地人たちは、しのいでいたであろう。

しかし不作、飢饉は、社会的な不安を生んだに違いない。政府・国府への信頼をゆるがすものになったであろう。

蝦夷は珍しい毛皮や馬を、都の貴族の使いの者へ売りさばいているだけでなく、律令国家に入っていない蝦夷や渡島の蝦夷との交易で入手した毛皮なども「貿易」する。このような密貿易に対する禁制を政府はいくども出しているが、

焼石に水の状況であった。それは国府の官たちも「仲間」になっていたからであった。

しかし禁制を楯にとつての黙認の条件をきびしくしたらしく、トラブルになることが多かったという。蝦夷の部族に不満がつもっていた。

元慶二（八七八）年三月二十九日、京に出羽国から早馬が着いた。

蝦夷が反乱し、三月一日には秋田城や郡衙の建物、城の近くの民家が焼かれたという、出羽国の守藤原興世（わきよ）からの急報を、夜を日に繼いで馬を走らせて運んできたのである。

『日本三代実録』のその日の条には、「出羽国守正五位下藤原朝臣興世、飛駅して上奏す、『夷俘反乱し、今月十五日秋田城並びに郡院の屋舎、城辺の民家を焼損す。仍りて且つは鎮兵をもつて防守し、且つは諸郡の軍を徴発す』と。勅符（ふ）して曰く『かの国の今月十七日の奏状を得るに、既に知る。夷虜悖逆して城邑を攻め焼く。（略）精兵を発しその咽喉を扼すべし。ただし時は農要に在りて、人は耕種を事とす。もし多く衆を動かさば、恐らくは民務を妨げん。それ上兵は謀を伐ち、良将は戦わず。巧みに方略を設けて、もつて辺民を安んぜよ。（略）』

政府は、反乱蝦夷に対して「精兵を派遣して彼等の喉元をおさえるようにせよ。ただし今は農繁期だから、多数を動員すると農作業が差しつかえる。そもそも優れた兵は謀の実行前におさえてしまうもので、良将は戦わずして勝つものである。巧みな計略によって国内を安定させよ」といつているのである。

反乱がいつ起きたかというのは不明だ。三月一日に秋田城を焼いたが、それが国府（河辺府か）に伝えられて一七日付の報告書が書かれ、一三日間かかり二十九日に政府に届いたのだが、峰起の日は三月一日より以前であることだけで、大変不備な報告である。

出羽国守藤原興世から次の飛駅上奏はすぐ届いた。『三代実録』元慶二年四月四日条にあるが、その要点を述べよう。権掾小野春泉・文屋有房らが精兵を率て城を救援したが、反乱勢は日々多くなり「彼多く我少なし」という状況になっ

た。城北・郡南の公私の舎宅皆ごとく焼亡、たくさんの人びとが殺されたり捕らわれたりしている。云々。

この報告は、蝦夷の反乱が並大抵のものでないことをさとらせるに十分である。

しかも文中の「城北・郡南」の家々が全部焼かれたということばが目につく。城北は「秋田城より北」であり、郡南は「秋田郡役所より南」をいつている。高清水丘と大川との間の地域という意味だ。わが郷土は焼亡し荒廃したのである。そして反乱蝦夷には、五城目と付近の山夷だけでなく田夷も、参加していただろうと思われる。

四月四日条には、「昨年は凶作で人びとは皆飢えていて、兵士として動員しても勇敢な者はいない」とも言っている。反乱が鎮まってから記録に、反乱の原因のひとつに凶作があったのに国守藤原興世は平年と同じ税を徴収したという悪政だったことも原因であるとしているから、郷土の蝦夷の多数が反乱に参加しただろうと想像できる。動員された兵士はサボタージュしたかも知れない。

この時の出羽国府の人事は次の通りである。

国守（出羽守） 正五位下藤原興世

出羽権守 藤原保則（藤原興世に代えて、急ぎ任命、対反乱蝦夷の交渉をさせた）

介（出羽介・秋田城介） 良岑近

掾 藤原宗行

権掾 正六位上小野春泉 文室有房

押領使 藤原梶長

秋田城は奪取され、焼亡したが、このとき甲冑三〇〇領、馬一五〇〇疋、大量の糒などの食料、麩などの飼料も、反乱蝦夷の手に落ちたといわれる。

政府は陸奥国に救援部隊の待機を命じ（『三代実録』三月二十九日条）、さらに陸奥軍二〇〇〇人の増援を命令（四月四

日条）というように対策を急いだが、反乱勢力はいよいよ盛んで「討平すること能わず」という状態であった。

この時、反乱側の地域とされる一二カ村が、『三代実録』にある。

上津野（鹿角市地方）

火内（比内町・大館市地方）

梶淵（北秋田郡鷹ノ巣町・阿仁地方）

野代（能代市・米代川下流地域）

河北（米代川下流北側の地域、馬場目川以北の琴丘町・山本町地域の説もあり）

方口（山本郡八竜町浜口・南秋田郡若美町宮沢の一带）

姉刀（五城目町馬場目地域）

堤（井川町付近）

大河（馬場目川下流地域）

方上（昭和町地域）

腋本（男鹿市脇本から南磯）

焼岡（秋田市北部金足地域）

この一二の村を「賊地一二カ村」とひとまとめにして呼んだりする。

焼山の敗戦

反乱蝦夷の勢いの下で危い状態になった野代營救援のため、国府は六〇〇人の部隊を派遣した。焼山に至ったところ千人余りの反乱蝦夷に後ろを経たれ、待ち伏せ攻撃されて潰滅的打撃を蒙り、逃げ帰った者五〇名ほどだった、と『三代実録』元慶二年四月二八日条に政府への報告として書かれている。

焼山という場所がどこなのか、いまなお比定されていない。そのころ野代営に向う道は、秋田城から北へ下新城・瓜生崎・岩瀬・元木（昭和町）・飛塚（井川町）から大河の郡衙に至り、さらに川沿いに東へ岩野・広ヶ野から内川の沢を北に向い、上岩川（琴丘町）、森岳（山本町）、桧山を過ぎると大館台地の野代営に至る道を進んだはずだ。襲撃されたのは、その途中である。

上岩川の房住山入口に近い小新沢という説、森岳長面という説などがあるが、内川の奥の上岩川寄りの地域のあたりが焼山ではないか。郷土の北端付近ではないだろうか。

昭和四八（一九七三）年夏の発掘調査によって、能代市田床内大館台に野代営跡が確認されている。営はその規模からして城（柵）ではなく、一時的に部隊が駐留する基地程度の構築された砦であろうとされた。平時は小人数の守備隊のようなものが駐在していたと言われていたが、野代の港とも近く、律令国家外の蝦夷の地域にぼつんとあることから、前述の如く渡島の蝦夷もふ含んでの蝦夷との毛皮などの交易の拠点としていたのではないかと考えも捨てがたい。

出土品から、この施設は八世紀末から一〇世紀、特に九世紀の資料が多く、秋田城跡の出土品と酷似している。軍防令の規格通りの、営跡には櫓や二カ所の烽火台と烽火舎が発見されている。

蝦夷の要求

政府はあいつぐ敗戦、惨敗の報告におどろき、四月二八日（『三代実録』）陸奥国軍の出動を再びうながすとともに、上野・下野両国にも各一千人の援軍派兵を命じている。陸奥の兵二千人と合計して四千人の援軍により、反乱蝦夷を鎮圧しようとしたが、問題なのは出羽国側の国守藤原興世である。そこで政府は、五月四日従五位上右中弁藤原保則に正五位下を授けて出羽権守とし、権掾に清原令望（よしもち）を任じて出羽国に急ぎ派遣してトップを替えている。

そうした出羽国府に対して、反乱側は、六月七日の報告（『三代実録』）で「秋田河以北を蝦夷の自治独立領として認

めるように」という内容の停戦講和の要求をつきつけてきたという。このころは、八郎潟湖岸の中央部から北、今の山本郡以北はまだ郡制支配はおよんでおらず、いわば朝貢的形の関係であったから、この要求を出す必要もないことで、結局は今の南秋田郡地内の馬場目川流域から以内の郡郷地域が独立するという意味になる。そうすると、独立地域の中心は郡衙のあった大河であり、さらにその中核は広大な城柵ということになる。

『藤原保則伝』という文章博士三善清行が延喜七（九〇七）年に著した伝記は、元慶の乱が詳しく書かれているが、それによると、陸奥大掾藤原梶長の陸奥国軍と出羽掾藤原宗行の出羽国軍二千人は、秋田河の川岸に陣をしいていたが、「賊徒千余人は、輕舸（けいか）に乘じ流れに随つて、俄かにおしよせた。霧が一面に立ちこめ、四方真暗な時であった」という。まったくの払暁の奇襲であった。秋田河の流れを利用し、千人を超える蝦夷が音もなく小舟を操って、川岸の国府軍を蹴ちらし、あつという間に城中になだれこんだのである。この点でも、男鹿や五城目の海や入江で輕舟を操っていた蝦夷が、このときの主力ではなかったかという気がする。この戦いの直後に、独立領の要求が出されているのである。

このとき失った秋田城の軍資は、『三代実録』六月七日条によると、甲冑三百領・米糲七百碩・衾千条・馬千五百匹と記され、蝦夷の武装については、弓・靱・襖の名が見えるが特殊なものは見えない。ただ、甲冑は用いていないようである。それだけ、行動が敏捷であったであろう。

このころの秋田城には、少なくとも馬千五百匹が蓄えられていたことが、元慶五（八八一）年四月条などの被害記録からはつきりする。常備兵力は二千から三千といったところであった。出羽軍団の部隊が常駐していたのである。これに、同数程の援軍がやってきた。しかし、兵士の数だけで蝦夷をおさえるわけにいなかった。軍防令によると、腰にさげる携帯用の砥石さえ兵士が自弁しなければならず、任地への往復の費用も自己負担することになっている。そうした形で徴用され、いやいやに兵士にさせられた者たちの集団が、命がけの抵抗勢力に勝てるはずはなかった。

藤原保則と小野春風

政府の編集した「六国史」の最後に当る『日本三代実録』では、元慶の乱の原因はよく分らない。ところが、三善清行の著した『藤原保則伝』では民間の書だけあって、その原因をうかがうことができる。藤原保則は、備中・備前の国司として古代では数少ない領民の信望あつた人である。元慶二（八七八）年北羽一円に蝦夷の勢い大いにふるうようになって、彼は懇望によつて出羽権守に就任する。そして、六月下旬に出羽国府に着任すると、ほとんど一兵も失わずに、大反乱を収拾する。

出羽国守と秋田城司の悪政への積年のうらみが、反乱になったのだと『保則伝』ではいう。「だから彼らは死物狂いで抵抗しているので、武力一方では田村將軍でも勝ち目はない。これは正義人徳をもつて臨むよりほかない。義をもつてすれば尺兵を用いずしておのずから平ぐだろう」と書く。そして、その原因を冷静に分析してみせる。高橋富雄氏の論文から、その部分を引いてみたい。

この反乱の原因を分析して、率直に非がこちら側、秋田城司・出羽国司側にあつたことを認めている。それはひとり現地の出先官憲たちの誅求にとどまるものではなかった。この国の土産・珍貨を求めて、地元の豪吏たちばかりでなく、中央の権門の子弟たちまでが雲のごとく集まつて、これをあくなく取り立て、買いたたいていた。それでおろかな連中もついにたまりかねてこの大反乱になったのだ。『保則伝』ははつきりそういう切つている。けつして、エゾというのが、本来狂暴のやからで、さわぎを好む連中だから、わけもなくこうしてよからぬ行動に出ているのだといういいかたをしていない。そして、そのことから、この戦争終結の原則が導き出されてくる。

（略）これは「治者の正義」の回復にまたねばならぬ戦いだ、正義の喪失が叛乱の原因なのだから、正義の回復によつてのみ勝ちうる戦いだ——そういうのである。

（略）非はこちら側にあることをはつきり認め、したがつて戦争処理のしかたも、政府側の善政の回復そして恩威並び行なう方策にまつことを明言している。（略）保則が登場するまでは、あのようにはげしい攻防戦をくりかえ

していた大乱が、かれ保則の登場とともにピタリやんで、一兵も損じない終戦となった理由もこれでよくわかるのである。

（高橋富雄「藤原保則伝における元慶の乱」『秋田地方史の研究』所収、金沢文庫）
『保則伝』で、この乱の原因を要約して二つ述べている。ひとつは、国司・城司らの豪吏たちによる税役の私的増徴であり、もうひとつは、中央権門子弟による善馬良鷹の買いたたきである。

秋田城内に意外に多くの馬が飼われていたのに驚かされるが、当時の重要な軍事力でもあつた馬匹が、出羽の特産だったわけで、その牧場が、わが郷土にもあつた。そこで、丹精した良馬が買いたたかれたのでは、蝦夷社会の経済的発展は望むべくもない。まだ米作りが完全に定着安定していない時期であり、養蚕も生産性と品質の点では、劣悪な時期でもあつた。

政府軍大敗の典型的な戦いを、ひとつだけ書いておこう。四月一日から三日間つづいた戦闘である。
秋田城内には待っていた陸奥国部隊が到着して、出羽国軍の兵とあわせて五千余人が結集していた。指揮官は急ぎよ着任した権介藤原統行・権掾小野春泉・同文室有房・陸奥押領使大権掾藤原梶長らであつた。このとき、良岑^{よしみねのちかし}近は、出羽介を解任されていたらしい。権守となつた藤原保則は、まだ着任していなかった。

新任の指揮官と五千人の大軍にしても、蝦夷の大攻勢を防ぐことはできなかった。大軍となつた政府軍に対して、地の利もこの季節の様子を知っている反乱軍は、秋田川にかかった濃い霧の中を小さな舟にのつて、城の側面から急襲し、同時に数百人で背後からも攻撃して、政府軍は壊滅的敗北を喫する。

同時に城中にあつた甲冑三〇〇をはじめ軍事用の馬一五〇〇頭を奪われるありさま。陸奥国からの援兵は五〇〇人が戦死、残り二千人はほうほうの体で陸奥国へ逃げ帰ってしまった。

これは、「秋田河以北をわが国に」との要求を拒否されたことへの、強烈な反乱蝦夷側からの意志表現であつた。乱

のはじまりの時と同様に、周到に計画され用意された奇襲攻撃であった。
以上が、六月七日条にある政府軍大敗の報告である。

小野春風鎮守将軍に

政府は急いで次の日の六日、鎮守将軍に小野春風を任じ、出羽国に派遣することにした。藤原保則は七月一〇日以前に着任、秋田河の北へ一時的に引いた反乱軍の有効な対応策を考えていた。

地方官の経験のある保則は、戦わないで解決する方法をさぐっていた。

出羽国に急ぐ将軍小野春風も、同じ考えである。春風は部隊を率いて陸奥国をひたすらに北上。七時雨山の西から安比川をさかのぼり、米代川上流に出て出羽国最北の上津野に入った。「賊地一二か村」の最奥の村である。この春風の行動によって、反乱の村々は、秋田城の政府軍と小野春風の部隊によって挟撃される形になった。

しかし春風は、攻撃しようとはしなかった。反乱蝦夷の首長たちのところへ、帯剣をはずし丸腰で近づき、「夷語」で話しかけ語りかけ、反乱は間違いであると説得した。

春風が秋田城に到着したのは、九月二五日である。反乱蝦夷の首長七名を連れていた。藤原保則の対応も功を奏していた。

藤原保則は天長二（八二五）年に生まれ寛平七（八九五）年四月二一日に逝去している。当時としては長命七〇歳である。貞観年間、備前、備中の国司となつたが、その頃は地方の国司になると私腹を肥やすことばかりに一生懸命だったのに、保則は善政ひたすらで有名になった。

貞観八（八六六）年従五位下となり、元慶二年出羽権守となつて、次の年「元慶の乱」を「解決」。その後、讃岐守、大宰大貳を歴任、治績をあげる。彼はまれにみる領民を大事にした、優れた行政官であつた。寛平二（八九一）年左大弁、

同二（八九二）年従四位上で参議となり宇多天皇の「寛平の治」に参画している。三善清行の『藤原保則伝』は資料としても優れている。

小野春風は身に寸鉄も帯びず、蝦夷の中に入って「夷語」で話しているから、「古代秋田弁」が上手だったのである。「小町伝説」がからむ小野氏は、秋田と関係深い貴族であつた。

奥羽二国と小野氏の関係を、年をおって拾ってみると、次のように多い。

牛養 うしかい Ⅱ鎮狄將軍	竹良 つくら Ⅱ出羽守	岑守 みねもり Ⅱ陸奥守	篁 たかむら Ⅱ陸奥守	永見Ⅱ陸奥守・征夷副將軍
瀧雄Ⅱ出羽守	良実Ⅱ出羽守	宗成Ⅱ出羽守	千株 ちかぶ Ⅱ出羽守	春枝Ⅱ陸奥権掾・陸奥介・鎮守將軍
春風Ⅱ鎮守將軍	春泉 はるみず Ⅱ出羽権掾	千古Ⅱ陸奥介		

ざっと挙げただけでも十指にあまる。介・掾などまでことごとくあげれば、この数はもつと多くなるだろう。文武の道に優れた小野氏の男たちは、その力倆をかわれ辺境の国の行政官や司令官として赴いたのであつた。そうした一族の一人である春風は、蝦夷の族長たちと血縁関係にあつたのかも知れず、東北弁は小野一族中ではだれでも話せたものであろう。

『藤原保則伝』の中に、仁保三（八八七）年五月大膳大夫に任ぜられた春風は、例の出羽国府を移す問題で諮問をうけたとあり、若いころ辺塞にあつて夷語に通じていたなどと書かれている。そうしたこともあつたからか、保則は出羽権守を引きうけるに、春風の鎮守將軍を条件としている。

春風は陸奥権介坂上好蔭とそれぞれ五〇〇人の精兵を率いて、反乱側の村々を訪ねて秋田城方面に向つたが、八月になると政府軍が保則のもとに補強される状況下に、春風、好蔭の部隊は野代営から内川を通り、九月半ばころには五城目に出て、大川の石崎柵の郡衙に入ったであらう。

そして九月二五日には、上津野方面の帰順した族長七名を連れ、一兵も損じることなく春風の部隊は秋田城に到着し

ている。まさに敵中縦断の大長征であり、しかもその結果は大成であった。

『三代実録』元慶二年一〇月一二日条には、降賊の処置について政府から指示を求めたことがあり、同月一三日条にはそれに対して指示したことが出ている。一二月になると、出羽国の賊二〇〇余人が前非を悔いて降り、津軽の俘囚一〇〇余人、渡島の夷首一〇三人がやってきて帰順している。

このことから、律令国家の最北の秋田城・出羽国府が、本州最北地方である津軽からさらに北海道渡島地方の蝦夷までを視野に入れた政府の重要な役所であることがわかるし、五城目大川にあった郡衙と城柵は秋田城・国府の前衛施設であり、大川は港でもあったから、重要な拠点とされていた。

中谷地遺跡

日本海沿岸東北自動車道の建設工事にもなう、中谷地遺跡の発掘調査は平成一一（一九九九）年五月一二日から一〇月二二日まで行われた。場所は中谷地中谷地六で、平成一〇年五月の範囲確認調査では奈良・平安時代の集落跡であるとわかっていた。

本調査の発掘部分は自動車道二車線部分七七〇〇平方メートルだけで、現在は自動車道の下になっている。この遺跡の場所は、大川地区の沖積平野の低平な水田地帯で、石崎遺跡のほぼ東南に隣接する所で、東に一五〇〇メートルの位置には岩野山古墳群がある。

この遺跡の発掘によって特徴的に見られたのは、狭い面積なのに堀立柱建物跡が九棟、そのまわりに板材列（木堀）四列、杭列五列、柱列五列などである。出土遺物も木製品が多く多彩で、農具（木製鋤・田下駄）・武具（丸木弓・刀剣鞘）・服飾具（櫛・下駄）、容器では蓋付円形曲物が特に目についた。工具（漆刷毛・楔・篋・木釘）、そのほか鐙・櫛・浮子・糸巻が出土している。特徴的なのは、斎串をはじめとする多くの形式（人形・馬形・鳥形・刀形）で、このような祭祀具が多く出土することから、この場所は祭祀をとり行う神聖な一角ではなかったかと思われる。木堀が付属した建物は

祭祀場ではなかっただろうか。

蓋付円形曲物には、蓋と容器の胴に「太」の文字が墨書されていて「大川」の記号ではないかと考えられる。

古代の官衙や城柵には、秋田城でも城域の南端れの辺りに四天王寺があったように、宗教的施設・祭祀施設をもつのが例となっている。中谷地遺跡は、石崎遺跡（古代城柵）に隣接する場所だけに、それが十分に考えられる遺跡である。石崎遺跡の発掘調査が前述してある通り完全なものでなく、城柵域の東辺が不明確のままである。その点でも、中谷地がその東辺が東南隅の辺りを形成するものかも知れない。

ここで付け加えておきたいのは、石崎にあった大河柵・秋田郡衙が、元慶の乱のときに焼亡したという「史実」があるが、そのことが発掘調査で確認できたかということである。

石崎遺跡の発掘、中谷地遺跡の発掘で、柵・烽櫓・建物・堀が確認されているのに、ひとつとして焼けたと思われるものや戦いの跡は発見されていない。史実とされる記録と、発掘調査との落差をどうするかという大問題は今後の課題として残る。

天慶の乱

元慶の乱によって抵抗のエネルギーを噴出させた郷土の数えられた賊地一二か村の蝦夷は、その後しばらく六〇年間静謐を保っていた。しかし承平五（九三五）年、坂東の地に「平将門の乱」が起きて、新皇を自ら名乗った将門が関東を席卷して、政府を震撼させ、暗雲は奥羽の空にもひろがる気配であった。

関東のただならぬ動きは、東北の蝦夷の心をゆさぶったに違いない。天慶二（九三九）年四月一七日、都に早馬が着いて反乱を報じた。

『日本紀略』四月一七日条を書いておく。「出羽国馳駈し、俘囚の反乱の状を言す。」

これは、秋田城下に俘囚の反乱おこるとの報告が都に届いたという記事である。その俘囚蜂起は、三月下旬から四月

初めであろうと考えられる。

『貞信公記』（太政大臣藤原忠平の日記）の天慶二年四月一日条には、出羽介保利朝臣を新たに秋田城司に任じた、とある。

俘囚反乱の報が届く六日前の記事で、現地ではすでに反乱がおきていたのである。

記録の上では反乱の少し前に、保利が誰れなのかわからないが、新しい秋田城司を任命したというのが気になる。前任の城司に問題があったのか。蝦夷の不穏な動きを察して、城司を変えて対応したのか、いろいろな想像できる人事である。

しかし結果からすると、奏功しなかったのである。

さらにまた『貞信公記』には、出羽国解文として「賊徒秋田郡に到来し、官舎を開き、官稲を掠め取り、百姓の財物を焼き亡ぼす。又異類を率いて来る可し……」とあって、元慶の乱のときと同様、俘囚の苛政^{かせい}に対する実力行使と思われる。反乱俘囚の勢いは強く、秋田城の部隊はこのときも戦いに敗れ、秋田郡院は掠奪されてしまう。

秋田郡衙が石崎柵にあったかどうか、天慶の乱の記録からは明らかにされないが、多分続けて郡衙は大川石崎にあったであろう。発掘によると、列柱・櫓の杉丸太は巨大であるが、柱間にある柵や逆茂木は脆弱であった。一部発見された築地も、防備には不適當で、反乱に対してこのような郡院の防備ではひとたまりもなかったろう。この時点では、石崎柵は郡衙だけの行政施設であったと思われる。

反乱俘囚は、税として納められた倉庫の官稲を奪った。「官舎を開き」というのは、官の倉庫を開いたという意味でもある。石崎の郡衙もそのような羽目にあったであろう。

このときも、元慶の乱のときと同様の村々が、反乱勢力の地域に入っていたであろう。そして、前と同じで津軽の蝦夷の動向が、国府側の大きな不安であった。このような心配を裏付ける対応策とその動きが、四月中旬から七月までの

記録にみられる。

七月一八日、秋田城司介源嘉生を譴責する官符がくだされている。これは、敗戦の責任を問われただけでなく、反乱を招いた苛酷な失政に対するものでもあったであろう。このような措置をベースにして、在地勢力との妥協が成立したものである。秋八月ころになって、この騒乱の夏が鎮まつたらしい。

雀館古代井戸跡

郷土の古代の村は平地村落として発達したと思われるが、なん度もうように北方性の気候は米作りの生産性が安定したものではなかった。大川の郡衙と密接な関係にある俘囚の村の農耕具を、中谷地遺跡の出土遺物で、みたばかりである。しかし平地周辺の丘や台地の突端部の村も少なくなかったのである。その確実な存在例として雀館がある。

昭和四七（一九七二）年一〇月一六日付の秋田魁新報に「古代井戸が危い」の見出しの記事が載った。この古代井戸というのは、運動公園予定地内にあった「雀館古代井戸」である。

井戸があつたら、そこに集落があつたと考えるのは自然だ。しかも立派な井戸枠にまもられた井戸であれば、それにふさわしい大きな村があつたと考えてよいであろう。

地元新聞の記事には次のようにある。

「（略）古井戸がほとんど昔の原形をとどめて発掘されたのはこの地方でははじめてで、県内でも一例しかないと言われている。井戸ワクは厚さ七センチ、長さ一二〇センチの杉材で、やや正方形に組まれている。／更に重要なことは、井戸の周辺から数十個の須恵器の破片や土師器の糸切高台の部分などが出土、その他に鎌倉期と思われる黒陶の瓶や古いセト座製品、同時代の漆器わん等も出ている。／出土器によると、井戸はあきらかに奈良時代から平安、鎌倉、江戸時代とつづき、幕末頃に埋没したのではないかと推測される。／これによって雀館には長い年代にわたって、かなりの

集落があったことがわかる。(略)

発見は偶然で、昭和三七(一九六二)年春、前年からつづいている耕地整理の工事中で、ブルドーザーが動いていた。四月二日、上樋口字堂社三〇ノ三の水田から古い井戸が掘り出されたのである。四月二十九日からは、岩野山古墳群の調査がはじまるという時であった。地下六〇センチから古代井戸が見つかった場所は、その岩野山から直線距離で一キロもはなれていない。

井戸は、井桁組み上げ式、枳板厚さ四〇五センチ、幅一五〇センチ、長さ一・二〇・三メートルの杉板。内りの八八×八四センチ、深さ四五センチ。底には川原石が敷きつめられていたが、発見翌年三八年二月、県史跡に指定された。発掘報告書『雀館出土古代井戸』によると、「井桁組み上げ式」というのは、厚板四枚を井の字形に、即ち井桁に組んでそれを積み重ねて組合わせる形式のもので、発掘によって土中に二段の井戸枳が深さ四五センチで現存していたが、矢板の状態から井桁がもう一段あったと推定されるとしている。また、奈良末・平安初めにはじまると推定している。

井戸は「堂社」という字名の、馬場目川の河岸段丘上にある。ここ雀館から岩野山にかけて、平安初期にはいくつかのムラがあったであろう。堂社という地名は、ここに古くから八幡社があったからで、この神社は川欠けが迫ったために現在は岩野に移っている。八幡社は集落創成期に創祀されたものである。八幡社は石崎の城柵跡に隣接する西野にも、古代の土塁が今も残る広ヶ野にもあり、古い集落との関係に注目したいものである。

これまで、石崎の城柵を問題にしてきたが、昭和七(一九三二)年編集・発行の『馬川郷土史』にも柵列についての記述がある。雀館の東側麓から水田中を高崎字中泉田の神社のある丘の麓まで、それは中山の北側から東にかけての約二〇〇メートルの長さで「枳ヲ打チ込メタル所謂柵址アルタルナリト、之レ北西ノ開平セルヲ防ギタルナラン」とあって、郷土史が編集される四、五十年前には柵列跡が、水田中に認められたという。

岩野山古墳群

その形と副葬品

丘や台地の突端部に立地した村は、平地の自然堤防上に生まれた村よりは、やや歴史が古いが、どちらも石崎の大川柵の「城下の村」の性格がつよい。このような村々をたばねていたのが志良須や俘囚宇奈古であった。

いざという時には、手薄な政府軍を助け、俘囚部隊を率いて、城・郡衙の防衛に当たっていたのである。

その村のひとつの背後の岩野山に、昭和三五(一九六〇)年十一月偶然古墳群が発見された。その場所を正確にいうと、上樋口字樽沢二一四番地である。上樋口字切通(俗称・岩野)の猿田鉄之助が、所有地樽沢(俗称・岩野山)の北東斜面を開墾中に鍬先で鉄片を掘り出したことに始まった。

このとき、猿田氏は鉄片を掘りあてた場所とその周辺を慎重に掘り広げて、最終的に太刀三振・勾玉四個・石帯一個のほかには須恵器などを発見した。この出土品と発見の状況を、氏は町教育委員会に届け、郷土史家分銅志静氏が調査している。分銅氏は、このことを「広報五城目」(昭和35・12・3)に紹介した。

昭和三六(一九六一)年四月八日、九日の第一回発掘調査も含めて、三カ年三回の発掘により総計三〇基以上の墳墓が発見されているが、発掘方法にも問題があったらしく、はっきりしたものは六基だけで第一号墳から第六号墳までナンバーで呼ばれている。この地域をA地区と呼んでいる。

さらに昭和四九(一九七四)年に町教育委員会が発掘調査をし、さらに一二基を確認した。これをB地区としている。発掘調査の結果を、富樫泰時著『日本の古代遺跡―秋田』(保育社、一九八五年)の中から紹介させていた。

これらの古墳および遺構は、マウンドはのこつておらず、地下遺構だけのこつていたものである。耕作で土を大きく動かした形跡はなく、マウンドがあつたとしても低いものであつたと推測される古墳群である。奈良、豊島氏の調査は山頂部の北東斜面を発掘、その後の調査は北西斜面を発掘調査している。前者をA地区、後者をB地区として説明する。

A地区の一号墳は耕作者によつて最初に発見されたものである。基盤の粘土層を高く三〇センチ、幅二メートル、長さ五・八メートルのベッド状に整地し、その中央部に長さ三・五メートル、幅一メートルの土壇があつた。土壇の外縁に沿つて幅一五センチ、深さ二〇センチの溝が四方にめぐり、四隅には粘土があつた。この溝状の痕跡は組合せ式木棺の痕跡と考えられている。副葬品は蔵手刀、毛拔形大刀（黒漆塗り・鉄装、鉄製轡、勾玉四、石帯（滑石製）、巡方四、丸軻六、須恵器杯三、皿一、長頸壺一、刀子片二である。

二号墳は、一号墳の南西二メートルの所に発見された。長さ二・五メートル、幅七五センチ、深さ一五〇センチの土壇で、土壇の様子から、長さ一・九メートルの丸太を半截し、それをくりぬき、それに死者を安置する割竹式の木棺で、前後は三〇センチほどの厚さの木材で締めたものと考えられている。副葬品は鉄製刀子、雁股鉄鎌、平根の鎌、勾玉一、須恵器杯三、土師器杯一が出土した。

三号墳は、粘土層のなかに長さ一・七メートル、幅七〇センチ、深さ一五〇センチの大きさにつくられた土壇で、内部に木炭片が混入していた。長軸の方向はほぼ東西で、副葬品は二点あるが、遺物名は不明である。四号墳は三号墳と同規模の土壇で、内部に木炭片が混入していた。方向はほぼ東西、副葬品は須恵器杯一、土師器鉢一である。

五号墳は北端の一部が破壊されており、長さ三・四メートル、中央部で幅一メートル、深さ一五センチの土壇で、南端がすこし狭くなっている。内部には土師器杯の破片が散乱し、上面に大型の須恵器の壺の破片が一面におつていた。方向は南北である。

六号墳は長さ二・七メートル、幅九〇センチ、深さ一五〇センチの土壇で、長軸両端がすこし狭くなる形をしていた。また両端が一段深くなっていた。北西端の一段深くなったところには粘土塊があり、その上面から土師器片、下面から刀子三、石帯一が発見された。方向は北西―南東である。

一九七四年（昭和四九）の調査地区は、A地区の西側の部分にあたる。このB地区からは一二基の遺構が発見された。これらの遺構は、

- 1、溝状で方形あるいは不整の方形をなし、一見「方形周溝墓」のような遺構をなす一号、二号、一二号
- 2、ほぼ長方形を基本形とする土壇

この地区の特徴はA地区とちがつて副葬品が少ないこと、長方形の土壇のほかに、一号、二号のように方形にちかい溝状遺構があることである。二号の遺構上面から土師器杯などが出土し、それらは宮城県地方でいうところの「栗圀式」類似のものであり、秋田県地方においてもその年代は八世紀中ごろと考えられるものである。このことから、溝状方形の遺構は八世紀中ごろか、それ以前のものと考えられる。

被葬者は

発掘調査の結果、A地区とB地区とでは、土壇の形状や副葬品とそのあり方に大きな相違のあることがわかつた。この違いをどう解釈したらよいか。この違いは、造営年代の差によるという考えと、埋葬された人物の所属階層によるものという考えと、二通り示されている。

これも『日本の古代遺跡―秋田』から紹介させていただきたい。

A地区からは石帯、毛抜形大刀などが出土しており、この地区の造営年代は推定できる。石帯はその原型が鈐^{かた}帶^た金具^{かなぐ}であり、それは律令時代の位階差をしめすものとして使用された。石帯の使用された年代は、文献上から限定できることが阿部義平氏によって明らかにされた。それによると、延暦^{えんりやく}一五年（七九六）以降、白玉帯や雑石石帯が使用されはじめ、途中八〇七―八一〇年までの四年間は、雑石石帯使用は禁止されるが、八一〇年以降、鈐^{かた}帶^たのかわりに雑石石帯の使用が確立したと考えられている。

これから判断すると、A地区一号墳などから石帯が出土していることなどから考えると、八一〇年以降の造営と考えられる。したがってA地区、B地区の性格の違いは時期的な差、すなわち造営年代の差によって生じたものと考えられ、埋葬される人の階層差がくわわって各古墳の差が生じたものと考えられる。いままで、「古墳」の名称を用いてきたが、これらの土壙の上に本当にマウンドがあったのか否かについては、現状から判断するのは不可能である。

岩野山古墳群は現在のところ、八世紀中ごろから一〇世紀まで継続して墓域として使用された場所である。発掘された一八基の土壙および溝状方形遺構のほかに多くの遺構があると予想される。これらの古墳にはどのような人たちが埋葬されたのだろうか。外観からの判断は不可能なので、副葬品から推測してみる。

副葬品を大別すると、(A) 武具、(B) 馬具、(C) 装身具、(D) その他(須恵器・土師器)になる。A地区一号墳はAからDまでの副葬品をもつ。二号墳はA、C、Dの副葬品をもち、六号墳も二号墳と同様な副葬品をもつが、内容が若干異なる。この三基の古墳以外はDの須恵器、土師器の副葬品だけである。以上から、A地区二号、六号墳は岩野山古墳群のなかでも特殊なものと解釈できる。ほかのものは副葬品においては、ほぼ同様の内容をもっている。ただし、B地区一号、二号、一二号墳は別に考える必要がある。

発見当初は「元慶の乱」と関係のある古墳であると、研究者たちは思っていた。

戦乱で秋田城から進出してきた部隊が、反乱蝦夷と戦い、その長官クラスの官人が戦死したのを、急ぎ葬った墳墓と考えたのである。そのころは石崎遺跡は未発見で、すぐ近くの平地内に城柵、秋田郡衙跡があることを、だれも知らなかった。また元慶の乱についての研究も浅いものであった。

発掘報告が『秋田史学』第一五号（一九六八年三月）に、出土した副葬品などとともに、葬られた人物についても載っている。人物についての推理をたくましくしている。昭和四三年当時としても、思わず苦笑したくなるような内容である。

遠い都から派遣された一軍の勇者は腰に、都の若者達に流行していた毛抜形の太刀を佩き、手には黒く光っている太刀を握って馬にまたがって戦ったが、天運味方せずここにたおれ、ここにその奥城が築かれたのだろう。戦の最中では石を切り出す時間もなく、木をくりぬくことも出来ずに、簡単に板をつくり出して、それを組合せて棺として、埋葬したようです。また同じく倒れた従者もそば近くに、あたかも陪葬のように葬った。このようなはげしい戦は、平安時代の元慶年間たびたびおこなわれた蝦夷の大反乱の際ではなかったでしょうか。（略）『秋大史学』第一五号

都から来た「勇者」は流行の毛抜形太刀を腰に、そしてまた別の太刀を手し、馬にまたがって戦うという姿にしたのは、出土した太刀と鉄製轡をどうしても一人の戦う男の姿に重ねたかったためである。このような不自然で非論理的な想像を記述しているのでは、学術的報告とはいえない。

さらに、埋葬についても想像だけで論理的でない。高位の官人を被葬者としているが、このような官人の場合は火葬して本貫の地に送り葬る決まりになっている。岩野山古墳の被葬者は、戦死した高位の官人ではない。

被葬者は、この辺りの族長クラス、たとえば志良須や宇奈古のような律令政府に協力し、郡衙を守る地元勢力をまと

めているような人物であろう。郡制がこの地方に定着してくるようになると、郡司に任じられた人物かも知れない。さらびやかな太刀を副葬はしていても、その墓壙といい、古い時代の型に属する勾玉が混っていることといい、また須恵器・土師器などの副葬品といい、いかにも遠い辺境にふさわしい貧しい様子である。この地方に勢いをふるまっていた豪族の墳墓であつても、所詮は辺境にある蝦夷の文化でしかなかったという事実を、古墳とその副葬品が物語っている。「おそらくは、石崎に郡衙のあつた段階に、郡司として力を持っていた在地豪族の一族に係る古墳と見るのが、一番妥当な判断」(『日本の古代遺跡・秋田』)というのが、正しい見方であろう。

蔵手刀

岩野山古墳群から出土した遺物には、鉄製品が目される。蔵手刀・鉄鎌(平根の鉄鎌・雁股の鉄鎌・鉄鎌片)・鉄製刀子と刀子片・鉄製轡で、これらはこの地方で製鉄された鉄を原料に、この地方の鍛冶工が製作した可能性が高い。

蔵手刀は柄の先端が蔵手のように丸く仕上げられているので、この名で呼ばれる。全長五〇〜六〇センチと短かく片手持ちの特殊な刀。正倉院には一口あるが、発見例は東北・北海道が圧倒的に多い。東北では八、九世紀の末期古墳・墳墓から発見される。全国で二〇〇口ほど出土している。

片手持ちの蔵手刀は、もう片方の手に楯を持つて戦うためにつくられたものではないか。東北・北海道に多く発見されているところを見ると、蝦夷と戦うために開発された当時の新兵器だったのであろう。また鉄製轡が副葬されていたのは、前述のように、郷土が馬産地であつたことの証明になる。元慶の乱で反乱蝦夷の騎馬部隊に、国府軍がさんざんに痛めつけられている。郷土の馬産は、現代に続くのである。轡もこの地方産の鉄が原料になっていたのであろう。

石崎遺跡を発掘した時、深さ一メートル余りの粘土の間に、三〇〜五〇センチの砂鉄の層が至る所で見つかった。石崎の農家では、自家の水田の土中から採集した砂鉄を大量に保存している。利用するのではないが、保存しているのだ

という。馬場目川上流には、鉄鉱石や砂鉄をふくむ地層が存在しているに違いない。その昔、鉄鉱石や砂鉄を掘り出した場所もあるに違いない。さらに近年は製鉄遺跡が発見され、発掘調査されている。

そのように考えると、すでに郷土で製鉄が行なわれていたと想像することができる。またそれを原料にして、鉄製品を生産していたことも想像できる。

開防遺跡は製鉄集落

郷土での製鉄と鍛冶については想像ではなく、発掘調査によってあきらかになっている。郷土には、古代製鉄の工房が存在していた。

高速道日治道へのアクセス道新設工事の事前調査で、小池字開防四九他の「開防遺跡」の発掘調査によって、開防の集落遺跡は一般的集落と異なる鉄生産と関連した集落とみなされると報告書に書かれている。

この発掘は平成一三年四月一六日から八月三一日まで行われたが、次のような古代遺構などが姿をあらわした。

堅穴住居跡	六軒	堅穴状遺構	二基	掘立柱建物跡	二二棟	柱列跡	四列
土器埋設遺構	七基	井戸跡	一基	土壇	一三四基	鍛冶炉	四基
製鉄関連捨て場一カ所		炭焼成遺構(炭焼窯)	七基	かまど状遺構	四基	焼土遺構	二一基
溝跡	三六条	性格不明遺構	九基	柱穴様ピット	九八六基		

遺構には遺物を伴わないものが多い。

覆土などの特徴から、多くは平安時代のものである。

以上のような事項が報告書にあるが、特徴的なことは、堅穴住居に比べて住居ではない工房的、倉庫的掘立柱建物跡が多くみつかっている点、さらに鍛冶炉・製鉄関連捨て場・かまど状遺構が出てきていることから、開防遺跡は古代製鉄遺跡であることはまぎれもない。炭窯が出土したことは、製鉄炉には大量の木炭を必要とするため、製炭を製鉄炉の

すぐ近くするのが通例となっていることを裏づける。さらに、製鉄で生じる鉄滓や溶鉱炉用羽口が出土していて、鉄生産の古代集落だったことが、さらにはつきりする。

そのころ、馬場目川はいまの野田集落の間から、八郎潟町小池のあたりを流れ、夜叉袋と真坂の間に川口があったらしい。この流路からすると、開防は馬場目川左岸にあり、秋田郡衙・石崎柵とは、今と違い川を渡らずに往来できる地理的条件にあった。開防にあった「鉄製鍊所」は、このような位置関係からみて郡衙の直接的なコントロール下にあったであろう。

さらに、隣接する野田字北三八外の「北遺跡」の関係も見おとす訳にはいかない。この遺跡も日治道工事による発掘調査を、平成一年五月二四日から八月三一日まで行ない、中世の井戸跡から縄文時代・弥生時代・古代・中世・近世の遺物が検出されている。

住居遺跡のほかに一五基の井戸跡、ちゆうぎ 篝火を伴出する三基の便所跡など、人びとの生活の色濃い平安時代の集落遺跡であると報告書にある。特に、刀子・和釘・鉄滓とともに羽口が出土している。報告書は「近辺に製鉄が行われていたことを示唆しているが、調査では明確な製鉄関連遺構を確認できなかった」という。

北遺跡は、二年後に発掘調査した開防製鉄遺跡と密接な関係のある工人たちの集落であろう。

石崎遺跡内の小川を土地の人びとは、タタラの堰せきと呼んでいるので、付近に製鉄炉があったのではないかとする研究者がいる。しかし五城目の鋳物師が、石崎の隣り四ツ屋に分業しているのも、それと関連する呼び名とも考えられる。

製鉄工房にはほとんど鍛冶工房を伴っている。岩野山古墳から発見された蔵手刀が鍛造されたのではないかという想像もしたくなる。なお、鉄製鍊の技法が北方系であるか、どうか、問題として残る。こうした問題は琴丘町小林・堂ノ下遺跡のところで、再度述べたい。

率 浦 郷

和名類聚抄

元慶・天慶の二つの大きな戦乱に、人びとは苦しめられたが、律令国家のフロンティア北進への蝦夷えみしの最後の抵抗は、必然的なものであった。わが郷土から北の地域の蝦夷の主体性は、一応保たれた形になった。

そのことは『和名類聚抄』（以下、『和名抄』）によって理解できる。『和名抄』は天曆二（九五〇）年に源順みなもとのしたうが編さんし著作した、わが国最初の百科事典である。源順（九一一―九八三）は文章生出身の歌人・文人で和漢に通じた博学の人として有名である。

百科事典『和名抄』の国郡部には、中央・地方の別なく国・郡・郷の名前が集められている。その中で、いちばん北の国、いちばん北の郡は、出羽国・秋田郡となっている。この事典に載っている通り秋田郡の郷を南から北へ並べて、その擬定地をつけ加えて紹介したい。

秋田郡

成相郷 河辺郡河辺町・秋田市下北手・四ツ屋付近

添川郷 秋田市牛島・旭川・太平付近

高泉郷 秋田市寺内・土崎・外旭川・飯島・新城付近

方上郷 南秋田郡天王町・昭和町・飯田川町・井川町付近

率浦郷 南秋田郡五城目町大川・五城目・馬場目・八郎潟町・面潟付近

※郡市町村名は、合併以前の名前。合併後は、成相・添川・高泉は秋田市。方上は井川町を除き、潟上市になった。

これを、約七〇年前の元慶の乱当時の村と突き合わせてみると、大河（五城目）は重なりあうが、井川町が方上郷と率浦郷にまたがっていたりする、あいまいな部分が出てくる。また、腋本村・方口村が所属する郷がみえない。

大事なのは、秋田郡の北に郡はなく、率浦郷は律令国家の最北の郷になっている。風景でいうと、郷土の北を限る森山から西に流れる高岳山、三倉鼻（八郎潟町）のラインが、律令国家と蝦夷の国との「国境」ということになる。

「郷」の制は、霊亀元（七一五）年の「式」（律令の施行細則）による行政区郷里制の「郷」で、律令の五〇戸一里の「里」に相当するものである。元慶年代でいう「村」は、それ以前の自然村落をいつている。九世紀末から一〇世紀になって、はじめて行政上の単位となる郷（里）が定められるようになり、実際に施行されたのである。そのひとつ、最北の郷が率浦郷である。

率浦郷

わが郷土は率浦郷とされていて、それにまぎれない事実であるから、この名前はわれわれの胸に強くアピールするものがある。それは極めて自然である。しかし、これをどう読むかと考えた時に、はたと立ちすくむ感じになってしまう。

『五城目郷土史』（昭和三〇年刊）では「いそうら」としている。町民歌の冒頭の部分「率浦の昔をつぎて」というフレーズでも「いそうら」としている。九、一〇世紀の郷土の原風景が「いそ」や「うら」の海辺であるという地名と考えてきた。「いそうら」が郷土の古名とされ、「あきた地名ファイル」（地名研究家斎藤廣志氏・秋田魁新報）のなかで、都市計画で生まれた新地名の東磯ノ目・西磯ノ目に、古名はいまもいきているという誤りをさせてしまった。

「いそうら」なかどうかは、そうと言いきれない。今村義孝『秋田県の歴史』（山川出版・一九六九）では「いさうら」としている。「率」は「果て」という意味だから、率浦郷は「いさうらごう」と読むのが正しいと思われる。「さい果ての浦の郷」という意味である。『和名抄』で分かるように、率浦郷は律令国家の最北、即ち北の果ての郷であるから、

その位置の通りの郷名である。

「いそうら郷」と読むと、「いそ」であり「うら」とあるという、地形を表すことばを二重に使った、やや不自然な地名といえよう。正しい読み方は率浦（いさうら）郷であろう。

この町史では「いさうら」を使いたい。

郷名の中の「浦」にも大きな意味がある。率浦郷には郡衙がある大河も含まれるが、森山・高岳山ラインの北側の広い地域には、多くの蝦夷の自然村落があった。さらに陸路は蝦夷のくに入り約二五キロ北へ進んだところに、交易の拠点でもあり、部隊が臨時に駐留できる基地にもなる能代営がある。

率浦郷は、その位置からして能代営と連絡する陸路のはじまりになる。この地は元慶の乱で孤立した能代営の救援部隊の出発点となったが、部隊は反乱蝦夷の待ち伏せ攻撃で大敗北を喫したという事実を思い出す。

蝦夷は、ヤマト政権の時代から、律令国家になっても、朝貢関係にあり、交易も盛んであった。蝦夷の特産品である毛皮がその中心となっていた。率浦郷からは、陸上交通路が蝦夷地域に通じていたから、交易の国家側の末端ポイントである。さらにまた、「浦」として港の機能をもつ郷であり、北方との海上交通による朝貢の受け入れや交易が、陸路よりも大きかったのではないだろうか。

大まかな言い方をすれば、北緯四〇度以北は蝦夷の地方である。これが一〇世紀から一一世紀のころの王朝国家の状況であった。一〇世紀の初めには律令国家体制が行詰り、王朝国家と名づけられる体制に転換している。王朝国家も陸奥国・出羽国が隣りする地域の蝦夷の貢納を通じて内民化政策を進めている。

最も北にある郷率浦郷には、自然村落のひとつ大河村も含まれるのであるが、森山・高岳山ラインの広い北側にも、多くの自然村落があった。平和時には、そうした蝦夷の地域にも俘囚や帰順の族長がおり、政府の拠点として能代営などの有事駐留の施設などをおいて浸透していくようにしていたものであろう。また、蝦夷の動向を監視もしていたであ

ろう。蝦夷の地域からは、朝貢の形をとおして服属の意志を示していたものと思われる。このような接触の場所が、石崎柵の郡衙であった。十世紀の率浦郷は、北辺経営の重要な地点であった。山辺の道が秋田城から通じていると同時に、「うら」として舟行によって雄物川・米代川の河口、男鹿島と直接連絡できる重要な場所でもあった。

森山・高岳山の麓の地域にひろがる平地は、馬場目川下流の氾濫原で海岸にも近かったから、平安時代になっても「うら」と呼ばれていた。開防遺跡で、馬場目川の川口は八郎潟町夜叉袋の北にあったとしたが、その場所は夷湊・大川作などという地名になっている。

大川作（真坂）の地名の大川とは馬場目川を言う。その河口は夷湊と呼ばれる河口港になっていた、蝦夷がやってくる港・蝦夷地域へ出かける港という意味の蝦夷湊であろう。当時、八郎潟は形成されていなかったから、湊は海港であった。

元禄一五（一七〇二）年の『森医山由来記』に、薬師瑠璃光如来は浦四カ村の鎮守であるとしている。「森医山」とは、「薬師山」ともよばれている「森山」のことで、現在も薬師如来が頂上に祀られている。また廃寺になった岡本の東谷寺の本尊も薬師如来で、廃寺跡にのこる石造紀年物にも薬師が刻まれている。

吉弥侯部系図

平地の中の村落、山麓で平地に臨む小高い場所に成立した村落をとりあげてきたが、川をさかのぼり山地が迫る谷あいにも村落は成立し、山地の自然に適応して発達している。縄文時代以来の狩猟や川での漁撈も、盛んであったろうと思われる。

『馬場目川郷土史』（一九六〇年「馬場目村勢要覧」）に、注目すべき記述がある。

「町村伊藤大助氏所有、吉弥・古部系図によって、当時本村も政府の開拓圏内に有った事が知られる」というのが、その部分である。伊藤家は町村集落の旧家で、現当主は伊藤真紀氏である。

ここでいう吉弥古部というのは、「君古部」のことで東北地方や関東地方に多くみられるが、天平宝字元（七五七）年に「吉弥（美）侯部」に表記が改められたが、正確を欠く表記も少なくないから「吉弥古部」の表記には問題はない。俘囚となった蝦夷は、各地に移住させられたために、遠いところは九州というくらい、吉弥侯部は全国に散在している。弘仁二（八一）年七月一〇日、征夷將軍文屋綿麻呂に下された勅に、「俘軍一千人を吉弥侯部於夜志間等に委せて幣伊村を伐たせるようにせよ」（『日本後記』）とある。吉弥侯部於夜志間は、陸奥国の賊地幣伊村に近い地域の俘囚の有力族長であろう。この後の七月一四日には、幣伊村の蝦夷征討について出羽国司らと慎重に協議するように命じている（『日本後記』）。さらに七月二九日には「出羽国から〈邑良志間村〉の俘囚吉弥侯部都留岐がいったのは、自分たちは式薩体村の蝦夷伊加古らとは長い敵対関係にある。いま伊加古らは都母村で兵力を整え攻撃の準備をし、幣伊村の蝦夷も誘い我々を討とうとしている。そこで兵糧を支給してもらい先制攻撃したい、というのであった。賊同士で戦わせるのは、軍事上の利益があると思う。そこで米百斛を与え、その意志を上げますことにした」といつてきた。それを許可した（『日本後記』）

この邑良志間村は、北秋田郡阿仁町荒瀬（吉田東伍『大日本地名辞書』）とする説がある。

陸奥・出羽地方では、政府軍だけでは元慶の乱を例にあげるまでもなく、蝦夷勢に立ち向うことは不可能で、征討軍には俘囚の部隊が加えられている。俘囚の蝦夷は、政治的にも軍事の上でも、奥羽経営の中核とも言われるようになっていた。「夷を以て夷を撃つ、古の上計なり」（『三代実録』元慶二年九月五日条）と言われているが、大野東人の多賀城からの出羽国遠征以前から、また元慶の乱での小野春風の行動をみると「夷を以て夷を論す」という方法がとられていたとみたい。

このときは、陸奥国の奥の地方爾薩体（岩手県北部、二戸市のあたり）と幣伊（岩手県北東部）に対する行動で、出羽国からも俘囚軍団を動員するように、出羽守大伴今人に命令している。七月二九日には、出羽国邑良志間村降俘吉弥

侯部都留岐が出動するので、兵糧を給して欲しい、という奏が出される。

降俘の都留岐は帰順狄で、以前から律令政府勢力に組み入れられていた毛野君系に属していて、吉弥侯部を名のるほどになっていたらしい。毛野氏は坂東の毛野国けのくにの国造くにのみやつこ毛野氏という名族である。毛野国は現在の群馬県と栃木県南部に当るが、五世紀初めに上毛野・下毛野二国になり、毛野氏も上・下の二氏になった。五、六世紀ころ、毛野両国は、大和政権の支配下に入ったものと思われる。

奥羽地方は、律令時代に入ってから毛野氏系の吉弥侯部氏と安倍氏の分布が多くなっている。於良志閑も都留岐も、いちはやく帰順して毛野氏系の部民に組みこまれていたものであろう。

町村伊藤家の祖は大町という名前であると系図でわかるが、大町は俘囚の長として吉弥古（侯）部を名のるようになり、馬場目沢（沢内）に阿仁から入ってきたかも知れないし、在地豪族であったかも知れない。しかし吉弥侯部を名乗っているから、毛野氏との関係で考えなければならない。

伊藤家で大切に伝えてきた吉弥古部系図は、江戸時代初めの元和六（一六二〇）年三月に三六代長八が書写したものであるが、そのころは町村ではなく小才村に居住していたとしている。門前と寺庭の間にあった小才の集落は、川欠けによって川の流路になっていて村は消えてしまっている。

伝えられた系図では、初代が大町である。大町は出羽国置賜郡（現・山形県置賜地方）住であるが、二代の稲置になると穂田あきた之郡卒（率）浦郷あんだらむら姉刀邑住になっている。六代国足から禰宜をつとめたと注記している。伊藤姓になるのは一七世紀に入ってかららしい。

前九年の役の清原氏の陣立てで、六陣の将が吉美侯武忠である。このことから、出羽国が毛野氏流の吉弥侯部氏が力をもっていたとわかる。清原氏そのものが、もともと吉弥侯部氏なのである。

馬産地

みちのくの秋田の山は秋霧の
立野の駒も近つきぬらし

『古今和歌集』にある藤原良忠の和歌である。「みちのくの秋田の山」は東北地方の秋田郡であろうから、郷土の付近を詠った作品である。馬場目は湖東部から山本郡にかけての馬産の中心といわれていたから、この場面は馬場目のどこか、かも知れない。

大宝元（七〇一）年施行（律はその翌年施行）の「厩牧令」には秋田二十七牧というのが見え、馬場目地域はそのひとつに数えられていたかも知れない。そう想像してもよいほど、この地域には馬や牧に関係のある地名が多い。都の権門の子弟が、良馬を求めて出羽国にやってくるが、紹介した和歌はそうした者のひとり詠んだものである。

養老二（七一八）年八月に出羽・渡島の蝦夷八七人が京に上り、良馬千頭を貢上している。特に陸奥国では黄金と馬は最大の特産物で、平泉藤原氏の富強もこれらが支えとなっている。ところが、貢上する程の良馬は八世紀には出羽にも産していて、神聖視される馬を貢納していることから、この地方の開拓は意外に進んでいて、中央への服属を馬の貢納で示していたものと考えられる。

出羽国貢上の馬に、馬場目（沢内）牧の産馬が入っていたことも考えられる。岩野山に埋葬されていた在地豪族の乗馬も、郷土の牧で生産されたものであろう。轡くわが出土しているのは、乗馬の慣習があったことを物語り、軍事に用いられていたものである。

馬産が弥生文化とともに南の方からやってきたとすれば、特産となるにはもつと時間がかかるはずである。「だからこれは南の方からではなく、北の方からのルートでやってきた馬、おそらく沿海州方面からやってきた大陸系の馬が、東北・北海道の方に伝わった」（『出羽の国』）もので、馬場目牧の産馬も北方系の山丹馬さんたんばであった。前にも書いたとおり、渤海国からの船が出羽国にやってきている。男鹿や五城目の浦にも、そのような船の来航がなかったとはいいい切れない。

吉弥侯部一族が牧長の俘囚であったという想像も成立する。

発掘された家

浦の村・城下の村・沢の村といろいろ古代の人びとの集落のことを書いてきたが、集落を形成していた家はどうなっていただろうか。人の住んだ場所は井戸跡からはつきりしたが、残念ながら人の住んだ家そのものは見つかったくない。

ところが、郷土に近い場所で土に埋った古代の家が発見され、当時のこの地方の住居を知る上で大いに参考になる。昭和三十四（一九五九）年四月、寒風山の東麓の男鹿市脇本宇小谷地で耕地整理中に偶然発見された（昭和四二年三月『脇本埋没家屋第三次調査概報』秋田県教育委員会）埋没家屋がそれである。

軸組部の規模は梁間約二・五m桁行四m弱という推測がなされている。家屋全体は竪穴式家屋であり、屋根の形は一応切妻でないかと思われる。桁行は二本の棟行で、桁行全体にわたされたときとみなされ、二本の長さをあわせると四・九五mである。桁行の柱間は、長さ三・三m乃至四mよりも多小大きい数値と考えられる。建物として、かなり小さい家屋であることは明かであるが、住居か付属小屋かについては不明である。

さきに述べた建物の西どなりにあるものである。家屋遺構の全貌を明らかにすることはできなかったが、一種の竪穴住居であることが考えられた。（略）竪穴の大体の大きさは東西径はおよそ一〇m前後南北径は一〇m以上である。家屋遺構はいちじるしく破壊され、原位置にとどまると思われるものは、両壁に沿う屋根板列とこれを支える桁および柱材ぐらいであったが、屋根板は心割り法で木取をした荒仕上げの幅一五―二〇cm前後の板材であった。板材は桁の上にのせかけてあるだけである。柱は南側にあり、柱下端はとがって竪穴床面下の泥炭層に入りこみ、樹幹を心割りした細長い二等辺三角状の断面をもち、底辺にあたる部分は樹皮をつけたままであった。また桁は直径一五cmの丸太であった。上部構造材はほとんど見られないが、梁材かとみなされるものも発見され、部材の組み

合わせは、かみ合わせによって行っていたことがわかった。下部構造材の一部も見られ、杉皮が厚く重ねあわせし、てしかかれており、床板が張られていたものと考えられた。

このような結果から、この遺構は住居として用いたものとしてあやまりがなかうと考えられた。しかも竪穴の大ききからすると、上屋構造はかなり大規模なものとわかった。またこの家屋は板で屋根が葺かれ、この上に土が敷かれていたもので、外観は小さなマウンドのようなものと推定されるに至った。

（前掲報告書）

はつきりするのには、平安時代秋田城と密接な関係にある集落の住居が、竪穴式住居であることで、そのひとつは坂葺き屋根の上に土をのせるという、樺太アイヌなどの住居と似た珍らしい形をもっている。『万葉集』の貧窮問答歌の「伏盧の曲盧の内に直土に 藁解き敷きて……」の都に近い村の一般の百姓の家と比べて見劣りする。

なお、この発掘によって水田中から井戸跡が発見されているが、厚板七枚を横に組みあわせ、内がわの四方に割矢板をたて、これをかたくしめるためにさらに角材を帯状に組みあわせるなど、堅牢な作りになっている。ほかに遺物として土師器、須恵器が多数発見され、その大部分は墨書されている。これによって、秋田城や秋田郡に關係の深い遺跡とみられるに至った。田下駄・鎌のほか水路の遺構があり、イネ作りの村であることがわかる。

石崎柵・秋田郡衙から一直線に渡ったところにある脇本遺跡は、わが郷土の古代と深い関係にある。この遺跡に見られる古代人の生産と生活のあとは、そのままが郷土の古代の人びとの生産と生活を知る上での貴重な資料となる。

このような埋没家屋は、文化一四（一八一七）年六月の菅江真澄の『遊覧記』に北秋田郡鷹巣町沢口の米代川の岸の川欠けで出現したとある。二棟とも竪穴式で、屋内に機織機・須恵器・下駄が発見されている。これも平安時代のものであろう。

強力な俘囚長として奥六郡を支配していた安倍氏が、頼良の代になって勢いにつてさらに南へ進出してきて、陸奥守の軍団と衝突したのが発端となって、前九年の役（奥州十二年合戦ともいう）がはじまったのは、平安中期・永承六

(一〇五二)年のことである。

その前年にも、南下してきた安倍頼良を鬼切部に迎え討った陸奥守藤原登任と、九月に任命されたばかりの秋田城介平重成は、大敗している。鬼切部(現宮城県鳴子町鬼首)は秋田・山形両県境の荒雄山のふもとで、陸奥と出羽をむすぶ道の要衝である。

衣川(岩手県平泉町の北)が、これまで蝦夷圏の奥六郡の境とされていたのに、頼良は境界を無視するようになっていた。戦場となった鬼切部は、境界からはるかに遠く、多賀城の国府に近い場所である。安倍勢がここまで進出してきていて、しかも迎撃した陸奥・出羽連合の政府軍が大敗するという事件は重大であった。安倍勢は衣川の北に戻ったが、政府は急ぎ体制を立て直す必要があった。

政府は永承六年早々に、河内源氏で坂東の武士の信望篤かった源頼義を陸奥守に任じて、現地に急派する。言うまでもなく、安倍頼良を討つためだ。頼義は東国の武者を率いて陸奥国府にむかった。

しかし、源頼義の戦いは実に困難なもので、大変に長い時間を必要とした。「前九年の役」と名付けられたこの戦いの名前から、九年もかかった長い戦いと理解されるが、別に「奥州十二年合戦」の名前が示すように、実際は一二年間もつづいたのである。

いかに源氏の棟梁といっても、それは東国でのこと。奥羽地方では俘囚長・在庁官人の力が強かった。そこで頼義は出羽国山北の俘囚長清原氏の力をかりて、陸奥国の俘囚長安倍氏と戦おうと考える。説得には時間がかかった。

志万太郎と新方次郎

ようやく重い腰をあげた清原氏と源氏の陣立が、『陸奥話記』にある。

第一陣 清原武貞

(武則の男)

第二陣 橘 貞頼

(武則の甥・志万太郎)

第三陣 吉彦秀武

(武則の甥・賀 荒川太郎)

第四陣 橘 頼貞

(貞頼の弟・新方次郎)

源 頼義

第五陣 清原武則

国内の官人等

第六陣 吉美侯武忠

(斑目四郎)

第七陣 清原武道

(貝沢三郎)

源頼義の本隊が清原氏本隊と第五陣を形成しているだけで、それ以外の一陣から七陣まで、すべて清原氏の軍勢であるのにおどろかされる。この中で第二陣志万太郎こと橘貞頼と第四陣の新方次郎の橘頼貞が特に目につく。兄の本名貞頼を逆にした頼貞が弟であることよりも、通称が志万太郎、新方次郎であることが注目される。

兄の志万太郎は橘氏の嫡男として、本拠の男鹿島を支配していたのであろう。現在、男鹿半島となって本土との間に「方」をかかえているが、中世には「島郡」と呼んだ時期がある。また当時は半島を形成していなかったであろう。

しかし潟湖の形は次第にはつきりしつつあって、男鹿島対岸の本土側は「新方」などと呼ばれるようになった。橘氏の二男は現在の湖東部地域・秋田郡北部を支配していて、新方次郎と呼ばれていたものであろう。

志万太郎は脇本(男鹿市脇本)を拠点としていたと考えられるが、新方次郎は大河柵に拠ったと思われる。橘氏は、雄物川流域を支配する清原氏と、母方の姻戚関係にあり、清原氏の水軍として雄物川河口から日本海沿岸にらみをき

かしていたと思われる。

橘氏は男鹿島と湖東部を在庁官人として所領化していたが、中世には湖東部は湯川荘と呼ばれるようになる。最近発掘調査で話題となった「湯河湊」(洲崎遺跡・井川町浜井川)も重なるが、今後検討されるべき問題を含んでいる。

また、源・清原の本陣に対して、前陣の荒川太郎の吉彦秀武と後陣の吉美侯武忠の斑目四郎は、馬場目の牧長と同族毛野氏系と考えられる。斑目を称しているとすれば、もともと橘氏である。そうすると、志万太郎、新方次郎に斑目四郎で、橘氏兄弟三人の名前が陣立に見られる。

清原氏の支配は、雄物川(秋田川)中流部の荒川に吉彦秀武を配置し、さらに河口平野から男鹿島やわが郷土の地域、そして日本海にまで勢力をのばしていた。出羽国の俘囚の在庁官人をたばねる清原武則は、強大な現地勢力として、出羽国府・秋田城をはるかにしのぐ実力を持つようになっていた。

わが郷土にも、その組織化が及んでいたことが、陣立から分かってくる。

清原武則の動員命令によって参加した橘氏の軍団は、それ以前の鬼切部合戦に参戦した秋田城介平重成の部隊よりも、多数の郷土の軍兵が加わっていたものである。前九年の役は、決して遠い県南地方や岩手県地方の戦争ではなかった。身近かな戦争であった。

郷土の在庁官人を中核にした俘囚が、組織的に参戦していたのである。

清原氏の内紛
安倍氏が敗れたのは、清原軍が出動して一カ月半後の康平五(一〇六二)年九月一六日である。安倍後三年の役
貞任が厨川柵に討たれて前九年の役が終わる。事実上安倍氏を亡ぼした清原武則が鎮守府將軍に任じられ、これまで一介の出羽国の土着豪族・俘囚長だった男が胆沢城を拠点とすることになる。

安倍氏の亡んだあとに清原氏が入っただけでなく、陸奥・出羽両国最大の豪族となり、兵馬の権をにぎる俘囚長とし

て、在庁官人の最高位にのぼったといえる。奥羽での新しいタイプの権力が出現したのである。郷土は新方次郎こと橘頼貞の所領となつて、これに組み込まれていったと思われる。

問題はこのあとの清原氏の中にあった。

清原・安倍系図

武則の子武貞は、安倍頼時女で藤原経清の妻であった女を後添いに迎える。女は経清との間にできた子ども清衡を連れ子として嫁ぐが、武貞には先妻との間に真衡がいた。後妻はやがて家衡を生む。異父母三兄弟という複雑な血縁関係は、事件を予告しているように思える。

清原氏当主が真衡になると、清原・安倍両氏の血を受けていた人物で、その人柄は正統意識が強く専制的であった。そのため弟清衡・家衡ら同族の反発を受け、「後三年の役」と呼ばれる内戦になった。

形勢は真衡側が不利であったが、永保三(一〇八三)年陸奥守源義家が介入、その支援で挽回するが、真衡は陣中で没し実権は清衡・家衡に移るが、義家は清原氏を出羽国側の本貫の地にまで攻め、激戦して亡ぼしてしまう。金沢柵の戦いのそのむごたらしいさまは「後三年合戦絵巻」(国宝・東京国立博物館蔵)に描かれている。戦闘は五年に及んだが、政府からは私戦として恩賞はなく、義家は空しく奥州を去るが、東国武士団に対する清和源氏の棟梁権を確立するといふ最大の実利を得ている。

以後百年間、奥州は安倍氏・清原氏の双方の縁の深い藤原清衡を祖とする奥州藤原氏によって支配される。

奥州藤原氏

系図を読むと明らかに、清衡は安倍氏と清原氏両氏の権力を引き継ぐ立場にある人物であったから、この時代、政府関係筋にもアピールする新たに藤原氏を名乗り、陸奥・出羽両国の支配権をにぎった。

奥羽二国の広大な北の地方の支配者を「北方の王者」と呼んでいるが、その名にふさわしい清衡・基衡・秀衡の三代の時代を、特に「奥州藤原三代」と呼んでいる。

そうはいつても平泉政権は独立王国を形成したのではなく、常に京都の摂関家に臣従する態度をとりつづけ、馬や砂金などの貢物を贈り続けて、よい関係を保つ努力をしている。また、摂関家の奥羽の荘園の荘官を務めてもいる。わが国の荘園体制の外に、独立国のような平泉政権があったのではない。

嘉応二（一一七〇）年には、陸奥・出羽押領使の藤原秀衡を鎮守府將軍に政府は任じるが、間もなく交替させられるなど、政府は単なる受領として待遇している。政府の記録には「匈奴」「夷狄」と表現しているものもあるくらい、政府の評価は大変低いものであった。押領使というのは、一〇世紀以降諸国におかれた追捕組織で、追捕使と同様に国司が国内有力武士を推挙し、政府が任命する。坂東諸国は受領が兼ねて任じられた。

平泉の位置からも藤原氏の存在の特別な意味が読みとれる。

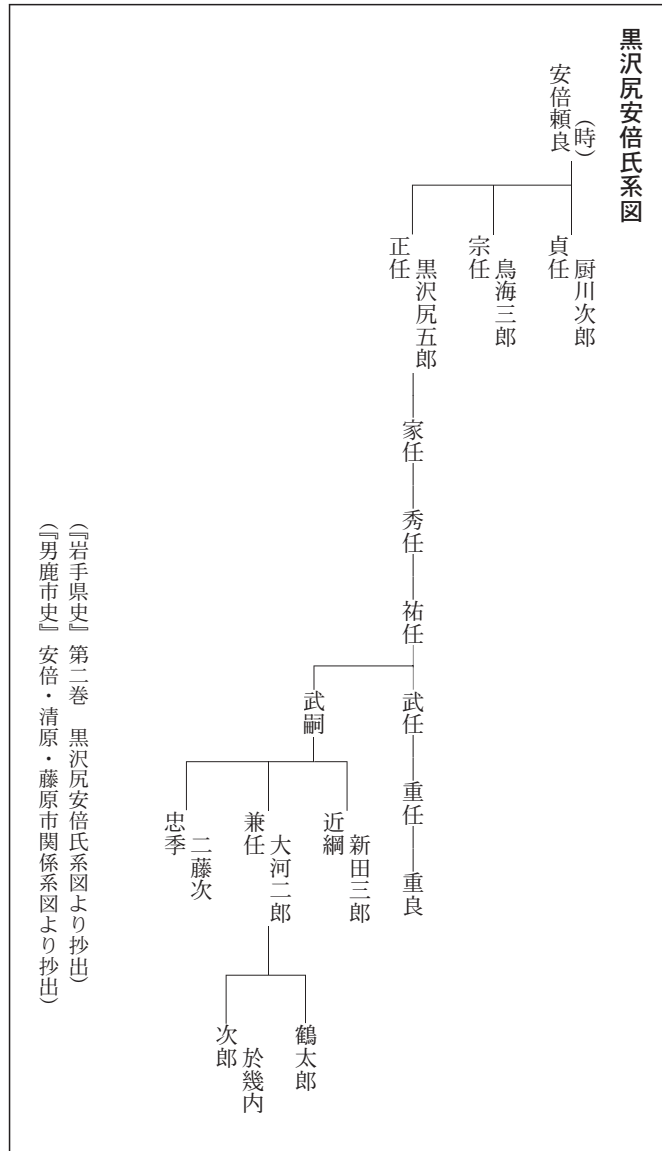
地図を見ると、平泉は北上川と衣川の合流点のすぐ南にある。この場所は古くから軍事上の要衝とされ、衣川の関がおかれていた。というのは、衣川以北の胆沢郡などの蝦夷の領域とされる「奥六郡」とそれ以南の諸郡との境界にあたる場所だからである。安倍氏は奥六郡の境をこえて南へ進出したことが、前九年の役の原因とされているほどの、そのメルクマールの地点が衣川直南の平泉であった。

後三年の役後、藤原清衡が江刺郡豊田館から磐井郡平泉に転居して以来、約百年四代目泰衡の時代文治五（一一八九）年まで平泉は奥州藤原氏の拠点都市として、また北上川の河港、奥大道の中心地として繁栄した。

大河次郎兼任出自

藤原氏は陸奥国だけでなく、出羽国側の清原氏支配圏を、そのまま傘下に治めたと思われるが、男鹿島と湖東地域などを領有していた橘氏の動向はなにも分かっていない。

しかし史料がないので、いつからなのかは不明であるが、橘氏領有地には大河次郎兼任が入っていた。大河兼任が、いつ、どこから郷土に入ったかを想像させる系図がある。



安倍氏は前九年の役を源頼義と戦い、厨川次郎の安倍貞任と、弟宗任は頼義を黄海の合戦で破ったが、やがて清原武

則の支援を得た頼義に貞任は追いつめられ衣川柵で敗北する。その後、厨川柵の戦いで、ついに討死する。黒沢尻五郎の正任は、黒沢尻柵が落ちる寸前に脱出、出羽国に逃れて潜伏の後に大河氏の祖となったという話がある。陸奥国黒沢尻は、山脈をひとつ越えようと、出羽国の現在の横手市付近である。いまは北上線が走っているし、高速道も通じている。安倍正任が出羽国のどこにひそみ、どのように移動したかは、なにもわかっていない。

奥州征伐

治承四（一一八〇）年四月九日、以仁王は平氏追討の令旨を発する。その半年後、流人だった源頼朝は鎌倉に入った。さらに五年後の文治元（一一八五）年三月二四日には、壇ノ浦で平氏が亡ぶ。源氏側の総司令官は、源平合戦に平泉から駆けつけた義経である。

この年の一月二九日、頼朝は全国の武士に命令できるしくみである守護・地頭をおいた。これは、義経への対策でもあった。この年、藤原秀衡が陸奥守を解任されている。

全国を平定した頼朝は、嫡宗支配権の確立を急ぐ。文治元年に義経を追放したのもその現われである。義経は追いつめられて、また平泉の藤原秀衡を頼る。秀衡は義経を総司令官にして鎌倉に対抗しようと考えたが、しかし秀衡は間もなく死没する。

秀衡は死に臨んで、長男国衡・嫡男泰衡等六人の異腹の兄弟を枕頭に呼び、義経を総大将に兄弟団結して「藤原王国」を守り通すようにといった。この時、大河兼任は平泉軍の総軍司であったという。

『吾妻鏡』文治三（一一八七）年一〇月二九日条には、次のようにある。

二十九日丙申（中略）今日秀衡入道、陸奥国平泉の館に於て卒去す。日来重病持み少なきにより、その時に前伊予守義顕（経）をもつて大將軍として国務せしむべきのよし、男泰衡以下に遺言せしむと云々。

鎮守府將軍兼陸奥守從五位上藤原朝臣秀衡法師

出羽押領使基衡の男、嘉応二年五月二五日、鎮守府將軍に任じ、從五位下に叙す。

養和元年八月二五日、陸奥守に任じ、同日從五位上に叙す。

秀衡は死に臨んで源義経を後継者に指名したが、しかし秀衡の死後源頼朝の圧力に耐えかねた泰衡によって義経は暗殺され、その泰衡は敗走の途中で信賴していた郎徒のひとり河田次郎に殺されて、奥州藤原氏は滅亡する。

『吾妻鏡』文治五（一一八九）年九月三日条。

三日庚申、泰衡数千の軍兵に囲まれ、一旦の命害を遁れるために、隠ること鼠の如く退くこと（注・路鳥の一種）に似たり。蝦夷が島を差し糠部郡に赴く。この間数代の郎徒河田次郎を相持み肥内郡贄柵にいたるところ、河田たちまち年末の旧好を変じて郎徒などをして泰衡を相囲ましめ梟首す。この頸を二品に献げんがために、鞭を揚げて参向すと云々。（以下略）

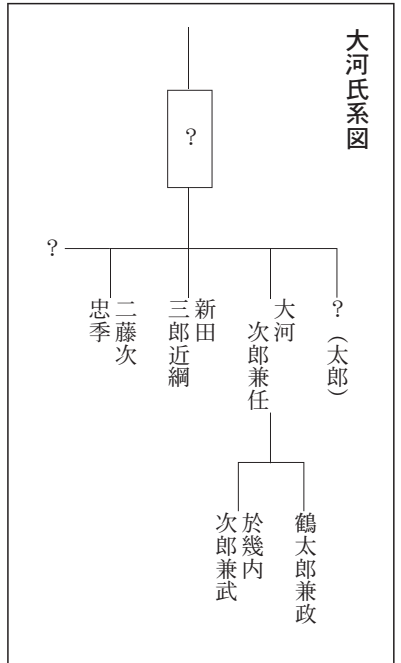
同 九月六日条。

六日癸亥、河田次郎主人泰衡の頸を持ち、陣岡に参じ、景時をしてこれを奉らしむ。（中略）泰衡が頸の条、異義なきのよしを申す。よつてこの頸を義盛に預けらるる。また景時をもつて河田に仰せ含められて云わく、汝が所為、一旦功あるに似たりといえども泰衡を獲るの条もとより掌中にあるの上は他の武略を仮るべきにあらず。しかるに譜第の恩を忘れ主人の首を梟す。科すでに八虐を招くの間、抽賞しがたきよつて、後輩を懲らしめんがために、（中略）すなわち朝光に預け斬罪に行わると云々。その後泰衡が首を懸けらるる。（略）

この後の論功行賞で、河田次郎所領の比内郡には御家人浅利氏が地頭となつて入つた。

こうした無残な情報を、なんの行動も起こさなかった大河兼任は、どんな思いで出羽国で聞いただろうか。兼任の次男於幾内次郎は、比内郡隣接の地方に城館を構えていたという説もあるから、このあとの兼任の行動に大きな影響があったと思われる。

大河氏系図



大河次郎兼任は平泉軍の総軍司であった。平泉軍の組織は分かっている。軍司があり、その上に総軍司がいるというような組織が整っていたかは不明であるが、岩手県の地元作家小野寺公二の小説にある名前である。しかし大河兼任が、平泉軍中の將軍といわれるほどの人物であったことは事実と思われる。

文治五年、源頼朝はかつて源氏が軍事的に支配していた奥州を傘下に再び治めるため、強引な戦いをしかけて奥州藤原氏を亡した。それに対して、年末大河兼任は主君の敵を討つといって兵を挙げるが、兼任の本意はどうなのだろうか。兼任は湖東部、男鹿島を領有していた橘氏のあとに、大川の地に居館をかまえ、男鹿島までを支配していた水軍的性格も併せもつ大きな豪族であったと思われる。

大河氏と鉄生産

その軍事力・支配権を支えたのは、鉄の生産による巨大な財力だったと考えられる。兼任が鉄製品を北方世界との交易の主な物資にしていたのである。日本海沿岸東北自動車道建設に伴う、山本郡

琴丘町鯉川の「堂ノ下遺跡」の発掘調査が平成一〇（一九九八）年に行われたところ、製鉄コンビナートともいえるべき古代の製鉄施設遺跡であることが判明して、人びとを驚かせたのであった。

遺跡は八郎潟干拓地の東部承水路の岸辺の鯉川集落から東へ一キロほどにある小高い丘に所在し、北向き斜面から一基の製鉄炉、南向き斜面からは炭焼窯五基が発掘された。円筒状の製鉄炉は直径約八〇センチで、上から砂鉄と木炭を投入して燃焼させ、底部に溶けた鉄を留めてから取り出すという構造であることが、残った炉の底面と鉄滓や崩れた炉壁などから分かった。フイゴの羽口も発見され、タタラ式の進んだ大型炉であったと思われる。炭窯は長さ八メートル、幅二メートル、深さ二メートルの地下式であった。

炉近くには鉄滓を大量に捨てた場所が見つかり、周辺にはいくつもの製鉄炉があったらしく、鍛冶場もあったと思われる。一帯は地下に厚さ一メートルの砂鉄層が広がっているほか、ブナやナラの森林であるので製鉄炉用の良質な木炭が得られる場所でもあった。こうした好条件を生かした古代の製鉄コンビナートが存在したのであった。

平成一二（二〇〇〇）年に堂ノ下の西側に隣接する、平安時代の集落跡という「小林遺跡」の発掘調査が行われ、集落跡東側に三か所の製鉄炉跡が見つかった。遺跡の下は砂鉄層で、報告書は集落内で製鉄や鍛冶が行われていたと結論している。多分、堂ノ下と小林の二つの遺跡は、ひと続きの巨大な古代製鉄コンビナートであったであろう。

この場所は隣の郡であるが、郡境に峙つ森山・高岳山・三倉鼻ラインのすぐ裏側にある郷土の隣接地なのである。そこで、森山ラインの南側即ち郷土側を見てみると、製鉄・採掘の施設を連想させる地名が多い。金掘沢・金沢・たたら沢・たたら台・大吹沢・火沢（ひのさわ、現在縁起をかついで水沢に変えてある）などである。

石崎遺跡の発掘調査では、深さ二メートルほどの土中に三〇〜五〇センチの砂鉄層が広い面積で掘り出されている。この地域は、暗渠排水工事のときも大量の砂鉄が掘り出されている。「たたら台」の地名も複数あるが、中津又のたたら台は富津内川の弯曲部になっていて、その水流の少し上に鉄鉱石の採掘坑が現在も口を開けている。これを見ると、

たたら台は製鉄炉が稼働した場所であったといえる。そして下流の砂鉄層は上流「鉄鉾山」からもたらされたものであることがわかってくる。

馬場目川下流域の製鉄遺跡として、時代はさかのぼるが「開防遺跡」の発掘調査の結果について説明してある。古代末の馬場目川流域の製鉄関連地名や、森山直北側の堂ノ下、小林の製鉄遺跡での生産は、この地方を領有していた大河兼任がすべて管理していたものであろう。

『秋田魁新報』（平成一一（一九九九）年三月一三日付）の特集で堂ノ下遺跡を取り上げている。産業考古学・穴沢義功氏は、製鉄炉について「一か所の炉の一回の製鉄で砂鉄二三〇キロから三〇〇キロの鉄を生産した。炉の技術は最初朝鮮半島からきた。（中略）堂ノ下では相当量を生産したようだ。以北でこの種の炉が出ていないことからエゾ（北海道）辺りまでこの鉄が渡ったと思う。最終的には対岸まで売られたのでは」という。

秋田市史編さん専門委員・塩谷順耳氏は、兼任の文治五年暮ごろからの軍事行動にふれ「その基盤は農業だけでない気がしていた。エゾと何か取り引きしており、そのための海運を持っていたと思っていたが、今回、兼任と時代を同じくする製鉄炉が見つかり、なぞが解けた」と語っている。

新野直吉氏は「兼任が一時であれ、あれ程の行動を起こしたのはバックに鉄による武力、財力があつたかも知れない」と述べる。

大河兼任の軍事力は、単なる在地豪族とか奥州藤原氏の郎徒とかというだけでなく、「鉄」生産による交易と組み合わせた大きな経済力によってその実力が裏付けられていたのである。

馬場目川中・上流部でも効率的な鉄生産が行われていたであろう。「沢内」と名付けられているこの地域は、杉と馬の産地として現代まで有名であった。山地には帆柱沢などという名付けられた山林があるように、造船の木材や城柵用の木材の生産地であった。

大河氏の軍事力は五城目の優れた生産状況の上に編成した騎馬軍団であり、北方や対岸大陸方面までの交易をサポートする水軍などの活動もしていたものと思われる。その点では、前時代の男鹿島とその対岸本土側を支配していた橘氏の領地をついだ勢力とみてよいであろう。しかしその経緯は、史料もなく全くといっていい程不明である。

論功行賞・橘公業

「吾妻鏡」文治五（一一八九）年九月二〇日条には、平泉で頼朝が「吉書始」を行い、その後で奥州合戦の論功行賞を行った。「吉書始」というのは、官職に就いたり、年始や代始めのとき、仕事始めとして定例の文書を決済する儀式である。頼朝は、奥州を平定したことによって天下人となったと意識したのであろう。しかし頼朝が征夷大將軍になるのは建久三（一一九二）年のことである。

この論功行賞で、秋田郡と男鹿島の地頭職が橘公業に与えられた。しかし具体的にはこの時点でははっきりしない。その後の「吾妻鏡」の記事や譲渡状や訴訟記録などによってわかってくる。

秋田郡のうち

百三段 豊巻 楊（柳）田 湊 沢内 湯川

小（男）鹿嶋のうち

桃（百）川 井（飯）森 吉田 滝川 磯分 大（台）島

男鹿島はほとんど全部と思われるが、秋田郡も湯（井）川荘とすれば湖東部全体であろうし、湊は雄物川河口付近の重要な地帯である。ところが、橘公業が地頭となった土地は、大河兼任の所領と重なる。だが見ても、兼任がだましている訳にはいかない、厳しい状況である。兼任が秋田郡や男鹿島を、どういいうきさつで領有したかは不明であるが、どこで決めたか見たこともない男の所領になったことに、我慢できなかった。

ちなみに、県内の他の土地を所領とした部将を挙げておく。

雄勝郡	小野寺道綱
山本（仙北）郡	中原親能 二階堂行政
平賀（鹿）郡	松葉資宗
比内郡	浅利遠義
鹿角郡	安保実光 成田助綱 奈良氏 秋本氏
由利郡	由利維平

もともと本貫の地とする由利郡の武士である由利維平以外は、ほとんど関東居住の御家人で、出羽国秋田の旧来の武士たちは新地頭の下で使役されるということになった。しかし橘氏の本貫の地は、遠い伊予国宇和郡であり、御家人になつて五年ほどしか経っていない。橘公業は公長の二男である。

宇和郡は宇和海に面し、四国・九州間の海峡に日振島がある。橘氏は伊予灘から豊後水道にかけて活動する海賊（水軍）で、一定の海上支配権をにぎっていた。

橘氏は宇和郡の平氏の莊園を預つていて、平清盛の四男権中納官知盛の家人にもなつていた。また平氏の水軍としても活躍していたが、源平争乱の中で平氏不利とさつた公長は、嫡男公忠と公業を連れて鎌倉までももむき、源頼朝の御家人になるという離れ業を演じた。水軍が手薄な頼朝は、よろこんで家人に加えた。新しい戦力であることの外に、平知盛の家人として都で生活し、朝廷に対する儀礼やしきたりを知っている橘氏親子の使い道は、武骨で無智な関東武士と異なり貴重な存在と思われたのである。

公長・公忠・公業親子は、頼朝の側近となつたらしく、「吾妻鏡」にそれを裏付ける記事がしばしば見られる。

秋田郡・男鹿島の地頭となつた橘公業は、伊予国宇和郡から日本海にまわり、北上して男鹿までやってきたのだろう。水軍を率いてやってきた公業は、理想的な海域である脇本城に入ったものであろう。

大河兼任は大川に源義経を迎える準備をしていたと思われるが、兼任の企ては成り立たなかつた。義経がいなくなつては、奥州藤原氏が滅亡するのは確実であり、鎌倉の軍勢力には、とても立ち向かえない。そこで兼任は弟の新田三郎と二藤次忠季を御家人にして送り出し、頼朝の奥州征伐には一歩も動かず、ひたすら恭順する。これまで通り地頭職を認められることを期待してのことである。しかし、その期待は空しかった。

兼任起つ 橘公業が秋田郡・男鹿島の地頭となつた後の、大河兼任の動向が「吾妻鏡」にある。

文治五年 二月二三日

二三日戊申、奥州の飛脚、去る夜に参り申して云く、予州（義経）ならびに木曾左典厩（義仲）の子息、及び秀衡入道の男等ありて、おのおの同心合力せしめ鎌倉に発向せんと擬するのよし、謳歌の説（世間の噂）ありと云々。（後略）

一二月二四日条

二四日己酉、工藤小次郎行光、由利中八維平、宮六廉、仗国平等、奥州に発向す。件のまた物忽のよし告げ申すにより、防戦の用意を致すべきの故なり。

大河次郎兼任反乱の動きありという噂が届くと、次の日一二月二四日には、鎮庄の部隊を派遣するという素早い対応を鎌倉方がしている。その部隊には、現地をよく知る由利郡地頭の由利維平が入っているという周到さである。さすがに武家政権と驚くばかりだ。

文治六（一一九〇）年 一月六日条

六日辛酉、奥州の故泰衡郎徒大河次郎兼任以下、去年窮冬以来反逆を企て、あるいは伊予守義経と号し、出羽国海辺庄に出で、あるいは左馬頭義仲の嫡男朝日冠者と称して同国山北郡に起ち、おのおの逆党を結び、ついに兼任、

嫡子鶴太郎・次男於幾内次郎ならびに七千余騎の凶徒を相具し、鎌倉方に向いて首途せしむ。その路河北・秋田城等を曆て大関山を越え、多賀国府に出んと擬す。しかるに秋田大方において志加渡を打ち融るの間、氷にわかに消えて五千余人たちまちもつて溺れ死におわんぬ。天譴を蒙るか。

ここに兼任、使者を由利中八維平の許に送りていわく、(中略) いまだ主人の敵を討つの例あらず。兼任ひとりその例を始めんがため鎌倉に赴くところなり。よつて維平、小鹿島の大社山・毛々左田の辺に馳せ向い防戦兩時に及ぶ。維平討ち取られおわんぬ。兼任また千福山本(山北Ⅱ仙北郡)の方に向い、津輕に到りて重ねて合戦し、宇佐美平次以下の御家人および雑色沢安らを殺戮すと云々。これによりて、在国の御家人ら面々に、飛脚をまいらせ、ことのよしを言上すと云々。

いわゆる「大河兼任の乱」は相当な規模であつたらしい。由利維平を誘うことばに、これまでだれもしなかった「主人の敵を討つ」のが目的であるというからには、大きな軍勢を擁しての決起であることを思わせる。また、その兵力も最初から七千騎を越える大きさであることが、「志加渡の事故」の記事ではつきりする。しかも驚くべきは、五千人を失ったが直ぐ補充して男鹿島の戦いに勝利していることである。

兼任の軍は、伴党で組織されている。伴党というのは、大河氏支配圏内の土豪で、彼等が部隊を率て軍団を形成している。

兼任軍は男鹿島から雄物川河口に近い南岸の毛々左田(秋田市新屋)の合戦に勝利する。さらに兼任は仙北地方に攻め入つて連戦連勝。転じて津輕に進み、鎌倉から派遣の将宇佐美実政を討死させる。仙北地方から津輕に攻め入つたのは、このあと多賀の国府までも進む時、後方からの攻撃をなくするための攻撃であり、この作戦は成功したのである。

男鹿島から新屋(毛々左田)に追撃したこと、さらに仙北地方に進攻し、そこからわずかの時間で津輕へという、軍団規模での転戦行動は水軍でなければできない行動である。新屋へは海から川を、仙北へは雄物川を舟で移動、津輕に

は川から海上に出て、十三湊のあたりに上陸したものであろう。大河兼任軍は、まさに水陸軍であつた。

津輕の戦いに勝利した兼任は、陸奥国に入り、多賀の国府を目指してスピードをあげて南下する。その転戦の間に、兼任軍はその軍勢を増やしたという。それぞれの土地のかつての平泉の郎徒や土豪などが、次々に参加したからである。前九年の役、後三年の役のその昔から、奥羽地方に源氏が武士の棟梁として君臨する立場にあつたとしても、それは昔のこと、「藤原王国」を享受した奥羽の豪族たちには、無理難題ばかりの「鎌倉源氏」に対して、異和感しかなかった。多賀城の国府にあつた本留守氏・新留守氏も、連勝している兼任のやって来るのをひそかに期待していたらしい。留守氏も鎌倉の支配を歓迎してはいなかったと思われる。

公業逃亡

志賀渡を渡つた大河兼任が男鹿島を攻撃、橘公業が合戦に敗れたときの、鎌倉の様子がよく分かる「吾妻鏡」の記事がある。

文治六(一一九〇)年一月一八日

一八日癸酉(略) 去んぬる六日の飛脚、奥州より参着す。申して云わく、兼任と御家人等と箭合わせすでおわんぬ。御方軍士の中、小鹿島橘次公成、宇佐美平次実政、大見平次家秀、石岡三郎友景等討ち取らるるところなり。由利中八維平は兼任襲い至るの時、城棄てて逐電すと云々。(略)

鎌倉に届いた合戦第一報は、不正確極まるもので、この情報に対して頼朝は間違いを指摘したという。

一月一日

一九日甲戌 清重の飛脚の内一人(略) 合戦の次第を言上す。こと、去んぬる十八日参着する使の口上に同じ。ただし兼任小鹿島に相向かうの時、橘次は逃亡す。(略) 中八は馳出でて合戦し命を殞しおわんぬのよし、これを申す。御旨たちにもつて符号す。人舌を鳴らすと云々。

前日の第一報の不正確を指摘し、公業の逃亡と維平の討死を予想した頼朝のことばが間違いがなかったのに、その洞察力の深さ、正確さに人々は感服したという。

一月二十七日

二十七日壬子 小鹿島橘次公成、奥州より参上す。これ一旦兼任が囲みを通れ、計を外に廻らすべきのよし、思慮せしむるのところ、かの合戦の趣、傍輩の譏あるのよし伝え聞きて馳せ参らしむと云々。

一月二十七日条では、橘公業（成）は鎌倉に到着、「兼任の囲みから脱出して、もう一度作戦を立て直し反撃するつもりであったが、そうした私の行動についてざん言する者がいると伝え聞き、自ら名誉を守るために説明しようとして馳せ参じた」といつている。

それを聞いた頼朝は、武士の名誉を守ろうとしたのは立派なことだと褒めている。奥州合戦では、橘氏は頼朝の随兵一千騎に入っていることや、この時頼朝が高く評価しているなど、公業が頼朝の寵臣であったのを裏づける物語りである。しかし公業がどういおうと頼朝がどう感じようと、公業が兼任に手ひどい敗戦をし戦線を離脱して逃げ帰ったのである。

国府を目指す

大河兼任は陸奥国に入り、多賀の国府を目指すが、兼任軍が出羽から陸奥に進攻するに、どこのルートであったかはわかっていない。総軍司として平泉へ往復していた兼任だから、複数のルートに精通していたに違いない。大部隊で峠状の国境を越えるには、どのルート、いくつかの部隊にして越えるには、複数のルートは、などなど、掌を指すように兼任は計画し、行動したであろう。

陸奥国に入っても、兼任の軍団は大きくなるばかりで、勢いにまかせて兼任軍は平泉をひとつの通過点として南に向った。兼任は蜂起するに当って、藤原氏の敵を討つために、鎌倉まで攻めのぼるといつていたのが、当面の目標は多賀城

にある国府であった。

兼任の心の中に、陸奥国府からかつての「藤原王国」に号令をしたいという思いがあったのかもしれない。もともと奥羽の豪族は、中央権力に対して反乱をくり返した蝦夷である。政府（幕府）の権力に反対し抵抗する伝統をもっている。今、その抵抗の盟主は大河兼任であった。

兼任反乱の情報に、頼朝の反応は大変早かった。早速、御家人を奥州に派遣している。「吾妻鏡」にその記録がある。

文治六年一月八日

八日癸亥 奥州反逆のことにより、軍兵を分かち遣わさる。海道大將軍は千葉介常胤、山道は比企藤四郎能員なり。

（中略）このほか近国の御家人結城七郎朝光以下、奥州に所領ある輩においては一族等に同道すべきの旨を存ぜず、面々に忽ぎ下向すべきのよし仰せ遣わさると云々。

同 一月一三日

一三日戊辰（略）奥州の凶徒を鎮めんがため同向すべきのよし上野、信濃等の国の御家人に触れ仰せられおわんぬ。次いで上総介義兼、追討使として発向す。また千葉新介胤正一方の大將軍を承る。（略）このほか古庄左近将監能直、宮六郎、国平以下、奥州に所領あるの輩、大略もつて首途すと云々。

海道大將軍千葉常胤は陸奥海岸沿に、山道大將軍比企能員は内陸の「陸奥大道」を北上していた。戦い上手の、指揮系統のしっかりした幕府軍と、かつての蝦夷の各地豪族が集まった勢力と遭遇したら勝敗の帰趨ははっきりしている。「寒さと雪」が味方する季節は終わっていたから、二月一二日多賀城に近い「迫の合戦」で兼任は惨敗する。

敗れた兼任軍は北上川を渡って逃れ、外浜と糠部との間の多字末井（青森県浅虫の近くの善知島岬）の梯に城郭を築いて抵抗したが、やがて兼任は姿をくらました。『青森県の歴史』山川出版社）その兼任が最後の決戦を挑んだのが、栗原寺であった。

文治六年三月一〇日

一〇日甲子、大河次郎兼任、從軍するにおいては、ことごとく誅戮せらるるの後ひとり進退に迫り、花山・千福山本等を歴て亀山を越え、栗原寺に出ず。ここに兼任、錦の脛巾を着け金作り太刀を帶くのあいだ、樵夫など怪しみをなし数十人これを相囲み、斧をもつて兼任を討ち殺すの後、ことのよしを胤正以下に告ぐ。よってその首を実検すと云々。

地方の武者とは思われぬ派手な恰好をしていたこともあって、土地の樵の「落武者狩り」に殺されたのである。その土地は岩手・秋田・宮城の県境にそびえる栗駒山の宮城県北部栗原郡、栗駒山麓に谷をつくつて、南から一迫・二迫・三迫と川が流れ下る天険を賞されたところで、兼任は二迫村の栗原寺で命をおとした。

鎌倉の強大な専制的勢力の前に、奥羽の豪族すべて席卷され慥伏したとき、大河次郎兼任ただひとり立って抵抗している。それは絶望的な戦いであつたかも知れない。しかし、そこにわれわれの祖先のひとつの鮮烈な人間像をみるのである。兼任は、秋田城に攻めこんだ蝦夷の血を脈々と受け継いでいた。われわれのきびしい北方的風土は、抵抗的人間像を生んだのである。それは、一つの長い時代である古代のおわりにふさわしい、人間像であつた。

古代の信仰

神への信仰

蝦夷と呼ばれ「化外の民」といわれて、異民族視された郷土の古代人は、阿倍比羅夫遠征のときに「秋田浦神」に誓つているところでも、神祀崇拜の点で中央の人びととも異なるところがない。綿津見神という海浜と海洋の神をまつるのは、信仰上の大和民族のきわだった特徴であり、この点でも海洋神崇拜を持たない

アイヌ民族と蝦夷とは明らかに違っている。

このような神への信仰は、古代日本人の自然崇拜と精霊の呪力を信ずる方向にむくもので、平野に急にそびえ立つ森山や高岳山が神の山として郷土の人びとの信仰の対象となつたであらうし、太陽が沈むところにある男鹿の山もそうした対象となつたろうことが想像できる。特にこの中で高岳山は「延喜式内社」の副川神社が江戸時代に移されるのも、すでに古代から「浦の神」の山のひとつとして、現地民の崇敬を集めていたものであらう。

古代から崇敬され現在に至っているものに、古四王神社がある。越王・古四王を祀る神社であるが、地主神と越の国神や征服者の神などが結びついて古四王神となつたものであらう。郷土と関係深い神社である。田村麻呂の遠征とその伝説に結びつくものとして郷土に特に多い八幡社があるが、八幡信仰は崇神天皇や八幡太郎義家の活動とも関係があるとされ、多くの解明されなければならない問題を含んでいる。

先に取り上げた吉弥古（侯）部系図には、古代族長と思われる人物の名前の下に前述のように「禰宜」としたものが多し。古代では族長がそのまま神官を兼ね氏の神を祀つたものであらう。

またさらに、田の神である山神信仰や、今日でも郷土の人びとの胸に濃密に影をおとしている北方系シャーマニズムも、この時代にはじまるものであらうか。原始的な神への信仰は、もっと追求されなければならない課題であらう。

仏教広まる

天長の大地震（八三〇年）で秋田城内の四天王寺が倒壊、丈六の大仏も失われたというが、この寺院は奈良時代末には創建されていたものと思われる。しかし国府のあつた高清水には、ついに国分寺はおかれていないから、この地方にどの程度仏教が普及していたかはつきりしない。ただ、古四王社がやがて四王堂という仏教的呼び名で呼ばれたりするところを見ると、習合がなされるくらいに仏教は人びとの間に入りこんでいたとも考えられる。

仏教は単に蝦夷に布教するという活動だけでこの地方に及んだのではない。それは一種の宣撫工作として広められたのである。衆生済度は、産業や土木や医療にまで及ぶ技術の伝達ということまでも伴った。仏教はある意味では軍事力以上の現実の力であった。辺境の人びとが仏教に帰依することは、とりもなおさず朝廷・律令国家に従うということであった。

『三代実録』貞観二二（八七〇）年二月八日条に、山本郡（仙北郡）安隆寺を定額寺にするところがあるが、官寺に準じると認められたこの寺は、この地方の豪族が建てたものであった。蝦夷の国の豪族が仏教に帰依していたのである。

仏教によって蝦夷の反乱を鎮めようと政府は考え、天台宗を国家公認の宗教としたのは、最澄が延暦二四（八〇五）年に中国から帰国した翌年である。後に第三世天台座主となる円仁（慈覚大師）も入唐、帰国後の貞観二（八六〇）年立石寺（山寺）を創建した。立石寺は寺格高く、円仁はここに腰を据えて奥羽両国に天台宗の布教につとめた。県内各地に慈覚大師創建の寺伝がある寺があるのは、円仁チームの僧が寺をつくったことを物語っている。国教となった天台宗の布教によって、蝦夷の反乱を鎮めようとしたもので、鎮護国家の仏教活動であった。

男鹿市門前の長楽寺は、山寺と同じ貞観二年慈覚大師創建と伝えられる。隣町琴丘町の房住山は現在「三十三観音霊場」であるが、その昔は天台山ともいわれて、天台宗の広大な僧房・寺院があったという「房住山昔物語」が伝えられている。房住山の物語には、中津又の長面の地名伝説が組みこまれているから、五城目もその信仰圏にあったのである。

日吉（枝）神社

男鹿島南磯まで到着した天台宗は、その対岸本土側の房住山にも天台宗寺院創建物語を残しているのである。男鹿北磯では、北浦神社（男鹿市北浦山王林）の歴史が注目される。

時代は中世とされるが、事実は一〇世紀頃と思われる。染川に創建の日枝神社は、後北浦に移って北浦神社となる。所在地が山王林というのも日吉社にちなむ地名で、日枝神社は日吉神社のことで、その本宮は比叡山麓の大津市坂本に

あって、大山咋神を祀り延暦寺の守護神とされるから北浦神社はもとも天台宗系の神社であった。

このように天台宗の布教になって、陸奥・出羽地方が安定したかというところ、そうではなかったとも見えるのである。郷土にも円仁の伝説的事蹟は多い。馬場目荷背峠で大蛇を調伏したという話や、盆踊りの由来にある振付けの話がそれである。また一説には安養寺（現在廃寺）を貞観一四（八七二）年に円仁が開基したというのもそれである。

おそらく多くの天台布教僧たちが、出羽国の蝦夷の村むらを巡り人びとの間に入り込んで、慈覚大師円仁の名のもとに活動したものであろう。布教僧たちは慈覚大師チームの一員として、立石寺に腰をすえた円仁の指令のもとに活動したらしく、大師の名を名をすることを許されていたものと思われる。各地に多くの慈覚大師伝説が、そのようにして残されたのであろう。

東北地方の仏教を考える場合、平泉文化の広がりには注意しなければならない。そのひとつの現われとして、出羽国側秋田県内にも一二世紀中期までの木彫の仏像優品が伝えられている。男鹿市赤神神社の十一面観音像、五社堂の十一面観音などがそれであり、馬場目白山神社の観音像もこの系列に入るものである。観音造像には、坂上田村麻呂による観音信仰の影響も考える必要がある。もともと白山信仰は、平泉藤原氏が奥羽地方にもたらしたものであった。

時代は戻るが十世紀半ころ康保年間の空也の浄土念仏による布教も忘れてはならないが、円仁と同様出羽北部に至ったかは疑問である。さらに、修験による熊野信仰と羽黒修験の成立も、郷土の人びとの信仰に大きな関係がある。念仏と修験道は、次の時代に入るといよいよ村の精神基盤を形成していくのである。

郷土の寺院など

『三代実録』貞観元（八五九）年条に、秋田郡の道公宇夜古・道公宇那伎が深く仏教に帰依、持戒を願い出、能仁・法天という出家名をそれぞれもらっているという記事がある。仏教は九世紀半には蝦夷の豪族を出家させるほどに布教されていた。江戸時代中期に森山南麓から古碑が発掘されているが、碑の正面

には三個の梵字と、承和五（八三八）年七月二〇日「右為妙法尼……」の刻字があった。

このことについて、文化五（一八〇八）年五城目にやってきた菅江真澄がその由来を古碑の筆写を入れて遊覧記に記録している。この碑は、新町地藏堂に祀られることになる。碑にある妙法尼は、持・経・者として仏教弘通のために地方へやってきた人という。この古碑は、九世紀半ばに郷土に仏教が広まっていたことを証明している。このころになると、この地方にも政府の力が行き渡るようになり、現地民も農耕民として村に定着するようになっていたのである。

延暦二三（八〇五）年・大同元（八〇六）年と平安の二大仏教天台・真言両宗をはじめ最澄と空海がそれぞれ帰朝するが、そのすぐ次の年の大同二（八〇七）に樋口十王堂・円通寺・安養寺が開基したと伝えられているが、この説には信ぴょう性はない。九世紀末近くになると国分寺の外にこれに準ずる定額寺が各地に設けられるようになっていたが、郷土の古い寺もそのような動きと無関係ではないと思われる。馬場目の例をとってみても、門前玉龍寺・恋地青岩寺・中村安養寺・帝釈寺（以上四寺は廃寺）・広徳寺・松樹院といずれも古い寺伝や伝説を持っている。五城目の古刹高性寺も、寺伝によると初め森山南麓にあり、天養元（一一四四）年堂が沢（坊が沢）に移り、公文地から現在地に移建したという。弘法大師筆と伝える「不動明王」の額があるが、これも十世紀には開基された真言寺院であろう。また、森山北麓白水沢の東谷寺（廃寺）も古代末には開かれていたのではなからうか。これらは、郷土一帯の文化と仏教弘通のさまを想像させる。

時代が進むと、同じ密教であるが天台宗から真言宗になる寺院が多くなる。高性寺や男鹿市長楽寺などが、その代表的事例である。